刑政第44巻第8号

矯正図書館

刑政

第四十四卷　八月號　第八號

卷頭言	正木亮	2
行刑法改正の基本問題(三・完)	正木亮	4
アメリカに於ける少年犯罪の新傾向	木村龜二	15
犯罪の原因に就いて(上)	澤田順次郎	27
紐育州刑務所々内規則及規律補遺		36
不良兒惡囚の調査(十一・完)	吉益脩夫	41
惡漢のための學校	ヂャック・カラハン	54
行刑小話	玖波文一郎	69
指紋研究に就て(二)	出口米吉	82
刑務所製作品審査概評		88
協議事項に關する委員の報告		85
刑政改題十週年記念懸賞當選論文		108
海外異聞錄——讀者の頁——刑政俳壇——家庭の頁——紋任辭令——其他		

財團法人　刑務協會發行

矯正図書館

刑政

第四十四巻
第八號

行刑界の最高權威書出現!!!

司法省行刑局長　松井和義
東京帝大教授
法學博士　牧野英一　編纂

行刑論集

←「刑政」第五百號記念大論文集→

◉序文　清浦伯爵
◉花井博士
◉牧野博士
◉菊判　美本七百七十二頁
◉定價　上製四圓
並製三圓五拾錢

轉近刑事學の重點が、行刑に遷ることになつたことに付ては、最早疑はない。實證を離れて行刑の存在はない。特別豫防を省みない刑事政策は累犯防止に對しては殆んど意義がない。そこに歐米各國が行刑制度の研究、その設備の完成に精進しつつある所以があるのであり、我國に於ても行刑に關する問題が、朝野識者の耳目を聳集する事になつたがそれは結局社會の要求に外ならないのである。

茲に於て、斯界の唯一の指導、研究機關として、明治廿一年より四十餘星霜の間、刑事思潮を醸成してゐた我が「刑政」は第五百號發刊を記念して、斯界に劃期的貢獻を爲す可くここに「行刑論集」を刊行することにした。

執筆者は孰れも斯界の權威者、その内容は行刑の各方面の問題を網羅し之を一卷に納め盡して居る。

われ〳〵は茲にわが國に於ける唯一の實證的な參考書の編纂されたことを自詡したい。

↓内　容↑

教育方法としての刑罰と法律關係としての刑罰　牧野英一
保安處分斷片　豐島直通
少年行刑　正木亮
刑務作業に對する敎化的考察　森山武市郎
監獄教誨　河邊湛然
わか國に於ける累進制　住江敬義
指紋　古畑種基
犯罪の社會的觀察　勝水淳
我國に於ける懲役の沿革　小山松吉
國際刑務會議　木村亀二
近代的自由型の誕生　瀧川幸辰
未決勾留に就て　小野清一郎
教育に於ける作業の地位　吉田熊次
行刑衞生に就て　芥川信
累進制に關する或考察　椎名通藏
不定期刑　泉二新熊
精神病學と刑務所　三宅鐵一
釋放者保護事業概觀　大原昇
監獄の沿革　岡部常
　　松井和義

殘本僅少

發行所　東京市麹町區西日比谷町一　刑務協會　電話銀座二三四四番
賣捌所　東京市神田區一ツ橋通五　有斐閣　振替東京二三八二五番　電話九段三二〇五九番　振替東京三二三七〇番

ギリシヤに於ける刑法改正

一九二八年わたくしがブラーハに於て交歓したメネラオス・チツオウラス Menelaos Tsitsouras 君は最近わたくしに對して書を寄せて曰く「今議會ギリシヤ政府は刑法草案を提出して之を實行に移さうとして居る。わたくしはその說明の衝に當ることになつて居るから願くば日本に於ける刑事法の文獻を送つて貰ひ度い」といふのである。

メネラオス君は國際刑法並監獄會議のギリシヤ政府委員をして居られるだけに行刑の專門家である。その行刑學者が刑法改正に關する說明委員として立たれるだけにわれわれはギリシヤ新刑法が行刑を起點として改められるべきことを想像するに難くないのである。

わたくしは今議會に提出さるべきギリシヤ刑法草案なるものを手にすることを得ない。しかし、それがおそらく一九二八年に公表されて居る刑法草案と大同小異のものであるとすれば今次のギリシヤ刑法の改正はまさしく行刑上の根本問題を刑法に於て解決せんとする重大なる改正として看過するを許されないのである。

惟ふに、從來の諸國の刑法典殊にわが刑法に至つては刑法は只刑名を明かにすればことが足りるとされて居たのである。刑の內容は行政上の專權に委ねて一向罪刑法定主義の原則を破るものではないと考へられて居たのである。しかし、刑法論の進展はしらずしらずのうちに罪刑法定主義の對象たるべき刑は刑の執行を如何にすべきやといふことにまで及ぶものだといふことが意識されるやうになつた。詳言すれば刑の執行に關する基本的問題は能ふ限り之を刑法典に於て解決すべきものだとするに至つたのである。

この論理は一九二六年のチエコスロヴアキヤ刑法草案に於ていくらか具體化されて居るがギリシヤ刑法草案は更に竿頭一歩を進めたものがあるのである。

ギリシヤ刑法草案は全編通じて三十一章四百四十九條の大編であるがその中刑に關するものは第二十四條乃至第五十六條に至る二十三條に亘つて居る。わたくしはギリシヤ草案が死刑を存し自由刑を重懲役輕懲役禁錮及び拘留の四種に分けて居ることに付て行刑進化論上退嬰的なものであるといふあきたらなさを感ずるものではあるが同時に同草案が自由刑執行の勞作中心主義を高調し（第三五條）犯人分類主義を明かにし（第三六條）行刑の基本を累進別に置き（第三一條）而して假釋放と釋放後の生計確實性との關係を判然たらしめようとした（第三九條）如き刑法を以て社會防衞法として最も有效ならしめようとした努力に敬意を表したいのである。

ギリシヤは從來刑事法による社會防衞に不斷の努力を捧げて居る。即一九一七年八月三十一日の假釋放に關する法律、一九一九年一月十六日の放浪者及び乞丐に關する法律の如きはその適例であつたが今や之等の法律を刑法に合せ同時に行刑の特別豫防主義をも之に納めて以て刑法を社會防衞目的の規準たらしめようとした點に付き、われわれは特に刑法の新しき傾向を示唆されるのである。

今やその新法典が實行に移さるべくメネラオス君は最大のあつ旋を爲さうとして居られる。わたくしは特に同君の成功を祈り新刑法の世に出でんことを遙かに祈念して止まない。

昭和六年七月十七日夜

正木亮

刑政第44巻第8号
矯正図書館

行刑法改正の基本問題（三・完）

正木亮

目次

一 はしがき
二 刑務官の據るべき刑罰觀念
三 個性審査と特別豫防
四 受刑者生活の法律化（以上前號）
五 責任觀念を基礎とする行刑
六 けつろん

五 責任觀念を基礎とする行刑

善良なる國民は利己的であつてはならない。自己の利益を守る反面に於て社會の爲めに犧牲を拂ふべきことは共同生活を爲すものの本分である。日本臣民がさしあたり犧牲を拂はねばならぬものは憲法第二十條による兵役の義務と同法第二十一條による納稅の義務とがあるが、その外にわれわれは日常の問題として共同生活の爲めに種々なる犧牲を拂ふ。例へば、小さいわれわれの村落の爲めに衞生費や防火費を出すことはわれわれのふところ勘定からいへば小さいながらも犧牲にはちがひない。しかし、各人がその犧牲をあまんずる場合に於て始めてわが村落は平和になり得るのである。われわれは自分の利慾の爲めに他人の權利を侵害してはならない。われわれが互に慾望を或程度に抑壓するときそこに窃盜罪もなければ横領罪も詐欺罪もないのである。換言すれば、犯罪の多くは無制限なる慾望と感情との發露である。

わたくしはむつかしいことではあるが、夜間雨戸をしめなくて睡眠することの出來る社會を欲し、證文なくして取引の出來る社會を夢みて居る。ユートピックな考へではあるが、この考へはおそらく社會改造の最後の目的であり、教育の最高の頂きなのである。

教育の方法がこの頂きを目標としないでいたづらに機械化すると教育は反つて人類を惡化せしめるものである。試みに最近の行刑統計について見ると文化が進むにつれてインテリゲンチヤの犯罪が漸增して居るやうである。(二)それは結局のところ教育が各人の慾望を基本として社會の平和といふことにふれないからである。

近時の教育學には素樸的な元始的な教育學が反つて謳歌される傾きが見へて來た。スパルタ教育に對する憧憬、寺小屋教育に對する讃美がそれである。(三)かやうな傾向は要するに現代の如き物質教育に對する反動であるが、わたくしはあながちにその反動思想を排斥することが出來ないのである。

かやうに教育學上素樸的なりし過去が追憶される所以のものは要するに被教育者の社會に對する責任喚起の要望なのである。それによつて社會の平和を完成しようとする意圖なのである。

行刑が犯人に對する教育方法なりとするわたくしとしては當然に教育學上に於けるこの目的に行刑を調和せしめねばならぬのである。洵に困難なことではあるが教育によつてユートピヤ即ち犯罪のない社會がいつ出來ようともさし當りわれわれの手から放たれる釋放者がそのユートピヤに調和出來るように敎化して行く責任を感ぜねばならぬのである。

かやうな意味からわたくしは行刑の基本觀念の一として自由刑の目的は受刑者の責任心Verantworting(三)を強固ならしむるにありといふ一條を監獄法に規定する必要があるのではなからうかと思ふ。

さて、自由刑の目的がかやうな敎育方針の下に打ち立てられることになると玆に現行監獄法はその根柢を覆へされることになるのである。何んとなれば、今日の監獄法は戒護に於ても、作業に於ても、敎化に於ても乃至は衞生に於ても一として囚人の責任觀念を喚起する方法が講ぜられて居ないからである。今日の監獄法に於ては役人が主働的地位に立ち囚人がすべてに於て、受働的地位に置かれて居る。受働的地位に立つものに積極的な行動が期待されるわけはないのである。

故に、わたくしは先づ第一に今日の監獄法に於て絶對の威力を持つて居る戒護を今日の如き物的戒護より人的戒護に、さうして官憲の戒護より自治戒護にうつす必要を感ずるのである。(四)何となれば、銃劍の威力に壓へられる人の心理狀態から責任の生れるわけがなく、官憲に左右される者の心に自發的活動を期待し得らるる道理がないからである。その意味に於て囚人自治制は囚人の責任觀念喚起の最上の手段として行刑法改正の基本問題の一を爲さねばならぬのである。(五)

第二は拘禁制度の問題である。現行監獄法によれば拘禁の基本は獨居(第一五條)と雜居(第一六條)とである。しかし、その二つの間に緊密なる連絡もなく、その拘禁によつて囚人の心情を善化せしむべき何ものもない。否、それ等の拘禁によつて作り出さるる結果は只拘禁性の變質と惡風の感染とのみである。(六)

そこで、わたくしはこの二つの拘禁を利用しその連絡を更に半自由拘禁にとるところの累進制を法律によつて定めねばならぬといふのである。囚人は嚴格なる獨居より寬大なる雜居に、更に寬大なる半自由に進まんとする希望によつて努力のチヤンスが與へられる。しかし恰もわれわれがわれわれの社會に於て生活狀態に比例してそれに相應するところの犧牲を負擔せしめられるやうに(七)その拘禁狀態の進化は彼等のあらはすところの責任觀念の濃度を標準とせねばならぬのである。(八)

この責任觀念の濃度は形式的に見れば累進測定の一尺度に過ぎぬ。しかし、內實的に觀察すればその責任觀念こそ行刑上特に要望されるものであつて、その觀念こそ實に敎育の最後の目的なのである。(九)行刑の目的は他の表現法によれば獨立獨行性を養ふにありといつて居る。その自立性は責任觀念をはなれて生れるものではないのである。

現代の行刑は稍もすれば囚人優遇の方法のみに孜々たるものがあるとされる。若しも行刑が囚人優遇のみに則すれば行刑は結局囚人の利己心を滿足せしむるに了り竟に破綻の運命に瀕するがわれわれが意圖する囚人優遇は責任觀念喚起の手段であることを看過して貰つては

困るのである。その爲めにわたくしは行刑法改正に當つて累進制に關する規定と更にその累進制が責任觀念の濃度を標準として運用されることを明示して囚人自身と世の行刑に對する理解とに備へる必要があると思ふのである。(一〇)

第三にわたくしは刑務作業が責任觀念喚起に對して如何に組織立てられねばならぬかを考察して置かねばならぬのである。

刑務作業に就て殊に最近論議の中心になつて居るのは牧野博士の擧げられた三位一體論と(一一)わたくしの自給自足主義とである。前段に對し小野教授が批評されたところは、私は作業の積極的意義を認むると共に、それが近世の監獄組織、殊に現時の行刑組織に於て如何に教育以外の目的、殊に『經濟的』目的を有するものであるかといふことを注意せざるを得ぬのである」とされ、更に「働くことによりて修養することはあり得る。しかし徒らに勞働せしめ、作業能率を擧げしむるだけでは、それは教育でなくして勞働力の搾取である。(中略)教育なる觀念を極めて漠然たる意味に用ひ其の理想的色彩を以て現在の搾取的事實を蔽ふことに終らしむることとは宜しくない」とされる。(一二)(一三)(一四)小野教授の批評によれば三位一體を主張することは現行法の下に於ては搾取的事實の蓋蔽であるといはれるのであつて、それを以て行刑改良の一家言であることは認めては居られぬらしい。しかし、三位一體論は現行制度を維持とするものではない。人として働かしめ、働くことによつて修養せしめ、能率を發揮せしむるといふ意味は現行制度の十二時間半の勞働時間を短縮せしめ、賃金制を實現せしめ而して勞働災厄を排除せしむることを前提とする改良論なのである。(一五)わたくしの作業論は常に現行制度の改良の要望なのであるが、それと三位一

體論とは實に一身同體を爲すものである。わたくしは思ふ。現在に則しわれわれの改良的意見を排斥される小野教授はいかなる方法によつてその惡と認められる今日の作業制度の改善を期して居られるのであらうか。

小野教授は更にわたくしの自給自足論に對して「此の監獄の自給自足主義なるものは恐らくひとり作業收入により收容費を償ふを以て滿足せず、刑務官吏の俸給も事務費もすべて償ふことを理想とするものであらう。私は一概に經濟的目的を否定するのではない。否、出來る限り行刑に依る國家の財政的負擔を輕減することは何人も異存がない筈である。しかし、刑罰は元來社會公益のために之を行ふものであるから、其の費用は國家に於て負擔すべきが當然である」とされる。(一六)わたくしは教授のこの批判に對して釋明する前に先づ刑罰の社會公益の爲めの執行といふことを考へて見なければならぬと思ふのである。社會公益の爲めに執行さるべき刑罰は二つの大本の上に立たねばならぬと思ふ。その一は受刑者を無害化ならしむることである。その二は被害者をしてその被害以上の負擔を蒙らしめてはならぬことである。第一の問題に對し國家は受刑者をして獨立獨行の人たらしむべき責務を負ひ、第二の問題に對し國家は被害者及びその他の人々から受刑者を養ふ爲めの租稅を徵收しないようにすることである。今日の狀態に於ては例へば千圓を窃取された人々はその納めるところの租稅を加害者の生活の爲めにさかれることになつて居るがこれほど矛盾した國家の保護はないのである。

受刑者は病者それ自體ではない。受刑者の多くは幼者でもなければ老衰者でもない。その大部分は鐵腕をふるひたひに汗し得るところの壯者が多い。それ等に對し其の費用は國家

に於て負擔すべきが當然であるとされる小野教授は人道主義的な國家責任から成り立つとこ
ろの感化院、養老院乃至は施療院と刑務所とを同一の觀念の上に混同して居られるのではなか
らうかと思ふのである。

わたくしは養老院や施療院に對する國家の財政負擔は充分に認める。しかし、それは老衰者
や病者に對する人道的立場が認められるからである。監獄に於てはさうはゆかない。壯者に
對しても國家は人道主義の立場には立つが、それかといつて之を曼然飽食せしめるいはれはな
い。國家はそれに對し自活し得るところの職を與へそれによつて自活し得しむべきである。
同時に彼等はその働きによつて國費の總てを輕減してゆかねばならぬ責任を負擔せねばなら
ぬのである。

その點に於て自給自足主義は教育的價値を充分に認めることが出來る。自ら働きそれによ
つて自ら生きんとする生活方針を樹立せしめ、同時に社會に對してその負擔を輕減せしめよう
とする責任觀念の喚起は結局に於て教育目的の最後のものなのである。しかく、自給自足主義
が論理化され得るとするとその手段として自給自足主義は三位一體論と結びつかねばならな
くなるのである。小野教授は「私は、自給自足主義なるものが教育主義といかなる點まで一致す
るものであるかを疑を懷き」(一七)といはれて居るが、わたくしは自給自足主義は行刑教育はもちろん
社會教育の中心をなすものだといふことを斷言してはばからないのである。

さて、三位一體論と自給自足主義とが調和するとここにわれわれは現行監獄法の賞與金制度
(第二十七條)を賃金制に改訂せねばならぬと思ふ。同時にその賃金の使用に付て受刑者の權限

を擴張して所謂自辨品使用を是認せねばならぬと思ふのである。即ち前者によつて作業の趣
味と能率を高め、後者によつてその人たるの存在が明かにされることになるのである。かくな
だらかになつたときの作業から無責任な心持がわくわけはなく、その責任心の助長が釋放後に
資する大きな資產であることを何人かよく否定し得よう。

第四の問題としてわたくしは敎化問題に觸れて見たいと思ふ。今日の敎化は敎誨敎育の二
つの方法が基本になつて居る。前者は主として注入的な精神陶冶法が用ゐられその衝に當る
ものは敎誨師である。注入的であるが故に日曜日に於ける總集敎誨がなかなか重く考へられ
て居るが、わたくしは敎誨が注入的である限り受刑者の自發力といふものは容易に期待するこ
とが出來ぬと思ふ。よく耳にすることであるが今日敎誨師が不足で徹底した敎誨はむつかし
いとのことである。しかし、それは敎誨師が積極的に囚人に話しかけようとするから人手が足
りないので、敎誨は囚人の煩悶、信仰、慰藉等を解決すべき最後の殿堂でなくてはならぬのである。
敎誨師が受働的地位に立つて精神的な解決を與へるとき始めて確固不動なる敎誨上の效果が
あらはれるのである。故に敎誨は行刑諸制度によつて喚起したる心情の動きに對應するもの
であることを法律に明定する必要があるのではなからうか。

次に、改良すべきは監獄內の敎育である。今日の敎育は小學校敎育をそのまゝとつて居る。
殊に、修身、讀書、算術、習字がその主たるものになつて勞作敎育はうたはれて居ない(施行規則第八
十五條)。わたくしは今日の學校敎育の趨勢にかんがみて今日の監獄敎育は洵に妥當なもので
ないと思ふのである。殊に、將來自立獨行の人にまで仕立て上げようとする監獄に於て勞作敎

矯正図書館

育と別個な傳統方法を用ゐることは自立獨行の精神を養ふことに緣が遠い。そこで、わたくしは現在の教育法をかへてむしろ作業を舞臺にする勞作教育にかへ勞働を爲しつつ學問を修得するところの所謂徒弟學校式の教育にかへてゆかねばならぬと思ふのである。

最後に衛生問題を解決して置きたい。現行監獄法に於ては衛生は專ら監獄の爲めの衛生であり官憲の必要と認むる程度に於て衛生を完全にしようとして居る(第三六條乃至第四四條)。しかし衛生は官憲の爲めの衛生であつてはならない。衛生は各個人の爲めの衛生でなくてはならぬのである。各個人の衛生が完全なるに於て始めて團體の衛生の完全が期せられるのである。

保健技師は衛生の全權者ではなくて衛生のリーダーである。さうして、その指導に從ふが爲めに各個人は時に利克心を捨て慾望を犧牲に供せねばならぬ場合があるが、その觀念を各個人から喚起することに於て、衛生は實に大きな教化手段でもあり得るのである。

故に、新たなる行刑法に於ては衛生に關する事項を衛生テクニックの問題としてのみ規定してはいけない。その規定を以ておのづから責任觀念を喚起するやうに編制することに行刑衛生の眞價があり得るのである。

要するに、行刑は各部門を通じて流るるところの責任觀念喚起の目的があるのであるから行刑法を改正するに當つてはさしあたりその目的を中心とすることに著眼せねばならぬのである。

(一) 高等教育を受けし者大正十二年六八、同十三年八二、同十四年八五、昭和元年一四

七、昭和二年一一〇であつて漸增して居る。

(二) 吉田熊次博士教育學概論第一五六頁以下。

(三) 一九二七年のドイツ行刑法案はそれを累進制の基本として第百六十三條に明定して居る。

(四) 拙稿「行刑に於ける戒護觀念の推移」(刑政第四三卷第五號)第一四頁以下。

(五) 自治制は戒護懲罰までも囚人の手に委ねることが理想である。さうしてそれは實に囚人の責任觀念喚起を目的とするものである。Preussische Verordnung über den Strafvollzug in Stufen vom 7. Juni 1929, §§. X. XI.

(六) 獨居拘禁から變質が生れることは精神病學者の通說であり雜居が惡風感染の場所たることは行刑學上の通說である。

(七) 納稅の場合がその適例である。

(八) P. V. ii. d. p. i. p. §. I. Abs. 3.

(九) 勞働改善法第八條。

(10) ドイツ行刑法案と勞働改善法はその點を明にして居る。

(11) 拙著行刑上の諸問題に對する牧野博士序文。

(12) 拙著前揭第三五頁以下。

(13) 小野教授前揭第一〇頁。

(14) 小野教授前揭第一一頁。

(15) 拙著前揭第一一五頁以下。

(16) 小野教授前揭第一一頁。

(17) 小野教授前同頁。

六けつろん

以上の諸點を要約して行刑法を改正するにはどんな點に重きを置かねばならぬかといふことが明かにされるわけである。その第一點としてわれわれは先づ行刑法が如何なる刑罰觀念に立たねばならぬかを解決して置かねばならぬのである。わたくしはその點を特別豫防に見出しそれに從つて行刑の科學化殊に個性審査を科學的に爲さしめようとするのである。

しかし、今日の行刑法に於ては特別豫防主義に大きな支障が殘されて居るが、それをわたくしは受刑者の生活に對する法律的保障のないことに見出す。その保障がない限り到底受刑者に對する敎化は望みがなくなる。

そこでわたくしは二つの解決をいそいだ。その一は受刑者生活を法律化しそれを前提として敎育手段を施さうとするのである。さうしてその敎育手段は行刑全部を通貫する責任觀念の喚起に結ばうとして居るのである。

惟ふに、行刑を部分的な改正によつて意義あらしめようとすることは反つて弊害がある。例へば行刑の根本問題にふれずして受刑者に枝葉の權利を與へれば受刑者はその權利を大海に於てつかむ藁の如くに無批判につかみその權利とともに溺れゆくのである。

行刑法をしかくツェックロースな改正にのみとどめてはならない。わたくしはその意味に於て立法者に特に改正すべき大本を提示した積りである。

アメリカに於ける少年犯罪問題の新傾向

木村龜二

少年問題は刑事法に於ける新思想のパイオニアーである。千八百九十九年に始めてシカゴに於て少年審判所が出來たことは周知の事實であるが、この最初の少年審判所の意味は、それが單に少年の審判を成年のそれから分離して行ふといふだけの意味で盡きたのではなかつた。かかる意味での少年審判所なら既に千八百七十年にマサチュセットに存在したし、又其の後ニューヨーク州でも例へば千八百六十二年五月五日のスイスの法律も同趣旨を規定して居つた。然し、シカゴの少年審判所の意味は、それが實證學派の理論を完全に實現したことに在つたのである。即ち、それは、古典學派の基礎であるところの道義的責任と刑罰といふことの代りに社會防衞の思想を置き、犯人の道義的責任の有無を問はず再敎育處分たる保安處分を適用することにした。犯罪はその行爲者の危險性の徵表とせられ、處分は犯罪の大小によらず犯人の危險性に依られることとなり、處分の內容は犯人の個性に適應せしめられ、その宣告は不定期的とせられ、その適用は目的の完成とともに止められ、又目的完成に至るまで續けられることになつたのである。

シカゴの少年審判所は、アメリカでは千九百四年には十州によつて模倣せられ、千九百十四年

にはその數三十を越え、千九百二十七年には四十八州中二州を除く悉くに少年審判所が設けられた。この二州とはメーンとウオミングとであるがそこに於ても勿論法律上は少年審判所と同樣の處置を採ることが出來ることになつて居る。この少年審判所の制度は大陸へも輸入せられ英、佛、獨、伊、墺、白を始め殆んど悉く採用せられて居る。我が少年法もこの思想の發展の一つの表はれである。

かくて、アメリカが犯罪少年問題について持つて居る地位も明白となるのであり、又從つて、そこに於ける少年問題の發展は注目すべきものでもあることとなる。私は、かかる見地から、曾て、その「少年指導調査所」と「訪問教師」の制度について紹介を試みた(一)。今、其の他の傾向について特に注目すべきものを紹介して、少年問題研究の參考に供したい。

(一) 拙稿「アメリカに於ける少年犯罪豫防の新傾向について」(刑政第四三卷第二號第一〇頁以下)參照。

□

先づ、アメリカに於ける少年犯罪現象の原因についてであるが、最近にラシーヌ女史はその原因として三箇の事實を掲げて居る。第一はその人口の構成要素であり、第二はその生活の工業化であり、第三は家族生活の動搖であるとせられて居る(二)。

(二) Racine, L'Evolution des idées aux Etats-Unis en matière de déjinquance juvénile, Revue de l'Institut de Sociologie, 1931, no 1, p. 50 et suiv.

第一の人口の構成要素とは謂ふまでもなく諸國から流れ込む移民である。大戰後の法律によつて移民の制限はなされては居るが、依然、移民は續けられ、種々雜多の人種がアメリカに吸收せられつつある(三)。そして、これ等の移民のアメリカ化は、特にアメリカで教育を受けた移民の子供達については容易である。然るにその親達は依然その祖國の風習に憧れ、それを維持せんとする。そこでアメリカ化した子供と祖國の傳統を固持し英語にすら親まぬ親との間に間隙が生じ、家族的紐帶が弛緩し、これが精神の上に反映して少年をして不行跡から犯罪へ陷れるのであるといふ。

(三) 一九二〇年の人口調査では一〇五、七一〇、六二〇の住民中、八九・七%が白人で九九%が黒人、白人九千五百萬人中一四%が外國生れ、二三%は兩親若はその一人が外國人であつてアメリカで出生した者であるといふ。

第二の原因たる生活の工業化は、全人口の二九・九%といふ農業で生活をして居る者を除いた約七〇%について問題になるのであるが、例へば一九二九年の統計では、人口一億二千萬の中、家庭に於て電氣を使用せる者について電氣火熨斗が一八、二五〇、〇〇〇電氣洗濯器が八、二〇〇、〇〇〇用ひられ、又六百萬人によつて二〇〇、〇〇〇のラヂオ、六、三七五、〇〇〇の麵麭燒器、五、二七五、〇〇〇の藥罐、一、五五〇、〇〇〇の冷藏器、三、一一〇、〇〇〇の發熱器、の電氣器具が用ひられて居るといふ。そして、この日常生活の機械化は二

面文明の進歩を意味するが、他面それが少年の心理に及ぼす悪影響は非常に大で、特に例へばロス・アンゼルス少年審判所の陪席判事で、少年心理學の權威たるミリアム・ヴァン・ウォーターズ女史の如きは、かかる生活の機械化が少年の心理を歪曲せしめ、それが間接に應化力の缺乏、犯罪の原因となつて居るとして居るのである。又、工業化は、他面、産業については、人口の都市集中、全家族員の工場、事務所への吸收となり、家庭生活を破壞する結果となりつつある。

ここに第三の家庭生活の崩壞といふ原因に到達する。それは離婚數によつて表示せられつつある。勿論、離婚原因は産業の工業化に限られて居らない、法律の緩和にもよる。然し、それは家族生活の動搖を示す針である。千九百十六年には百の婚姻に對し一〇・六の離婚があつた。二十二年には一三・一となり、二十七年には一六即ち六・二の婚姻中一の離婚があることとなつて居る。勿論、この比率は州により異るが、例へば、一九二七年には、カリフォルニアでは婚姻三・七に對し離婚一であり、その數はオレゴンでは、二・三對一、ネヴアダでは一・二對一となつて居る。然るに、この離婚が少年に影響を與へるのは、子持の夫婦の場合であるが、その數は千九百二十七年には全國一八八、六八五件の離婚數中六八、九四九を示し、子供數全体で一二二、二四〇人、即子持夫婦離婚一に對し子供一・八人の割合であつた。それで、既に千九百十年には全國の少年の二五%は死亡、遺棄、離婚により不完全となつた家庭の子であつたので、この狀態が、少年犯罪の原因として強く作用しつつあるのである。

これらの原因は必ずしも各國に於て同樣ではないであらう。然し、その程度の差はあるが、生

活の工業化、離婚等による家族の崩壞は各國に現はれつつある。特に資本主義經濟に於ける産業の發展があらゆる形式に於て家族を破壞し、少年を犯罪へ驅りたてつつあることは一般に共通である。

□

かかる事情に刺戟せられてアメリカの少年犯罪の研究は注目すべき發展を續けつつある。そのうち、特に重要な意義を持つものはヒーリー氏の研究である(四)。千九百九年から十四年まで、彼はシカゴ少年審判所附屬の「少年精神病研究所」(Juvenile Psychopatic Institute)の長として、そこで數百の少年について、個別的に醫學的、精神病的、智的、敎育的及び社會的調査を爲した。彼の方法は、犯罪人型といふ考へや、統計的方法を排斥して、個人は諸種の性格の結合であつて、その性格のあるものが各個の異れる事情に伴はれて、法律が犯罪として居るところの反社會的行爲に、至らしめるものであるとし、この犯罪の原因を確定するためには各個人について完全な調査を爲すことが必要であるとするのである。特に、少年の心理的調査に重點が置かれて居る。かくて、彼の到達した結論は、犯罪の心理的原因として、(一)それ自体何ら重要でない欲望の不滿足、否、場合によつては賞揚すべきアンビションが實現せられないこと、(二)周圍の事情に對する憤慨、(三)内心の葛藤、性問題、家族の態度、自己に恥辱と考へられる事實、例へば私生子たること、養子

たること、を發見したことであつて、これらの事實が心的調和を破壞し、結局、複雜なる過程を通して不行跡に至らしめるのであるといふ。

(四) その The individual delinquent, 1915 は特に重要である。

このヒーリー氏によつて屢々引用せられるのは、ワットソンによつて代表せられて居る行動心理學(behaviorism)である。それは、人間の行動を以つて外界の刺戟によつて決定せられるものであるといふことを根本的原理としたものである。その例として引用せられるのは、犬に餌を見せるとその犬は胃液の分泌作用を起すものであるが、その場合餌を示す度に同時にベルを鳴らすと、それを繰返して居るうちに、餌を示さずともベルを鳴らすだけで胃液の分泌が爲されることとなるといふ事實である。この理論を應用して少年の改善に用ひることが爲されて居る。その例として、二人の異つた環境に成長した少年が組んで一緒に窃盜を爲したり、又相互に性的行爲を爲した。そのうちの年長者はこの惡事を爲す時は常に古い小屋を本據として居つた。然るに、この二少年が同一保護者の下に置かれたところ最初は甚だよい結果を見た。偶々、或る日彼等二人の遊び場所として以前に鳥小屋として使用して居つた場所が與へられた。その時から、又、二人は窃盜と性的行爲を始めるに至つた。保護者はこの窃盜を知つて居つたが、どうしてもこれを防止することを得なかつた。遂にその原因を發見するに窮して、二人を心理的調査所に連れて行つた。その結果、彼等に與へられた遊び場の鳥小屋が、以前彼等の惡事の根據地であつた古い小屋を聯想せしめ、それが原因となつて再び窃盜と性的行爲が繰返されるといふこ

とが明らかにされた。それで以後は、鳥小屋へ入ることを禁じ、又二人を一緒に置くことが相互に不結果の原因となるので隔離することにせられたといふのである。

又、社會學者のウイリアム・アイ・トーマス氏(William I. Thomas)は、反社會的行爲の原因は人間の根本的な欲望が充分又は全然滿足せしめられないことから來るとし、その根本的欲望を四箇として居る。その一は注目せられたいといふ欲望である。人は何等の方法で人氣を求めて居る。若し、少年がこの欲望を滿足せしめられない場合、彼は、不正な手段によつて人の注意を自己に集めんとするに至る。その結果として詐り、憤り、等の惡い手段に出づることが爲されるのである。第二は愛せられたいといふ欲望であつて、これは前者と類似したものであるが、若しそれを滿足せしめられない時は少年が不良化し、柔順でなくなることは周知の事實である。第四は安全の欲望である。私生子、遺棄せられた少年、不和な家庭の少年はこの安全の欲望が滿足せしめられぬ結果惡化し易いのである。最後に、第四は新しい經驗を求める欲望である。少年を健全ならしめるにはこの冒險欲が適當に滿足せしめるやうにしむけられねばならぬといふのである。

更に、ヒーリー氏はフロイドの精神分析をも適用しつつある。例へば、その所謂同一視の現象によつて少年の行爲が說明せられる。或る擅斷的な父の下に育てられた少年がその父に反感と反抗を示すので保護者に託せられた。保護者は非常に優れた人で且つ少年に親切であつた。然し、少年の惡癖は矯正せられなかつた。心理的調査の結果、この保護者が父と同じやうな逞しい人柄であるので少年は彼を愛することが出來なかつた旨を述べた。少年は父と保護者とを

同一と見て、その新しい環境への應化を爲し得なかつたのであつたといふ。又、アードラーの說によると、性格の異常性の背後には、肉体の缺陷とか知能的低劣、社會的地位の不遇等があつて、それが、或は臆病、非社交性となつたり、或は虚勢や虚榮となつて表現せられるといふのである。或る非常にアグレッシーヴな、儀舌で、傲慢で、人の注意を引きつくことに腐心するところの、手に負えぬ子供があつて、色々保護者を變更しても効果がなかつた。心理的調査所で色々親切に質問をして居るうちに、少年は自己が腐敗した家庭に育ち、母親は不行跡で、兄弟は犯罪人であることを白狀し、遂に涙にむせび乍ら少年は自分がやくざ者で、誰にも愛してもらへず、どうにもならぬ人間であると言つて、自己の在りのままの姿をその親切な理解に富んだ質問者に示すことになつたといふ。かくして、この少年に對して今まで採られて居つた處遇に全然改められねばならぬものがあつたことが發見せられたといふのである。

かくて、犯罪といふことの概念が全然變更せられることとなつたのである。ミリアム・ヴアン・ウォーターズ女史は次の如く述べて居る。曰く「人間の行爲は動機に基いて爲されるものであつて、單純な命令や禁止でこれを變更し得るものではない。若し、人間の行動を變更せしめんと欲するならば、先づその行動を調査し、その上で善意と理解心とを以つてその人間を遇しなければならない。この理解的態度を犯人に對して採るといふことが人類の歴史並びに裁判所の歴史に於て新しい時代の始まりを爲して居るのである」(五)と。又、このかかる動機は決して社會的行爲と反社會的とせられる行爲との間に異るものではない。ヒーリー氏も謂ふやうに「我々

が犯罪的と稱する反社會的な行爲は、社會的な行爲と同じやうに、肉体的精神的能力、感情、慾望、執拗、弱い性格、模倣、群集心理への服從、及びその他の周圍への反應の結果として成立して居るものに外ならないのである」(六)。

(五) M. Van Waters, The child, the clinic and the court, p 223.

(六) Healy, Journal of criminal law and criminology, May, 1910, p. 50.

かくして又、アメリカでは段々と犯罪少年といふ言葉の代りに困難兒とか問題兒といふ言葉が用ひられ、犯罪といふ代りに異常行爲、不行跡、反社會的行動といふ言葉が廣く用ひられて行きつつあるのである。

□

少年問題に對する新しい理解は諸種の社會的運動となつて現はれつつある。少年の人格調査所がその一である。千九百十五年まではシカゴ少年審判所附屬の「少年精神病的調査所」がその唯一のものであつたが、其の後は、私設のボストンのヂャッヂ・ベーカー・フアウンデーションを除いて、多くの公の調査所が設立せられた。調査される少年の範圍が廣められたこと、及び少年審判所との關係から段々獨立せしめられて行つたのがその特色である。千九百二十一年にはコンモンウェルズ・フアンドの豫防事業が開始せられ、調査所は精神衞生設備として全社會的

なものとなつた。ここから、少年審判所に關する新しい態度が採られるに至つて居る。その點は更に進んで述べるであらう。

この心理的調査所と並んで行はれつつあるのは、大學を中心にした新思想の普及である。それは兩親、及び家庭と關係の深い小學教師、に對して行はれて居る。その根本には、少年犯罪と家庭との密接な關係の認識が置かれ、兩親の少年に及ぼす影響の重大であることが强調せられて居るのである。兩親教育といふことがそれであつて、千九百二十五年には、「全國兩親教育委員會」(National Council of Parent Education)が設立せられ、二十九年には六十一の團体が組織せられて、そこで少年の諸種の年齢について考ふべき諸問題、少年の習癖、性教育等について講演せられつつある。特に、注目すべきは、コロラド州ではリンジー判事の提案に基いて、兩親の義務教育法案が屢提出せられ、兩親が學校當局に依つて組織せられた特別講習に出席せざる時は輕い制裁が科せられるべしとせられたことである。

少年犯罪に對する家庭の重要性は益々認識せられつつある。フィラデルフィアの「少年局」(Children's Bureau)は「若し必要なる保護の能力を有する時は、少年はその生家に於て育成せしめらるべきである。家庭生活が微少でも行はれ得る時は、少年は出來る限りその兩親の保護の下に置かれるやう努力せらるべきである。家庭は少年の正當なる避難所であり、そこに於て養成せられる集團意識は深い且つ根本的な生活要求の基礎を形造るものである旨を宣言して居る。又、家なき少年に對しては、養子制度が重要視せられて居る。

善良なる家庭建設の爲めに、大學では婚姻準備教育(premarriage training)の講義が爲されて居る。又、ロスアンゼルスやシカゴでは、婚姻問題調査所が設けられて居るが、これは既にドイツ、オーストリアに存在して居る婚姻相談所(Eheberatungsstelle)に類似したものである。

□

最後に少年審判所の持ちつつある地位について語られねばならぬであらう。

少年審判所に對する保護司の協力が益々重要視せられつつある。それと同時に保護司の技術的教育が必要とせられるに至つた。千九百二十一年に、合衆國少年局によつて任命せられた委員會で少年審判所の模範規則が作られ、二十三年の全國執行猶豫協會(National Probation Association)の會議で採用せられた。この模範規則に從へば、保護司となる爲めには、ミニマムの條件として、大學教育又は社會事業教育を有し、且つ社會事業の實務上の經驗が必要であることとなつて居る。同時に、又、保護司には、眞に其の効果を得る上から、俸給が供與せらるべしとせられて居る。又、同規則には、保護司が少年に關する調査を繰返し行ふべきこと及びその調査については諸種の社會的機關と協力せらるべきことが要求せられて居る。又、保護少年の休暇と慰安とを如何に組織するかは保護司の重要なる職務であることも明らかにせられて居る。

保護司の職能が段々諸種の社會的機關との協力を必要とすることと並んで少年審判所その

ものも社會化せられつつある。そこで少年審判所の地位について二箇の態度が示されつつある。第一は、これを家事裁判所(Family Court)の中に包含せしむべしとする傾向であつて、それは千九百十三年のシンシンナーティーの家事裁判所以來、段々と、實現せられつつある。第二に、少年審判所は既に時代後れの制度であるとして更に新しい制度を立てるべしとする傾向がある。その新しい制度として考へられて居るのは小學校であつて、現にアメリカの小學校の持つて居る少年犯罪豫防機能の中に從來の少年審判所の機能を包含せしむべしとするのである。然し、これには尚ほ、相當の異論が行はれ、その主張者も僅少である。

□

以上がアメリカに於ける少年犯罪問題の重要なる若干の新傾向である。その如何なる點まで我が國の少年問題の參考になるかについては、實際家の判斷に待つ外ないであらう。然し、少年問題に對する徹底的な科學主義と豫防主義の諸運動は未だ我が國に存在するに至つて居らないだけ一層その必要である所以が强調せられねばならぬ。科學的に少年犯罪の原因を研究しそれに從つて處遇が決せらるべきであつて、盲目的な鎭壓主義が根本的に除去せられねばならぬことは、成年犯人についてと同樣に必要である。又、保護司の仕事も充分なる技術的教育と訓練との基礎の上に置かれて居るであらうか。これらの點について、アメリカの事業は多くの示唆を與へて居ると謂はねばならぬ。

犯罪の原因に就いて (上)

澤田順次郎

一 人性は善か惡か

犯罪は何うして起るものであるか、その原因を究むるには、先づ人心に遡つて、人性は善か惡かといふことからして、說いて行かなければならぬ。

ところで此の問題は、昔から盛んに論じられ、甲論乙駁今日に至るも尚未だ決定しないのは、人の心といふものは、境遇や感化等に依つて、種々に變ずるし、又之れを觀る人も、各々異なるからである。先づ支那の學者からいふて見ると、孟子は性善說を唱へ、荀子は極端なる性惡說を叫んだ。此の間に立つて、善惡混淆說を主張したものは柳雄で、孔子も人の性には、善と惡と、今一つ執らにも附かないもの、即ち中庸なる者のあることを唱へた。

これは人の能く知るところであるが、犯罪は心の不正から起るものとすれば、人性の如何に依つて、犯罪には周圍の境遇から起るものと、先天に起るものと兩樣ある筈である。前者は即ち環境的犯罪で、後者は生來的犯罪である。

此の環境的犯罪と、生來的犯罪とに就いても、異論が多く、昔の道德學者や、宗教家は犯罪をもつて、大抵周圍の感化に歸し、教育が到らないと、惡い方に陷つて行くものと信じてあつたが、犯罪は單に、社會的の影響ばかりでなく、個人的の素質もあつて、その方がむしろ多大な原因を爲すのである。

で、犯罪といふものは、從來考へられてある如く、單純にして、且つ偶然なる出來事（謂ゆる出來心）ではなく、その由つて來たるところの原因のあることを、信ずるものが、一部の刑法學者や、精神病學者乃至は刑務官等に依つて、考へられてあつた。

前に述べた荀子の說を敷衍すると、すべての人間は、

惡いことをするやうに生まれついてゐるので、犯罪者となり易い。そのたゞ犯罪者とならないのは、道德に依つて惡念を押へ附け、知識でもつて之れを制止するにあるだけのことであるから、若し、道德心が弱く、或ひは是非善惡を判斷する知識が乏しかつたならば、惡念の萠す儘、罪を犯すに至るのは、當然といふことになる。人を見たら、泥棒と思へといふ言葉は、此の間の消息を現はしたもので、眞理だと思ふ。

野蠻人が暴虐で、不義不德を何とも思はないのも、此の理由で、人は先天に不良性を帶びてゐるためである。文化の進める人間の心性も、野蠻人と變はりはないが、たゞ文化人には、道德と知識との力をもつて、不良行爲を抑へ禁ずるだけの差であることは、前に一言した如くである。今日の文化の度が、底止するところなきまで、進んで行くに拘はらず、不正不德を敢てする者の、益々多くなるのは、何のためであらうか。これ如上の事實を、明かに物語るものにあらずして何であらう。

斯くの如く機微にして、危險なる性癖の人心に潛んでゐることに就いて、考へを爲した者は、今から七十八年前即ち一千八百五十三年に、英吉利に現はれた。それはブレストン刑務所の敎誨師で、クレーといふ人である。彼は人間の不良行爲は、偶發的に生ずるものでなく、極めて幼少なる時から、胚胎することを、幾多の罪囚に就いて知つた。さうしてその意見を、當局に開陳したが、併しクレー氏の說は、未だ不良行爲の全く先天に出づることに、論究しなかつたから、之れをもつて、先天犯罪說の濫觴とすることは、もとより出來ないのである。

二　ロムブロゾー氏及その先天犯罪說

然るに一千八百七十六年に、伊太利のシサレ・ロムブロゾー氏出でゝ、人類學、精神病學及び刑事學等の上から、初めて先天犯罪說を唱ふるに至つたのは、特筆大書せざるべからざるところである。左に同氏の說の要旨を述ぶるに先き立つて、その人となりを一言しやう。

ロムブロゾー氏は、一商賈の子であつて、一千八百三十六年伊太利のウエロナ市に呱々の聲を擧げた。幼少の時から學問を好んで、夙に言語學と史學とを修め、十四歲の時には、已に『羅馬の衰亡』なる一書を著はしてその名を知らるるに至つた。其後方向を變じ、パヅア大學に入つて醫學を修め、同地にて醫術を開業したのは、一千八百五十九年で、二十三歲の時であつた。

ところで玆に、氏が發見したその新說を述ぶるに就いては、從來の犯罪研究法を、一言しなければならぬ。從來の研究法は、專ら犯罪の原因と、防遏法とに重きを置いて、身體と犯罪との關係の如きは、殆んど注意するところがなかつた。而もその原因とするところのものは、家庭や、交友及び敎育等、境遇の感化にあるを信じてあつたので、單に刑を重くし、罰を嚴にさへすれば、犯罪は防遏されるものと考へ、只管その點にのみ力を盡くした。

然るに犯罪者には、習慣的に行ふもの、衝動的に出づるもの、或ひは或る種の犯罪は、或る種の人に限られたるが如く、犯罪とその人と、深く關係するものもある。斯る現象も、從來の司獄官や法律家には、何等の注意を拂ふことなく、犯罪の豫防に就いては、毫末の效果もなかつた。

之れに反してロムブロゾー氏の研究に依れば、身體と犯罪との間には、定まれる關係があつて、犯罪の種類は、人に依つて異なることを知つたので、犯罪を豫防するには、先づ惡質者を除くこと、即ち遺傳素因を絕つて、犯罪性を去るにあるが故に、犯罪の豫防及び監獄制度の改良等に就いて、大に刑法學者又は司獄官等の注意

ロムブロゾー氏の專門は、精神病學であつて、學生時代から深き趣味を有し、之に關する二三の著述を爲した。なほウヰンにて、精神病學を研究中、伊太利と墺地利との間に、戰爭が起つて、歸國の餘儀なきに至り、氏は軍醫となつて、負傷兵の治療を勤めた。戰後一千八百六十二年に、パヅイア大學の精神病學及び法醫學講師となり、二年にして敎授に進み、兼ねて同大學の附屬精神病院の長に擧げられた。

是れより先きロムブロゾー氏は、一日死刑囚の屍體を解剖するに當たり、その頭蓋骨及び他の部分に、常人と趣きを異にせる點のあるに着目し、それから業務の餘暇に犯罪者の頭蓋骨及び體格の測定を始めたのである。

何事にも熱心なるロムブロゾー氏は、此の方面にも、力を竭くして、數多の材料を集め、之れを比較して、研究を爲した結果、遂に犯罪者の體格と、犯罪との間に、定まれる關係のあることを發見して、其の研究を公にするに至つた。時に一千八百七十七年で、氏がチュウリン大學に轉じた年である。その刊行書は、『刑事人類學及精神病學上より觀たる犯罪者』と題したもので、當さに犯罪の研究に、一新紀元を開き、學術界に光明を與へるものと謂ふも、誣言でないのである。

を、惹くに至つたのである。

ロムブロゾー氏の研究は、全く人類學、醫學及び心理學等の原理より來たれるものであつて、斯くの如き人格と、犯罪との關係を論ずるものを稱して、犯罪人類學と名づけた。これより犯罪人類學は、一學科として、刑法學者、法醫學者、人類學者、心理學者及び實地司獄の任に當たる人々の、研究するところとなつて、ロムブロゾー氏の名聲は、此の犯罪人類學と共に、世界に轟いたのである。

斯くの如く人體と犯罪との關係に就き、ロムブロゾー氏はその特徴を有するものを名づけて、先天性犯罪者と謂つた。換言すれば生れながらの犯罪者で、罪を犯す人間には、一定の特徴があるといふことである。ロ氏は此の特徴を、犯罪定型と呼んだ。ロ氏がその意見を公にした前記著書の第五版は、一千八百九十六年より、その翌年に亙つて出たが、その研究に要したる頭骨のみにても、實に六百八十九個の多數に上つたといふことである。

ロ氏の調査したそれ等の頭骨の中にて、犯罪定型を有するものは、

一　前頭削殺（前頭骨が削り取つたやうに、斜めになつたもの）

二　顱頂左右不同（顱頂骨が左右不同にして、一方は高く一方は低くなれるもの）

三　下顎突出（下顎骨が著しく突出して、口を閉づれば、上唇が下唇に掩はるる觀のあるもの）

四　顴骨突出（俗に謂ふ頬骨が大きくして、著しく突出せるもの。此の種のものは、日本人に多く見るところである。故に西洋の解剖學者は、此の顴骨を日本骨と名づけて居るが、有難くない。）

五　顏面左右不同（顏面の左右不動なるもの。）

等で、此の外にも多數あるが、何れも變質なのである。

上記の如き變質を有する者は、野蠻人に似て、相貌が卑しく見え、又は惡人に見えて、獰相なるものもある。彼の下顎突出や、顴骨突出の如きは、ロムブロゾー氏でなくとも、意地惡相に見えるであらう。

何ういふ理由で、犯罪者は生れながらにして、犯罪定型を有するであらうか。而もその犯罪定型の、野蠻人に似てゐるのは、如何なる故であるか。此の點に就きロムブロゾー氏は、之を隔世遺傳の理に歸した。

三　隔世遺傳と犯罪

隔世遺傳（Atanismus）とは、遠い祖先の形態又は性質を、遺傳することで、その遠い祖先といふのは、原始人若くはそれ以前の祖先、即ち獸類をいふのである。と言ふと、そんなことがあるものかと、否む者があるかも知れないが、發生學上の事實に依れば、隔世遺傳の行はるる理由が、明かに判明る。

そも人間は二樣の發生を經過するもので、一を個體發生（Ontogeny）といつて居る、個體發生とは、人が卵子から發育して、人となるまでの經過で、此の發生は、僅か十ケ月で完了するが、實はこれは、往古の下等動物から進化して、人間となつた長い〳〵經過の歷史を、短縮したものである。此の長い進化の歷史が、即ち系統發生といふもので、之れを繰り返す間に、祖先の性質が、何うかして遺傳することがある。それが隔世遺傳で、犯罪と深い關係を有することは、前に述べた如くである。

隔世遺傳を有するものに、犯罪定型の多く現はるる所以は、右の理由で、原始人若くは獸類の性質を、多く享有してゐるからである。

人類の祖先たる原始人は、如何なる性質のものであつたかは、明かに知ることを得ないけれども、原始時代の狀態にある野蠻人の觀察からすると、ほゞ想像が附く。

諸學者の考說を綜合すれば、原始人は獸類の如く兇猛の性質に滿たされて、單に生活慾と色慾との外に、高等心力が發達してゐないから、欲しいものがあれば、人の所有物でも之れを窃取し、或ひは掠奪することを常とし、それを罪惡とは思はないのである。

此の性質は、下等動物に行はるる優勝劣敗の原則に基因したもので、その窃盜性は、所有物に對する無觀念から來たり、暴虐や殺人行爲は、弱肉强食の性質を、享受したものと考へらる。故に原始人は、先天性の犯罪者と謂ふを妨げないのである。

さういふ恐るべき性質を有する原始人から降つた現代人に、犯罪性のあるのは、當然といへば謂はるるであらう。現に小兒の心性は、原始人に似て、道德も知識もなく、その行爲の犯罪に當たるものの多いのは、無邪氣ではあるけれども、剛情で物に倦き易く、破壞性に富み、火弄を好み、弱い者苛めを好むなど、これ等が若し、大人に行はるるならば、立派に犯罪を構成して、法の裁きを受けなければならなくなる。心理學者が小兒を、體の弱小な野蠻人に喩へたのは、合理的だと思ふ。

勿論犯罪者にも、色々の種類があり、その階級や程度は、一樣でないけれども、概して言へば、德性が缺け

て、理非を判斷する力が乏しいために、起こるのである。知能犯の如きものもあるが、それでも德の方が、知能よりも弱いから、不正を制止する德が負けて、罪惡に陷るのではなからうか。つまり生のために、德を守ることが出來ないのであるが、その德を破る邪知邪慾は、何處から來たかといへば、取りも直さず先天性で、生きんとする本能慾なのである。

此の生きんと欲する人間の本能は、自然に稟賦されたものと見られてゐるが、併しその原因に遡つて行けば、祖先から傳はつて、我々の頭に、深く透み込んだものであることは疑ひない。故に貧困に陷つて、生か死かの境界に接すると、德のある者は餓死し、德の薄い者は、盜みをしてなりと、生を求むるやうになるであらう。道德上から言へば盜みや騙りは罪惡であるけれども、生のために換へられない場合は、何うであらう。

原始人はもとよりのことと思ふが、今日にても南洋諸島、又は濠洲その他の野蠻人には、生のために人の貯藏せる食料を、窃盜しても、咎めないところがある。何故なればそれはお互だからである。併し所有物權の認められてある蠻族では、さういふ場合には、矢張酋長が裁判して、正邪を定めるか、そこまで發達してゐない蠻族ではそれが爭鬪の動機となつて、大變な騒ぎとなることもある。併し元來は、強い者勝ちの社會だから、強い者が弱い者を壓倒して、自分のものにする。即ち公然の强窃盜なのである。

さういふ氣風の流れが、即ち現代人に於ける犯罪性なのだ。諺に貧すれば鈍するといふことは、眞理を穿めた名言で、祖先の惡性を、露骨に現はしたものである。利慾に目が眩んで、罪を犯すのも、此の類で、先天性に曳きづられた犯罪と謂ふも、誣言でないと思ふ。

如上の理由からして、ロムブロゾー氏は、犯罪定型説を主唱したのであるが、ロ氏の外にも、これと同説を唱へた學者が、少からずある。左に概要を述ぶるとしやう。

ロムブロゾー氏と殆んど同時に、ボルヂールといふ人があつて、犯罪者の頭蓋骨を研究した。氏は佛蘭西の人類學者で頭骨を多く研究したが、常人と異なる特徴が多いので、試みに之れをブロカ氏の謂ゆる原始人（洞窟より發見したもの）の頭骨と比較して見たところが、却つてそれと類似の點が多くあつたので、犯罪は偶然に生ずるのでなく、往古の祖先から傳來したものであることを唱へた。

又此の時に當たり、墺地利の精神病學者ベネヂクト氏は、斬首の刑に處せられた罪人の腦に就いて、研究するところあつたが、その結果に依れば、犯罪者の腦は、常人のそれとは、頗る形態を異にし、却つて類人猿の腦に似たるところあるを發見して、ベ氏は犯罪者の精神能力は、普通以下にして、野蠻人若くは原始人の、再現したものとした。

右兩氏の説は、ロムブロゾー氏の説に裏書きをしたもので、犯罪者の隔世遺傳説は、動かすべからざるものとなつた。然るに隔世遺傳は、必ずしも身體的方面と、精神的方面と共に、相並行するものでなく、罪惡方面のものは、精神的方面のもの許り殘つて、身體的のものは、隔世的に遺傳するものでないといふことを、唱へる學者が出た、それはコラジヤンニ氏で、氏は次ぎの如く説いた。

身體的形質は、動物にも人類にも固有して、型を破り、又は之れに反することはないけれども、精神的方面は、進歩すると共に、舊い精神も、長く殘つて行くものであることは、事實である。人の精神中に、動物心の包まれてゐるのは之れがためで、野蠻人の惡性も、認められるではないか。此れらは隔世遺傳に依る舊い精神と見てよい。故に犯罪者は、道德的に一種の新原始人となつたもので、身體的には新原始人となることを得ない。それで若も、身體的に變質徴候がありとすれば、それは病理的のものと看做さなければならぬと。

此の説に依れば、變質徴候は、犯罪と關係が無くなるけれども、併しながら犯罪性の隔世遺傳に依るといふことは、ロムブロゾー氏の説と變はりがないから、コラジヤンニ氏の説も、結局はロ氏の説を助けることになるのである。

ロムブロゾー氏の唱導した犯罪定型説は、斯くの如くにして學者の信頼するところとなり、隨つて之れに關聯せる幾多の研究が行はれて、益々有力な説となつたが、併し他方に於いては、之れに反對する學者も多く出て、ロ氏の説を排斥した。その主なるものはタルド・ラカツサス、ドリル諸氏であつて、之れがために、犯罪定型説は、勢力を墜し、學説としては、一般に信ぜられざるに至つた。けれどもまた、犯罪者に畸形の多いことは事實であつて、コラジヤンニ氏の言へるが如く、單に病理學的のものと許り、見られないものがある。孰れにしても犯罪と隔世遺傳との關係は、到底沒却することは出來ないのである。

四　犯罪と直接遺傳

犯罪の原因を研究するに、隔世遺傳の外に、直接遺傳との關係も、考察しなければならぬ。直接遺傳とは、父母から直接に受ける遺傳であるから、幾多の世代を越えた遠い祖先より來る隔世遺傳に比すれば、此の方は最も顯著に、その關係が知られるであらう。

此の關係に於いて、遺傳犯罪の事實を、研究した學者は多くあるが、その說くところは、概ね一致して居る。今、直接遺傳に就いて、犯罪者、精神病者及び健康者の三者に於けるその遺傳力を、比較したものに依ると、ハルトマン氏の犯罪者一三九人は一六・六五、コルレル氏の精神病者二八四人は一六・六二、ヂエム氏の健康者八〇三人は一三・〇七で、之れが內容を示すと、次ぎの如くである。

犯罪者(一三九人)		精神病者(二八四人)		健康者(八〇三人)	
調査者	ハルトマン氏	コルレル氏		ヂエム氏	
酒客	四二・四	二二・二		二六・三	
犯罪者及び異常氣質	二七・三	一八・〇		一五・四	
精神病	二一・六	四二・六		二〇・四	

自殺	一・四	一・四	一・六
卒中	——	五・三	二・四
平均	一六・六五	一六・六二	一三・〇七

右の表に據れば、犯罪者と精神病者との遺傳力は、總體に於いて大差はないけれども、元來直接遺傳は、精神病には殊に多いものなるに拘はらず、斯る結果を來たしたのは、如何に犯罪者が、遺傳と深い關係を有するかを知るに足るであらう。

而して遺傳の種類は、犯罪者にあつては、酒客が最も多く、之れに次ぐは犯罪者及び異常氣質のものであつて、精神病者にあつては、精神病最高を占め、酒客は第二にして、犯罪者及び異常氣質はその次である。

玆に、犯罪者とその子孫の犯罪との關係に就いて、述べて見やうと思ふ。マロカ氏の調査に依れば、五百九人の犯罪者の中で、その親に、犯罪者を有せるものは、百分の五・二であつて、その細別は次ぎの如くである。

罪名	百分比例
殺人犯	七・五
詐欺	六・五
竊盜	三・七
猥褻罪	三・〇

平均	——	五・二

然るにシチヤルト氏の調査は之れと異なり、一千七百四十人の犯罪者中、百分の三二・五は、犯罪者の親を有するものであつて、之れを細別すれば次ぎの如くである。

罪名	百分比例
姦通罪	五一・三
詐欺	三四・八
僞證	二三・〇
竊盜	二〇・九
平均	三二・五

以上はみな、犯罪者から生れたものであつて、親子犯罪の例とすべきものである。他にも諸學者の調査がある。その數と百分比例とは、次ぎに示せるが如くである。

調査者	犯罪者數	百分比例
ヴイリジリオ氏	一〇〇	三二・二
フエ氏	二・五七五	三〇・五
ドサル氏	一一八	三〇・〇
ベンタ氏	五〇〇	一七・六
ヨクカ氏	七七〇(懲治青年)一三・〇	
平均	——	二四・七

此の平均は、シチヤルト氏より少いけれども、マロカ氏よりは著しく多い。斯くの如く遺傳犯罪の割合が、學者に依つて異なるのは、土地又は調査の方法等の、一樣でないからであらうと思ふ。（終）

茶話會暑中休會

刑務協會茶話會は七、八月の兩月は暑中につき例年の如く休會することになつた。

刑政第44巻第8号
矯正図書館

紐育州刑務所々内規則

受刑者規則及規律補遺（續）

領置 Commissary.

一、金錢保管人の一人の自筆せる證明書あるに非されば領置係は受刑者に對して信用貸出をなすべからず。

二、每週雜貨及食料品に費消せしむべき總金額次の如し。第一級受刑者三・〇〇弗、第二級受刑者一・五〇弗。第三級受刑者に對する特權無し。

三、差入れは許されざるも、刑務所內に於ては許可され居る物品を受刑者に施與せんと欲する親族及び友人は受刑者の信用預金のために基金を送るを得べく、かかる物品は典獄の承諾を受けし後領置係に於て購入さるべし。此の種の物品は、石鹼、煉齒磨及び粉齒磨、化粧品、烟草、葉卷烟草、卷烟草、砂糖菓子、卵、マカロニー等なり。

四、受刑者は每日一回のみ領置係に於て購買の許可を受くることを得せしむ。

階級の意義

受刑者はA、B、及びCの三級に分たる。

A級。本所に入所せる受刑者はすべてA級に屬し、あらゆる特權を附與さる。

B級。所內の規則に違反せるがため典獄の法廷に於て處罰されしA級受刑者は自然六ヶ月間はB級に降下す。

C級。所內の規則に違反せるがため典獄の法廷に於て處罰されしB級受刑者は自然六ヶ月間はC級に降下す。

吏員との面接

受刑者は次の如き方法によつてのみ刑務所吏員と面接することを得。

一、典獄面會。典獄に面接せんと欲する受刑者は、其の姓名を署し、其の連續番號と其の指定され居る工場若しくは同衆に關し自筆の請願書を提出すべし。此の請願書は戒護主任事務室に於ける典獄受信函に投函すべし。

二、保健技師面會。回診は每朝七時四十五分に行はる。これは所內の全員に及ぼさる。此の時申し出でざる受刑者は急病の場合の他は受診されざるべし。

三、教誨師面會。教誨師は、受刑者の面接團體中に屬する間に於てその全員に面接す。爾後に於いては、教誨師事務室に請願して教誨師と面接することを得。

四、看守長面會。看守長に面接せんと欲する受刑者は、其の氏名を署し、其連續番號と其の指定されゐる工場若しくは同衆に關し自筆の請願書を提出すべし。此の請願書はその事務室の看守長受信函に投函さるべし。

五、主席教師面會。全受刑者は其の面接團體に屬する間に於て主席教師に引見さる。學校に於て尙ほ科外課程を修めんと欲する受刑者は主席教師に面接し、設けられたる課程について協定すべし。

六、用度主任面會。毛布、蒲團等の保管、畫房の整理寄生蟲の根絶の手管等は用度主任の執るところたるべし。

七、拘禁期間、令狀及び補助。監內時間の調整及び其の他嚴密に所內に屬する事故は第一に書記長若しくは自治團書記の執るところたるべし。若し此れ等の事故にして、かくの如くにして統制され得ざるときは、受刑者は月曜日に典獄に面接することを得。受刑者の行狀及び其の作業成績が其れに値し、若しくは釋放されたる者が就職に當つて其の地位を誤り、若しくは下述の如き補助を與ふべき理由、而して本刑務所よりの補助を與ふべき當然の理由あるときは、困窮せる受刑者の家族に對する補助を確保し、令狀或ひは雇傭人拘留を取消してこれを助くるの管理は常に備はれり。

被服

一、受刑者は質素なるカラー附きの白若しくは鼠のシャツを用ふるを得。絹シャツ又は色シャツは之を許さず

二、すべて國產の衣服、靴等は國立工場より公示せらる危急の場合の他は、何人も其の指定されゐる工場若しくは團體に對して指示されたる日以外には國立工場より衣服類の供給を受くるを得ず。

三、廉價なるものの他は如何なる種類の寶石及び時計も受刑者はこれを着くるを得ず、また所持するを得ず。

洗濯、入浴、散髪

一、洗濯すべき敷布、枕掛けはすべて之を月曜日の朝洗濯所に送るべし。

二、ヅボン、外衣、ジヤンパー、毛布、重き衣服等はすべて之を水曜日朝洗濯所に送るべし。

三、正規の手續としては、各團體はすべて、そのために指定されたる一定の時間及び日に入浴すべく、此の際常に該團體の代表者はこれと浴場に同行するものとす

四、受刑者は、指定されたる一定の時間に、其の工場若しくは團體に指定されたる理髪師により、毎週二回鬚を剃り、三週間に一回散髪するものとす。清淨、潔癖を奬勵し、全體の身なりを整へしめんがために、受刑者は安全剃刀の使用を許さる。此の剃刀はヂレット若しくはオート・ストロップと同型のものたるべし。この安全剃刀及び其の刃は領置係にて購ふを得べく、または包裝品取扱所を經て受刑者に送附さるるを得。

一般的動作

一、喫煙は獨居房内に於て、教誨用宿舍、使用されざる監房附屬の建物、新受刑者室、編物工場の慰安室及び汽罐室に於て、また休憩時間中は庭に於て許さる。すべて工場内に於ては喫煙は絶對に禁止せられ此れに違反する場合には刑務所長の命令によつて嚴格なる刑罰に處せらるべく、違反者は移送さるべし。場合の如何を問はず、一度宣せられたる宣告はこれを中止することなかるべし。

獨居房舍及び宿舍より教誨堂へ、また教誨堂より獨居房へ行く際には、喫煙すること、若しくは葉卷或ひは卷烟草を、火の點ぜると然らざるとを問はず、所持することは禁ぜらる。但し宿舍内若しくは獨房内にありてはこの限りに非ず。

如何なる事情、如何なる時に於ても教誨堂の喫煙は禁ぜらる。これは受刑者は言ふまでもなく市民に對しても適用さる。

二、獨居房舍に入れる受刑者は廊下若しくは監房の前を徘徊すべからず。各受刑者は自己の監房に着くや直ちに同所に入るべく廊下に佇立すべからず。監房間の談話は禁ぜられる。受刑者は獨居房舍より教誨堂へ、また教誨堂より獨居房舍へ往復するに際しては靜肅と整頓とを旨とすべし。

三、娯樂若しくは教誨堂に於ける活動寫眞映寫中、喧騒及不作法に亘ることあるべからず。此の種の特殊なる場所にありては其の機能を繼續するために常に徹底的

整頓を要せざるべからず。斯かる場合に際しては全受刑者の協力を要するものとす。

四、監房は常に清潔たるべし。監房は一々檢閲を受くべく、これを不潔のまゝに置くものは報告さるべし。

五、食堂、教誨堂、社交室其の他共用室の床上に唾を吐くことは固くこれを禁ず。

六、受刑者にして會堂管理者の監督の下に作業せる者以外に、正規の工場に必要なるに非ずして、何等かの目的のためガソリン其の他引火し易き物質を使用するものは報告され嚴罰に處さるべし。

工場に於ける動作

一、燃料、電氣、蒸氣及び溫冷兩水を浪費せざるよう注意すべし。

二、常に清潔の念を失ふべからず、物の破片の類は猥りにこれを投ぐることを禁ず。

三、作業時間中は如何なる工場若しくは部署に於ても讀書書籍及び食事をすることを禁ず。

四、工場内に於ける料理及喫煙はこれを禁ず。

五、作業時間中工場に於て鬚を剃るを許されず。

六、作業時間中工場内に於ける調理若しくは食事衣服の洗濯若しくはその乾燥のために工場内に掛けるが如きは許されざるべし。洗濯したる衣服は、火事の危險あるにより工場を退くに先き立つて放熱器より取り去るべく、檢閲中の吏員はこれを押收すべきものとす。

七、相互保全組合の各個組合員は勿論、文書課及び組合共すべて吏員は、此等極めて必要なる規則の實施に當つては協力すべし。

食事及び料理の特權

一、食堂外にて食事するの特權はこれを濫用すべからず

二、すべて料理は調理所其の他官許されたる場所に於てなさるべし。

三、麵包（パン）は浪費すべからず。

病院

一、受刑者の患者として病院内にある間は、醫師の一人の署名ある自筆の許可證なくしては領置係に於て物を購ふを得ず。

二、受刑者は醫師の許可あるに非ずんば、如何なる時と雖も患者なる他の受刑者を見舞ふ目的をもつて病院を訪ふを許されず。

三、病院内に於ては各室及び各部分に於ては常に絶對的靜肅を保つべし。如何なる際と雖も高聲にて談話し、大聲を發し、口笛若しくは唱歌を歌ふが如き機あることなし。

刑政第44巻第8号
矯正図書館

四、學務課に往復すべき通路として病院を使用すべからず。

其　他

受刑者は典獄若しくは看守長自筆の許可證なくしては數珠玉製袋若しくは鎖其の他數珠玉細工品を作るを得ず。此の規則に違反せることを當局に於て認むる時は該受刑者は特權を剝奪され所屬級を降下せしめらるべし。

當局は徒らに禁止を望むものに非ずして、ひとへに節度を望むものなり。

典　獄　レウイス・イ・ラウエス（署名）
行刑局長　ジエームス・エレ・ロング
（承認及び署名）

訓　告

行刑當局の好意若しくは移送の特典を得るために、何人かを若しくは辯護士を傭ふことに對する訓告。

本刑務所の受刑者及び其の親族友人は、此の訓告に從ひ、諸子をして行刑當局の好意を得せしめんと稱する一人若しくは數人の者、辯護士若しくは其の他の者に謀らるるが如きことなかるべし。判決の減刑さるるは各特殊なる場合の業蹟に依りて公布さるべく、其の他の理由に據ることとなし。

聞くが如くんば本刑務所の受刑者にして、一刑務所より他への移送は其の斡旋に對する報酬額に據つて保證さるべしと言ひて、辯護士或ひは寧ろ其の他の者に誘はるるものありと言ふ。

余は願はくは茲に本刑務所の受刑者に對し、次のことを充分明瞭ならしめんと欲す。即ち、かくの如き移送は如何なる事情あるも行はれ得るものには非ざること。また辯護士其の他の代理者を傭ふが如きは金錢の徒費に過ぎざること。如何なる事情あるも、かくの如き、若しくは其の他の問題に關して受刑者が人をして本署の行動を動かさしめんと計り現金を支拂ふが如きはあるべからざることとなり。宣誓釋放問題に就いても同樣なるは言ふを俟たず。

該訓告はこれがために人に惑はさるるの畏れある親族にはすべて送らるべきものとす。

行刑局長　ジエームス・エレ・ロング（署名）
の命による。

不良兒惡囚の調査（十一・完）

吉益脩夫

(59)
B・N・

明治二十四年九月一日生
生地　神奈川縣の村
職業　大工
罪名　强盜（共犯あり）
刑期　十二年
入所　五回

家系に精神的負因が濃厚である。父は健康で性質溫順である。每日數合の酒を飲む癖がある。母も飲酒、喫煙の習慣があり、不行狀であつたと云ふことである。父方祖父は大酒家であつて精神に異常を來して死亡した。伯父も精神病に罹り其他、祖父の姉の孫に一名精神病者がある。

本人は田舍の農家に生れ、家産も普通にあつたが、家庭は不和であつた。母は身持が惡くて離緣された。後に繼母が來たが、妹が生れると父も本人に對して冷淡になつて來た。主として祖母に養育されたが、餘り寬大に過ぎた。學校は尋常小學四年を修了したが、成績は不良であつた。小兒期より虛言癖あり、學校を隱れ休みし、時々家の金を盜んだ。粗暴であつて友人と屢々喧嘩をした。暴れて自家の器具を殆んど殘らず破壞したことがあると云ふことである。十七歲より性交を始めた。

十歲頃まで盛に遺尿をなした。二十歲頃から腦病に罹り、不眠となり、記憶惡く、怒り易く、恐怖夢に困しめられたと云ふ、他に脚氣に罹つたことがある。

職業は始めから大工をして居た。徵兵檢査は第一乙であつた。二十二歲結婚し、現在に及び、子供が一人ある。性慾は餘り强くないが、今回は入所後八年になり、餘り長く禁慾生活を續けて居るために下腹部が痛むことがあるから一ヶ月一二回手淫を行ふと。酒、煙草を好まないが、甘いものならば二人前も食べる。貯金はないが收入はある。病的過程と關係はあるが、宗教的な信仰を持つて居る。小兒期に山へ薪を取りに行き、一度神（天狗）の聲を聞いたことがある。それ以來神秘的なものゝ存在を信ずる樣になつたが、敬虔な信仰とはならず、神社とか僧侶に石を投げるなど冒瀆的な行爲をした。五年前に偶々刑務所で救世軍の人から說敎を聞き、聖書を貰ひ基督敎を信仰する樣になつた。每日之を暗誦し、過去の非を後悔して居る。元來非社交的な性質であつて、親友はない。既に十五歲のときから子供を欺いて金錢や食物を取つた。十九歲のとき小田原で初犯（竊盜罪）の判決を受け、其後の犯罪も竊盜であつて、神戶、岐阜、橫濱で判決を受けた。終判の判決に對しては不平を抱いて居る。犯罪事實を否認し無罪を主張し、自分は贓品を預り金を貸したために關係者として引致されたが、事實の犯人は社會に居ると云つて居る。刑務所に入つてからは、無實の犯人は社會に居ると云つて居る。

ならぬことを悟り、基督教を信仰する様になつた。刑罰に對しては不服なしと云つて居る。(然し、實際は、時々愚かな興奮をして擔當を困らせることがある)。

前刑のとき頭が惡くて逆上し、狂躁狀態となり、暴行し手錠を嵌められたことがある。

當刑務所に於ける現在の精神病の病狀は大體次の如きものである。

〔誇大的色彩を帶んだ宗教妄想及び幻聽〕夜晝を問はず獨りで居ると、神樣が慰安の言葉を掛けて下さる。又不安で甘いものを食べたいと思ふと「人はパンのみに生きるにあらず」と力強い言葉が聞えて來る。聲だけで姿は見えない。尙不思議なことには地震などある前には必ず二三日前に自分の身體が震へる。皆の者からお前は偉い神樣だと云はれる。

〔被毒妄想〕昨年確に雜役が自分の食物に毒を入れた。食事をすると喉がピリピリと痛み、瞼の緣に浮腫が生じた。看守にこの事を告げるとまさかそんなことはなからうと云つた然し、確に毒を入れられたに違ひない。何故ならば五六回洗つて食べると左程に痛まなかつた。自分は神樣が守つて下さるから消化するものと信じて食べて居た。二ヶ月程前に雜役と仲直りするとすつかり何ともない樣になつた。(現在でも妄想の誤謬を悟つて居ない)。

〔智能の荒廢〕理解力殊に足らず、時々愚かな興奮をすることがある。

指南力は正しく、妄想に關係ない。記憶は餘り惡くない。然し智能には上記の如き缺陷がある。

【智能檢査】

Ⅰ	分析	5	(12,1)
Ⅱ	批判	2	(11,7)
Ⅲ	理解	0	(12.6)
Ⅲ	綜合	0	(8.6)
Ⅴ	辨別	6	(10.4)
	總點	13	(55,3)

(ヌホヲ點準標ハ内弧括)

身體構造は競技型に屬し外部的異常としては毛髮過生を認める。

頭圍		54.7
頭縱徑		18.9
頭橫徑		15.2
身長		154.6
體重		52.4
肩幅		34.6
胸圍		86.0
腹圍		78.0
腰圍		82.0
前腸圍		23.7
手		19.5
肢下	長	33.0
		85.3

診斷——妄想性精神病 (Paranoide Geistesstörung)

(備考) 特に玆に妄想性精神病なる概稱を與へて其の明確な病名を避けた理由は、尙經過を見なければ、確然と病名を決定することは困難なためである。

Birnbaum が特に刑務所に於て起る妄想を有する特有な精神病のあることを注意して以來精神病學上の非常に興味ある問題となつた。此が所謂變質性拘禁

(60)

S・Y・

明治九年七月五日生
生地　東京市牛込區
職業　無
罪名　竊盜
刑期　六年
入所　十四回

性精神病である。此受刑者は智能の缺陷があるから私は恐らく、早發性癡呆の妄想型に屬するものと思ふけれども、Bonhöffer の云つて居る如く、生來性の輕度の精神薄弱を有する病的人格者に前記の拘禁性精神病を起すことがあるから (Unstete Debilen mit Wahnbildung) 現在は確實なる診斷は保留することが穩當であると思ふ。

家系の精神病的負因濃厚である。父は極めて短氣であつて子供を屢々擲を以て威嚇したと云ふことである。大酒家であつて、腦溢血で死亡した。母は有名な信心深い人であつたと云ふ。病沒。母の兄は精神病に罹つて死亡した。父方の一族は大酒家多く、腦病に罹つたものが少くないと云ふことである。

本人は都市に官吏の子として生れ、家には資產があつたが父が人に金を貸して失つてしまつた。養育は主として母の手でなされ、而も宗教的に教育された。學校としては寺小屋へ二年行つただけである。子供のときから度々人の屋敷へ入つて柿などを盜んだことはあるが、虛言を弄することは好まなかつた。十八歲より性交を始めた。

小兒期から癲癇樣發作があつて意識を失ふことがあつた。發作の始めには顏面右半分が麻痺し、一時間餘り眼花閃發の病狀があり、次いで、耳鳴起り、意識を失つて倒れる。痙攣を伴はないと云ふことである。それから推定三十分位で醒める。其後は非常に睡いと云ふ。十九歲頃から腦病起り後頭部が痛み、睡眠障害があり夢が多くなつた。

職業は一時注射器製造業をやつたことがあるけれども、後止めて、職に就かず遊んで居る。兵役關係は乙種である。支那人の女と五年間同棲し子供が出來たが、分れて、東京の女と結婚し、十二年程經て妻が死亡した。性慾は餘り强くないが、酒豪であつて、一回に二升位飮酒する。飮酒すれば氣嫌よくなる。煙草は大嫌ひである　貯金もなく、收入もない。

犯罪によつて生活して居た。母は熱烈な眞宗信者であつたが本人は日蓮を信仰して居る。その動機は腦病を直すために富山の日蓮宗の僧侶の所に行つたことに始まる。(現在の妄想性病狀と關係がある)。交際を好む性質である。

初犯は十九歲である。終犯の判決は刑が重過ぎるので不服であるが、刑の執行に對しては不平がない、と。宗教の書物の讀めることを感謝して居る。

身體構造は競技型に屬し、外部的異狀としてはウキルデルムート氏耳を有するに過ぎない。

精神病の症狀の起つたのは此刑務所が始めではなく、前刑のとき、K刑務所で興奮すると激しく、看守と屢々衝突した。そして五、六年間 (四十歲代) 被害妄想、殊に被毒妄想が續いた。そのために食を拒んだと云ふことである。幻聽甚しく

「殺す」とか「生かして置いてはいけない」とか云ふ聲が聞えて來たと云ふことである。出獄後も妄想幻聽があつたと云ふけれども、それがいつまで續いたかは明かでない。

今回の刑期中の症狀は之と異り、次の如きものである。

〔宗教的誇大妄想〕　自己を日蓮上人なりと稱し、人からも日蓮さんと呼ばれて居る。然し、追及して尋ねると日蓮上人とは斷言せず、日蓮上人と同じ氣質なりと云ふ。傲然と構へて、大聲を張り上げて立正安國をかざして厭くまで戰ふと高言して居る。

〔幻聽〕　獨居に居る際、常に上方に於て南無妙法蓮華經の題目を唱へる聲が聞える。

〔幻視〕　去年一回枕元に明瞭に日蓮上人の姿が顯はれたことがあつた。

智能檢査の結果は非常に惡い。

本人は殆んど無學文盲であるとは云へ恐らく智能に缺陷があると認むべきであらうと思ふ。

【智能檢査】

Ⅰ	分析	5	〔12.1〕
Ⅱ	批判	5	〔11.7〕
Ⅲ	理解	0	〔12.6〕
Ⅲ	綜合	0	〔 8.6〕
Ⅴ	辨別	1	〔10.4〕
	總點	11	〔55.3〕

（括弧内ハ標準點ヲ示ス）

指南力は稍不良記憶不良、睡眠不良で夢が多い。自我感情は亢進し、多辯で誇大的言辭を弄し、其狀恰も癲癇性癡呆の激越型を思はしめる樣な所があるが、瞳孔、言語等の障害を認めない。（尙、約二年後、刑務所に問ひ合せた所でも其後餘り變りはなかつたとのことである）。

診斷——妄想性精神病

（備考）　本症も、之を早發性癡呆症の妄想型なるか或は（智能の缺陷を强いて無敎育に原因するものとし）單に病的人格に起る所謂變質性拘禁性精神病者なるかは直ちに決定し兼ねる所である。兎に角早發性癡呆症の一般に見るものとは異る所がある。

(61)

S・D・

明治十六年一月十日生
生地　岐阜縣の村
職業　無
罪名　竊盜
刑期　三年
入所　十三回

父は急性で、憤怒し易く、大酒家であつたと云ふことである。母も短氣であつた。父の兄は自殺した。父の弟は大酒家であつて、飮酒すると亂暴したと云ふことである。

本人は田舍の農家に生れ、家は貧しかつた。尋常小學三年を中途で退學したが成績は不良であつた。小兒期には盜癖等不道德的狀態はなかつた樣である。十八歲より性交を始めた小兒期より時々逆上する癖があつた。瑣々たることに不氣嫌となり憤怒した。

職業は主として車夫であつたが途中止めて無職となつた。性來怠惰である。兵役は籤免れであつた。嘗つて結婚したことがあるが、離別した。性慾は强く、自分から女道樂であると云つて居る。飮酒毎日數合、飮酒すると人と抗爭する癖がある。而して、其際器物を破壞し傷害を負はせる。喫煙は好まない。貯金なく、收入もない。金さへあれば、總て放蕩に費消する。宗敎は刑務所に於て日蓮宗を信仰する樣になつたと云ふ。交際は好きであるが、親友はない。

初犯は明治三十年傷害、詐欺で判決を受けた。その動機は享樂である。終犯の判決に對しては刑の量定が少し誤つて居ると考へ、不服に思つて居る。

自由刑の體驗としては不平を持つて居るのみである。擔當と口論したために、懲罰を受けたが、その方法が苛酷であると云つて不平を抱いて居る。壓制であると考へて居る。工場に出ると同囚と喧嘩をするから、分房に留つて居るけれども苦に居ると氣がむしやくしやして困る。

身體構造は虛弱型に屬し、外部的異常としてはウヰルデルムート氏耳を認むるだけである。文身を施して居る。感情刺戟性で爆發性に憤怒し、前後を忘れて亂暴することがあり、自我感情强く、剛情で理屈を云ひ而も怠惰で持久力がない。

主なる症狀は次の如きものである。起立時に眩暈が起る。

〔幻覺〕　一年半程前から、分房に居ると堪えず幻聽が起るそしてそれは有聲考慮（gedankenlautwerden）の形をとつて現はれる。尙加ふるに之は被害的色彩を帶び女、小兒の聲として聞える。例へば、自分が寒いと思へば寒いと云ふ聲が聞え來り、それは大聲に聞えることもあれば、小聲に聞えることもある。本人は之に就いて原因を知らない。全く不思議であつて何ものかゞ揶揄うものであると解釋して居る恰もエリキの如きものであると云ふ。

同樣の解釋を夢に對しても抱き、夢を見るのではなくて、毎日夢を見させられるのであると云ふ。即ち、夢を見させる何物かを假想して居る。その內容は女とか鬼の姿である（之等現象を述べるときは比較的平然とし物語る。然し、之は病的過程のために感情の鈍痲して居るためか、或は幻覺の眞實性が稀薄なためか直ちに決定し兼ねるも恐らく後者のためではないかと思はれる）。

（附記）　五六年前N刑務所に於て被毒妄想が起り、食物に毒が入れられたと云つたことがある。現在は之に對して自己の誤を認めて居る。

智能は極く低く、輕度の缺陷ありと認めることの出來る程度である（敎育の低い初老者であるから多少斟酌の餘地がある）。

指南力は正しく、日時に關する記憶等は相當にある。

【智能檢査】

Ⅰ	分析	6	〔12.1〕
Ⅱ	批判	8	〔11.7〕
Ⅲ	理解	6	〔12.6〕
Ⅲ	綜合	2	〔 8.6〕
Ⅴ	辨別	4	〔10.4〕
	總點	26	〔55.3〕

（括弧内ハ標準點ヲ示ス）

刑政第44巻第8号
矯正図書館

相當に分別力ある態度をして居る（besonnen）身體的には皮膚紋畫症陽性で、膝蓋腱反射の亢進を見る。

診斷——妄想性精神病

（備考）本症狀は尙經過を見なければ、早發性癡呆症の初期なりや、或は所謂變質性拘禁性精神病者なりやを確定し得ざるものであるが、恐らく後者ではないかと思はれる。

(62) T・H・

明治二十三年二月三日生
生地　愛媛縣の町
職業　無職
罪名　傷害致死、窃盜
刑期　六年、一年六月
入所　二回

父は肺結核で死亡した。飲酒はしなかつた。母は老衰死。姉一人あつたが病死し、弟二人あつて、一人は窃盜罪で二回刑を受けた。

本人は或町の線路工夫監督の子として生れた。家には財産はなかつたが、家庭は不和ではなかつた。兩親は本人を兄弟中で一番甘やかして育てた。學校は高等小學を卒業したが、成績は不良であつた。小兒期は道德的に特に記すべきことがなかつた樣である。十八歳から單獨で遊廓へ遊びに行くやうになつた。胃病に罹つた他には病氣はなかつた。

十六歳から鐵工となつたが、就業狀況不規則であつて、仕事を始めると、三年位勤續するも、一旦怠け掛けると一年以上もぶら〳〵して居た。失業したわけではなく、勤めれば使用して呉れるものを、勤勞する惰力がなくなつてしまう。兵役の關係はない。二十二歳のとき結婚したが、五年後妻は死亡し、子供も死亡した。三十四歳再婚し、入所まで同棲して居たが、其後子供を他家に預けたと云ふことを聞いて居るから多分分れたことになつたと思ふと。酒は嫌ひだが、煙草は多少喫み、義太夫、浪花節、碁、將が大好きであると云ふ。貯金も、收入もない。今までは宗教生活に對して無關心であつたが、今刑期中傷害により同囚を死に致らしめ、その後宗教的な色彩を有する幻覺と觀念が生じた。（症狀）

初犯は三十四歳のときであつて、大阪で窃盜罪の判決を受けた。職を怠りぶら〳〵して居て食に困つたのがそのときの犯罪の動機である。終犯の判決に對しては不服を抱いて居る。その理由は擔當が不實の申立をしたと考へて居るためである。

刑務所に於ては前科のときは喧嘩もせず、懲罰も受けなかつたが、今回は屢々喧嘩し、或時は傷害で重屏禁の懲罰を受け、尙或るときは傷害致死罪で六年の懲役を加重された。

身體構造は不分明であるけれども、競技型に近い。身體の外部的異常を認めない。氣質は短氣で、怒ると狂暴な行爲に出る。自我感情强く、而も不調和な性格で極端な所がある。數を考へることが嫌ひで、學校時代から決して算術をしやうとする氣にはなれないのでその授業時間には逃げて歩いて居た。五圍以下の勘定でもする氣がない。

精神症狀の主なるものは幻覺である。此等症狀は今回の刑

務所内の傷害致死事件のあつた約一年後になつて起つて來た樣である。幻聽が幻視よりも一ケ月程先きに起つたと云ふことである。

〔幻聽〕ラヂオと云ふものは貴人にも下の人々にも一緒に聞かせるものだと聞いて居たが、或日大阪の（前刑期中收容）教務主任の樣な聲が聞えたから擔當に今大阪からラヂオで聲が聞えて來たと話したら受話機と云ものがなければ聞えるものでないと云はれた。然し確かに次の樣な事が聞えて來た。「お前の生れてからの寃罪を持つて居る。お前は人を殺して困つて居るが、出たら自分が見てやるから心配するな」と云ふ聲があつて、有難くて自分は涙を零した。然し、之がラヂオでないと聞いて見ると、それならば世界のどこかで、ラヂオ以上の無線電話を發明して、それで自分を揶揄つて居るのに違ひないと思つた。

不思議だけれども、斯樣に聞え、來るからには、虚言（ウソ）ではない。それは女一人と男三人の聲である。（多分一家の人らしい。そして女の名はスエと云ふ）囚人だから騙り殺してやれと云ふ意味で種々のことを云つていぢめるものと思ふ。自分の見るもの、考へるものに就いて相手が直ぐ知つて、その通りを云つて來る。或日腹切れと云ふ聲が聞えたから、自分が鋏で腹を切らうとすると、手が動かなくなつて止めた。（本人は之に就いて不思議であると云つて居る）。又或日機織して居ると種々邪魔する聲が聞えるので苦し紛れに硝子窓と土瓶を壞したことがある。

〔幻視〕獨居房に居ると或日食器口に子供の姿が見え、それから坊さんとか其他種々なものが見えた。起つて窓の所へ來ると、眞紅な神の姿が現はれ、有り難い感じがした。それから知らず〳〵「我は聖人なり」と云はされた（神の力で）。それから思はずに、三遍廻つて大聲に浪花節を唄つた。すると擔當が中止しやうとして來たので「觸るな！己は神だ」と云つた。

其後は種々自分の思ふことが見える樣になつた。（Gedankenschtwerden）尙其他は、重屏禁の懲罰を受けて居るとき次の如き幻影が現はれた。（Vision）。即ち、鶴が澤山現はれ、動いて自分の方へやつて來た。高い所へ上つて居る樣な氣がした。すると自分の腹から子供が出た。自分はそのとき神樣が自分の身體から逃げて行つてしまつたのではないかと思つた。此時幻聽もあつて、自分は手を前の方で鋏をかけられて居ると思つて居たところが、子供の聲で「手は後だよ」と云つたのを聞いた。（此時の狀態は夢幻的な譫妄狀態と思はれる）。斯くの如き狀態が毎晩續いたと云ふことである。

近頃平素の狀況を見るに、時々幻聽を訴へることがある。又時々獨房で大きな聲を出して笑ふことがある。現在一人前の作業をして居るし、幻覺に對して餘り氣を奪はれて居る樣子はない。（幻覺が稀薄なためかと思はる）。

睡眠稍不良であつて、夢は稀にしか見ない。

【智能檢査】

Ⅰ	分析	……	2	〔12.1〕
Ⅱ	批判	……11		〔11.7〕
Ⅲ	理解	……14		〔12.6〕
Ⅲ	綜合	……	2	〔 8.6〕
Ⅴ	辨別	……12		〔10.4〕
	總點	……40		〔55.3〕

（括弧内ハ標準點ヲ示ス）

智能は低いけれども、癡呆過程を考へる程の缺陷は未だ認められない。指南力は正しく、記憶も著しく悪くない。計算は生來不得手であると云つて居る。暗算を課した結果は次の如くである。

5+ 8=13, 21— 7=16, 15×5=75, 19×5=180,
18+17=35, 31—17=16, 17—8= 7

米一升で五人の人が食べられるとすると、二十五人が食べるには何升要るか……五升。

診斷——妄想性精神病

(備考) 本症も經過を見なければ確實な診斷を決定することは出來ない。即ち、之が早發性癡呆症か拘禁性精神病なるかは今の處保留することが穩當であると思ふ。

(63)

S・T・

明治二十七年十一月二十五日生
生地 東京市神田區
職業 設計
罪名 住居侵入、窃盜
刑期 一年六月
入所 六回

父は行方不明である。母は本人の十九歳のとき死亡した。同胞はなく、家系の異常者を知ることが出來ない。本人は建築請負業者の子として、都市に生れた。家には五萬圓の資産があつたと云つてゐるが、誇張ではないかと思はれる。(症狀の一發現) 高工附屬徒弟學校を卒業したと云ふ。青年期に入り既に親の金を誤魔化して居た。十九歳のとき遊廓へ行つた。生來身體健康で病氣に罹つたことはない。

職業は始め大工の手傳をして居たが、後專ら設計を始めたと。兵役は二年間第一聯隊に居たが、別に懲罰を受けることなしに終つた。三回內緣の妻を換へた。性慾は餘り强い方でもない。飲酒は一日二三合、喫煙は一日二包、相場が好きである。現在貯金はないが、月に五百圓の收入があると云つて居る。(誇張?) 既成宗教は愚物であるから信じないが、自己の宗教があると高言する。交際は好まない。

初犯は二十歳のときであつて、窃盜罪である。其後の犯行は傷害——傷害——賭物故買——窃盜。終犯の判決に對しては不服なしと。

刑の執行に對して大きな不平を抱いて居る (精神症狀として重要である)。

身體構造を見るに競技Ⅱ虛弱混合型である。身體外部の異常を認めない。

精神症狀は大體次の如きものである。多辯、誇大的であつて、顯著な誇大妄想と被害妄想を多樣に有して居る。その成立關係を心理學的に確むることは不可能である。本人の述ぶる所には虛談的傾向がある。

「誇大妄想」(特に發明妄想) (1)自働救命器の發明、カーバイトを入れた袋であつて、之を水中に入れると浮く、特許二萬……號。(2)觸發浮設水雷 (特許三萬二千〇五十五號なりと)。(3)犧牲魚形水雷。人間を犧牲にして用ふるものであるから斯く名づけると。(4)浮設水雷封鎖裝置。(5)開眞器。寢て居て本が讀める器械等々の發明であつて、札幌に發明特

許協會を建て自分が會長となつて居ると云ふ。大正七年一月朝日、時事兩新聞に自分の肖像が出て世界の大發明家だと云ふ記事が連載されたと云ふ。(虛談症狀?)。

尙、自分は外國の犯罪研究の書物は大抵知つて居ると問ひもしないことを喋り、又特許權侵害の訴訟を十年間やつて居るが、負けたことはないとか、自分は友人を求めないけれども人が慕つて大勢集つて來ることを云ふ。

「被害妄想」 今回刑務所に於ては京都區、名古屋區及び地方裁判所、大審院宛に數通の提出書を出したと云ふ。本刑務所長は訴訟情願をさせないから、權利侵害であるとし、出獄後所長を相手取り刑事訴訟をなすと。又同時に保健技師が自分の求めに冷淡なために共に訴へ最後には直訴をする決心であると。尙ほ大審院長が自分の提出書を檢事總長に取り次がなかつたから之に抗議を申込む積りであると。當刑務所で懲罰を受けて以來疑心暗鬼であつて、殺されやしないかと心配である。醫者が病氣に對して藥を與れず、じり〳〵と惡くする積りである。そして所長と共謀して毒藥を一服盛らないとも限らないと云ふ。

(智能檢查)

Ⅰ	分析	15	(12.1)
Ⅱ	批判	16	(11.7)
Ⅲ	理解	16	(12.6)
Ⅳ	綜合	16	(8.6)
Ⅴ	辨別	16	(10.4)
	總點	79	(55.3)

(括弧內ハ標準點ヲ示ス)

智能檢查の結果は優秀である。殆んど滿點に近い。指南力は正しく、日常の記憶は良い。感情は活潑であつて、自我感情が亢進して居る。

睡眠不定であつて、毎夜夢を見る。內容は不管性である。毎夜頭痛があつて、晝は眩暈を催す。時々關節に痛が起る。(心氣性) 眼花閃發の症狀があつたが治つた。膝蓋腱反射强度に亢進し、瞳孔散大し、左右同大、正圓、光線反應存在して居る。其他に異常を認めない。

附記 本受刑者は前刑のとき刑務所長を相手取り權利侵害の情願書を二回司法大臣に出し、尙N及びT裁判所に此に關する民事訴訟を起して、出廷したことで有名である。その結果自分が勝つたと言語して居る。それから出獄し今回の入獄までの精神狀態は明かでない。

診斷——妄想性精神病

(備考) 妄想は多樣で而も表面的で稀薄な感を與へ、感情は活發で智能の缺陷がないところから考へて拘禁による一時の現象でないかと思ふ。

(64)

A・S・

明治十年六月十一日生
生地 愛知縣の村
職業 無
罪名 窃盜
刑期 四年
入所 六回

父母共に死亡し、家系の狀況詳でない。本人は田舍の農家に生れた。家には資産があつたが、家庭不和であつた。父は養子であつて祖父母との間折合惡く、本人は父母から離れて祖父母の家に育てられた。養育寬大に過ぎた。高等小學に相當する程度の學校を中途で止めた。少時から都合のよい虚言を吐き、自家の金錢を盜み買食をした。學校では屢々喧嘩をしたと云ふことである。既に十六歳のとき遊廓に赴いた。十歳頃まで遺尿症狀があり、十八歳のとき淋疾に罹つた。

職業は醫者の書生、セメント會社の傭、建築請負業傭などになり、後無業がない。兵役關係はない。十八歳親戚の者と結婚したが、父と不和を生じ妻を殘して家出し、妻を迎へに來る積りであつたが、途中で犯罪をしたゝめその儘となつた。二十八歳大阪で知り合ひの女と結婚したが分れ、五十歳更に東京で結婚したが、其後音信不通である。性慾は强かつた。喫煙はしないが大酒家である。以前は賭博に熱中したことがある。現在赤貧であつて而も收入がない。宗教に對しては無關心である。交際は好きであるが、惡事をしてぼろを出し、友人を失つた。初犯は十六歳であつて、動機は享樂である。終犯の判決に對しては感謝して居る。

當刑務所に來てから正しいことを考へる樣になつたと云つて居る。分房の方が研究が出來て好ましいと云つて居る。(發明妄想に耽つて居る)。不平を訴へない。(但し、本受刑者は狹猾であつて多衆を煽動したと云ふ理由で丙種受刑者に編入されたものである)。自我感情强く、興奮し易く、原始反應に出ることがある。

生活史中の形成的體驗として特別なものがない。

身體構造は肥滿型に屬し、禿頭である。身體外部的の異常を認めない。

精神症狀としては只發明妄想を有するのみである。然し、その妄想は永年の間頑强に固執して變らない。

〔發明妄〕本人は生家が水車小屋であつたから、少年時代から水車の發明の必要を感じて居た。それから小菅刑務所に入るに及んでその發明に對する研究を熱心に始めたと云ふことである。時に二十五歳であつた。その發明と云ふのは落差を用ふることなしに水力電氣を起すことである。之を多年の研究によつて漸く近年になり成就したと云ふ。之によつて世界中に於て一年に何百億の經濟となると信じ、先づ軍事に用ふる必要ありとし、即ち、石炭を用ふることなく、海水を以て水力電氣を起し、それによつて軍艦を動かすことが出來ると信じ、その模型を持ち八代海軍大將を訪問した。然し、大將から、少くとも模型でなく、實際に動くものを見なければと云はれ、之に答へて、無論それを御覽に入れることは出來るが、その資金がないことが遺憾であると云つたと云ふことである。即ち、此際自己の考への不足を悟らず、それを資金の不足に歸して居る。而も現在依然として頑强に自己の發明の眞なることを信じて疑はず、之も道理で屈服することは到底不可能である。尙其他に過去三十年間に大小多數の發明をなしたと云つて居る。その發明品の二三の例を擧げれば、沈沒船を曳上げる方法、精米機等である。何れも不合理なも

【智能檢查】

Ⅰ	分析	……16	〔12.1〕
Ⅱ	判斷	……11	〔11.7〕
Ⅲ	理解	……10	〔12.6〕
Ⅴ	綜合	…… 8	〔 8.6〕
	辨別	…… 9	〔10.4〕
	總點	……54	〔55.3〕

（括弧内ハ標準點ヲ示ス）

智能檢查の結果は尋常である。指南力、記銘、記憶等に缺陷を認めない。

診斷——妄想性精神病

（備考）本症は約二十年近くも續き、その間に叡智の荒廢のであることは勿論であるが、本人の全生活は殆んど總て此等妄想に支配されて居る。妄想以外の理解力は普通であるけれども、一度妄想に觸れるや、その非理を悟ることが出來ない。之に對する態度は熱心であつて、變らず。分房にあつて全精力を之に傾倒して居る。充分なる感情の發露を認め、そこに人格の乖離を見ない。

以上の發明によつて得る金を以て、救濟事業を起す考へなりと。社會主義には不賛成であつて自己の持つて居る主義を行ふ積りであると云つて居る。此等の考へは刑務所の内外で異らず、既に入獄前に家を借りて二人の人を泊らせ事業の計畫をなして居たと云ふ。之等の行爲には相互に矛盾した所なく、終始一貫して居る。

又、嘗て、幻覺の現はれたこともない。又早發性癡呆に見る樣な症狀のあらはれたことは一度もない。睡眠はよく、夢の頻度高い。

家系の狀況全然不詳である。本人は田舍の農家に生れ、家庭養育の狀態明かでない。學校は尋常六年卒業した。少時は道德的に異常を認めなかつた樣である。十六歳より性交を始めた。花柳病に罹つたこと以外には病氣はなかつた。嘗て職業に就いたことがない。兵役關係もない。結婚したけれども離婚した。性慾は相當强い方である。飮酒は機會的に一合位喫煙を好む。貯金もなければ、收入もない。宗教は少時より禪宗を信仰して居たと云ふ。交際を好み、親友もありと云ふ犯罪は初犯（十三歳）窃盜、第二窃盜、第三鑑札變造行使、第四犯盜印僞造、終犯の判決に對しては甚しく不服である。（此が精神異常に重大な關係を有するものである）。刑の執行に對しても大不平である。

身體構造は競技型に屬し、外部的異常としては齒列の不規則なるを認む。

(65)

T・T・

明治十八年三月二十六日生
生地　京都府の村
職業　無
罪名　詐利誘拐、詐欺、逃走未遂
刑期　十年七月
大所　五回

を認めず、其他早發性癡呆症の症狀も起らない。又刑務所の内外で症狀に變化を呈しない樣に見える所から考へて偏執病（Paranoia）ではないかと思ふ。

刑政第44巻第8号
矯正図書館

精神障害と云ふべきものは訴訟問題を骨子とするものである。即ち、之によつて系統づけられた被害妄想である。

訴訟妄想に就いての概要は次の如くである。今回の犯罪に對する判決は青島の軍法會議に於て受けたものであつて、事實無根のことが判決文に記載しありと主張し（痛く憤慨して青島に於て縊死を企てたことがある）。陸軍大臣に申請したが目的を達せず。次いで甲府裁判所に軍法會議理事を相手取り損害賠償の民事訴訟を起し、今尚結了しない。更に之に關し、自家に傭つて居た事務員に對し、誣告の訴を起した。更に辯護士が不滿であると考へ、即ち金ばかり取つて充分世話しないからと云ふので、訴へた。始め刑事訴訟を起したが、「起訴せず」と云ふことを決定されたので直ちに民事訴訟を起したものである。

青島で既に縊死を企てたことは前に申したが、それからK刑務所に移されたが、玆で刑務官の取扱ひが不滿であると云ふ理由で司法大臣に數回情願した。其後甲府刑務所に來てからも刑務官の取扱ひに不平を抱き、出獄の曉には一命を賭して全國を演說して廻り、その封建時代よりも甚しい取扱ひを公開すると主張して居る。而して刑務所で得た金は總て訴訟のために費ひ盡してしまふ。被害妄想は更に一層其關係を廣め、雜役が役人の加擔すと考へる樣になり、雜役が蠅を指に挾んで食物の中に入れたり、砂を食物中に入れたことがあると云ふ。

更に分房内に於て神經症的反應を現はし、心氣性愁慮盛であつて、心臟領域が痛み、食事前に胃部に痛を生じ、又足に痲痺と鈍痛があり、鼻の内部が爛れて痛むと訴へる。

睡眠は普通であるけれども、毎夜夢を見、その内容は概して訴訟に關するものである。

【智能檢査】

Ⅰ 分析	13	〔12.1〕
Ⅱ 批判	5	〔11.7〕
Ⅲ 理解	8	〔12.6〕
Ⅳ 綜合	4	〔8.6〕
Ⅴ 辨別	15	〔10.4〕
總點	45	〔55.3〕

（括孤内ハ標準點ヲ示ス）

智能は低く、特に批判力の試驗不良なるも、精神薄弱者ではない。

患者の陳述には感情が籠り、動作と感情との間に矛盾を認めない。妄想を離れた行動に於ては常人と異らない。勿論嘗て幻覺の現はれたことはない。本人の現在の精神内容は訴訟問題を以て一貫し、之を中心とする被害的念慮を主症狀とするものであつて強度の損傷感を有して居る。

診斷——訴訟妄想（Querulanten-wahn）

（備老）眞性の偏執病と異り、疾患の起因が體驗に出發して居る。而して Schneider の云つて居る如く、極く瑣細であつても、兎に角事實上の權利の侵害によつて惹起せられるものである。

むすび

以上の個別的記載が豫想外に長びいたために、概括的事項は極く簡單に主要點を述べることに止める。

玆に先づ第一に述べなければならないことは、精神病學的診斷を下し得るものが四十五名の多數に達したことである。而も、殘る二十名の略々尋常者と見做し得るとした者も其中の數人は精神薄弱者の限界にあるもの、輕度な病的人格（所謂變質者）に屬するものであつて、嚴密な意味ではやはり精神的に低格なもの（psychisch minderwertige）の範圍に入れることが出來るものであつた。

尤も、玆に病的と云ふのは必ずしも法律上の心神喪失者、心神耗弱者を指すものでない。然し、少くとも前記第五〇例より第五八例に至る九名は明かに心神喪失者と見做すべきものであつて、治癒の見込のない絶望的な狀態にあるものである。尚第五九——六四例の妄想性精神病は更に經過を見なければ確實なことを云ふことは出來ないけれども、少くとも其一部は治癒不能の狀態に陷るものではないかと思はれる。それだから此等受刑者に對しては應報としての刑が無意義であるのみならず、改善としての刑も精々治療として意義があるに過ぎない。

他の病的受刑者は法律上では或る者は心神耗弱者と評價さるべきものであり、或る者は普通の責任能力あるものと判定さるべきものであらうけれども、處遇上から見れば、總て刑の執行中併せて醫學的就中精神病學的監視と保護を必要とするものである。

彼等の不順、反抗、襲擊、喧嘩、殺傷、自殺企圖、逃走、拒食、放歌、器物破壞等を單に彼等の惡い意志から出たものとして、尋常心理學的に解釋し、懲罰を加へることで滿足することは出來ない。更に深くそれが病的根底を探索する必要がある。實際彼等に對する懲罰なるものが、症狀を一層煽り立てる結果を惹起することが少くない。又彼等に對して教誨の實の擧らないのは、教誨師の人格如何の問題ではない。それは始めから、教誨の對象たるべきものではなく、治療の對象たるべきものであつたからである。

之と異り、尋常者と見做さるべきものが不良兇惡囚とせられた理由を調べて見ると、その多くは逃走とか煽動などと云ふことであつて、其行爲は充分尋常心理學的に諒解出來る程度のものであり、多くは囚人、役人兩方の一時の感情に起因して居て、その客觀的條件を變化してやれば、之を防ぎ得、敢て不良兇惡囚に編入しなくとも濟み、單に決定の早急に失したと思はれるものであつた。

故に所謂眞の不良兇惡囚と認められたものは、殆んど總て精神病學の對象たるべきものであると云つても差支へないと思ふ。私が市ヶ谷刑務所に於て最近滿二十三歳未滿の一般受刑者千數百名を調査した結果を見ても、その精神的に低格な者の數は之に比して遙か小である。玆で思ひ起すのは、ニイチエのツアラトウストラの言葉である。

"Kranker" sollt ihr sagen, aber nicht "Schuft"

（汝病者と呼ばはんも、惡人と呼ぶ勿れ）。

幸に、我國に於ても昭和五年四月以降此「不良兇惡囚」と云ふ科學的ならざる名稱が撤廢された。此は正木書記官の常に云つて居られる「行刑の科學的轉向」を意味するものに他ならない。

此の我國行刑史上記念すべき科學的轉回は、かのピネルカビセートルの精神病患者から鎖を解いた行爲にも比すべきものであつて、玆に處遇上困難なものに對する懲罰から、治療への第一歩を踏み出したことになる。

私は終りに臨み、此等病的な處遇困難者に對する精神病學的に理解ある治療施設の完成する日の速かならんことを切望するものである。

College for Crooks

Jack Callahan

惡漢のための學校（カレッヂ）

——眞箇のプリズン——

ヂャック・カラハン

（大學）といつてゐる。

今日、兇暴犯の頻りに行はるゝのは、惡漢（クルック）が長期の刑を科せられることを見込して、自暴自棄になつた爲めである、と、新しいクリミノロヂーを信奉するセンチメンタリストは說いて已まないのである。別な語を以てすると、逮捕を免かれるために殺人を行ふ惡漢も、逮捕された爲めに科せられる刑罰が今よりも寬になつたならばよもや殺しはしまい、と曰ふのである。かういふことを聞くと、自分は笑はずにはゐられないのである。此等の新しいクリミノロヂストは、刑罰は犯罪を防止するものでなく、却て犯人を兇暴ならしむるものである。惡漢は治療を要する病人で、兇暴な行爲を敢てする一種の妄想

家であるから、彼がブリズンでなく精神病理學者へ向けて送られるようになるまでは、犯罪問題を解決することは決してできない、といふ風に我々に信ぜしめようとするのである。

刑罰が輕ければ、惡漢も相手を殺すまいといふ議論は自分のような劫を經た惡漢に云はせれば全く沙汰の限りである。これは、惡漢を以て仕事をたくらむ前に成功と失敗のチャンスのいづれが多きかを比較校量する思慮ある想像力のある人間と看做すものである。だが、彼は決してこんな事はしないのである。自分は受け合つていゝのである。若し考へてするようならば、惡黨にはならないのである。若し一旦考へ出したら、直ぐに曲つた事は止めるはずである。一分間でも眞面目に考へてみたら、自分のやつてゐることは、惡い札（カード）を持たされたゲームをやつてゐるに等しい損なものだといふことがわかるのである。

氣狂ひじみたセオリーを有つてゐる新しいクリミノロヂーの生じて來たわけは、大部分は今日のこのアメリカの犯罪事情に原因するものである、と自分は信ずるのである。アメリカでは、惡漢は實際餘りに多くの同情を有つてゐるのである。全く餘りに甘やかされすぎてゐるのである。彼の男も氣の毒で生れつき運が惡かつたというような、犯人に對する馬鹿々々しい考へが餘りにも多うすぎるのである。所謂ピーノロヂストやクリミノロヂストの惡むべきクリミナルを甘やかすやり方を見ると、丸で氣が違つてゐるといつても可いのである。其結果、惡漢共はブリズンもコート（裁判所）も全く怖れなくなつてしまつたのである。自分は大げさなことを言つてゐるのではない。評判の高い惡漢共の記錄を看るのが一番である。彼の「イカサマ師」のジャック・ダイヤモンド（Jack（"Legs"）Diamond）は十六年の犯罪生活に二十三回逮捕されたが、コンヴクト（有罪判決）されたのは唯の一度で、しかもリホーメートリー（感化監）での樂な刑期を科せられたにすぎないのである。それからまた、私自身の場合はどうだ——十七年の間に十一回捕まつたが、刑に服したのはたつた二度で、一度は二年の「ストレッチ」（苦役）で、一度は十六年の刑期の內僅かに六ケ月をつとめたゞけである。それから、あの「和蘭人（ダッチ）」のアンダーソン（"Dutch" Anderson）は、十二年の間に七度捕つて、わづかに二度喰らひ込んだゞけである。

どうして、かううまく行くのであらう。外でもない、

それは、とてもすごい老猾な辨護士や、收賄に拔目のない政黨屋や、我々惡黨仲間を幼さい時から好い目を見なかつた哀れな人間だと思つてくれる情深い男や女がゐるからである。

今日、ニューヨーク州に於ては、裁判所に於ける勝敗の數は全く惡黨の手に握られてゐるのである。どういふわけでそんな事になるかといふに、種々彼等にとつて有利な規定が存してゐるからである。その二三を擧げてみると、先づ第一に、被告が自分で證言をしない場合にもそれは有罪の證據と看做してはならないと、陪審員に命ずることを主席判事に强ゆる規定があるのである。罪のないものならば、何人も自分の經歷を語ることを拒むものはないのである。しかし、身に覺えのある犯人は必ずこれを拒むのである。それから又た、犯人が證言をなさず又は證人を立てない場合に、檢事が犯人の身分記錄を提出することを禁ずる規定があるのである。何故に惡漢の記錄を陪審員に提出して其の評決を乞ふてはならないのか。

凡ての規定の中で最も有害なものは、保釋（bail）の名で名代の惡漢に自由を與へる規定である。保釋中自由の身である惡漢によつて幾多の殺人やホールド・アップ（强盜）、が行はたかしれないのである。犯罪に對する證人は保釋中自由の身である惡漢のために殺されたり威嚇されたりするのである。「イカサマ師」のダヤイモンドはこの七年間に自分の殺人犯に關する五人の證人を殺してゐるのである。自分は現にかういふ兇惡なガンマンを一打も知つてゐる。若し名代の惡漢に保釋を許すような事をやめたら、犯罪を減ずることもできるし、其上に多くの惡漢をプリズンへたゝき込むこともできるのである。

次に、初犯にしろ十犯にしろ、惡いやつには、どんな犯罪でも、定期刑を科してはならないのである。現在の科刑の方法は全くお笑ひ草である。或る年限の間犯人をプリズンへ投り込んでをいて、釋放されゝば、もう其男の事は忘れてしまうのである。警察で再び彼を捕へるまでは强盜をしようが人殺しをしようが、彼は自由なのである。何といふシステムだ。これぢや、たとへポリスマンが百萬人ゐても、クライム・ウェーブ（犯罪の潮）をプレベント（防止）することはできないのである。

若し、社會防衛のシステムが巧みに運用されたならば社會にフォース・オフェンダー（四犯）はなくなるであらう（註――ニューヨーク州の刑法には、重罪四犯に及ぶものは終身刑を科するといふ規定があるのである）。

かういふ社會では、少年犯人の向後の發展はリホメートリーの門で喰ひ止められるであらう。初犯のものには「一年乃至終身」（"from-one-year-to life"）といふ不定期刑が科せられるであらう。其處には、職業訓練の上手な先生がゐて彼に何かしら一つの職業を教しへ込むであらう。彼がその職業をマスター（自分のものに）するまでは、自由は與へられないであらう。よしたとへ、そうなつても、釋放は條件附で、彼の行狀の改まるまでは終身刑はいつまでも彼の頭の上にぶらさがつてゐることであらう。そして、國家は彼に職業を與へてやる。警察は共者の釋放の通知を受けることになり、一週間毎に彼に關する報告を提出することを要求されるのである。彼の傭主も同樣に預り物の釋放者に關する報告を一週間毎に提出する義務を負はされるのであらう。かうしてをいてから、終身刑がついてまはつてゐるのを知りながら、彼が尙ほ犯罪をやるようならば、これは常習の犯罪傾向を有つてゐる證據で、かういふ奴は終身社會から隔離せらるべきものである。彼が「二挺ピストル」のクローリー（"Two-Gun" Crowley）や、「和蘭（ダッチ）」アンダーソンのような立派な惡黨になるまで待つてゐる必要が何處にあらう。何故、社會の寄生蟲たるかういふ惡黨をかはいがつたり甘やかしたりするのであるか。若したれか甘やかし家があつて、少年犯人（ユウナイル）はそうひどく取扱つちやならないと自分に言ふものがあれば、今日のをとなしい丸顏の少年は明日の强盜殺人犯である、と自分はきつぱりと答へるのである。デュヴェナイル・オツフェンダー（少年犯人）としての私自身の經歷を例に取るのが一番可いと思ふ。

私が初めて自分の腕で世の中の甘い汁に自分もありつくようになつた時に、自分は幾度も私をかはいがつてくれる男や、女の手に落ちたものである。時には腕の中にかゝへられたこともある。此等のセンチメンタリストは自分の年頃のボーイは刑罰を加へらるべきものではないと曰つたものである。自分は其時は初犯であつたのであるが、自分は生れつき運が惡かつたので、惡い環境の犧牲となつたもので、社會に對する自分の犯罪については責任を負ふべきものでなく、却て社會が責任を有つてゐるのだ、といふことで、プリズンへは送られなかつたのである。そして、とう〳〵銀行强盜となるまで、奪掠を縱にするまゝにほつてをかれたのである。私は十八才になるまでに、二十七度の犯罪を行つて、其時初めて、「初犯」として裁判所へ引きづられて行つて、そして、

感化院へ送られたのである。

自分がそれから十年後に、初めて「ビッグ・ハウス」（かんごくの事）へ送られた時の記憶は今に忘れがたいのである。其プリズンのワーデンは親切な人で、丁寧に自分を迎へてくれて、私を其プリズンの中にあるミュウチアル・ウエルフエア・リーグ（共福會）なる自治團體の會長の「デブ」のフリーマンといふ男の處へ廻はしたのである。プリズンはこのリーグが支配してゐるのであつて、協力一致と法と秩序とがそのスローガン（標語）となつてゐたのである。このリーグでは、入つて來る受刑者に、出てから行を改めるようにと、セルフ・ガヴアーメント（自治）の原則といふようなものを教へてゐたのである。これは、氣違ひじみたセオリー（方策）だと今でも思つてゐる。已に自ら已れを統御する力のないことを實際に證據立てた意氣地なしの一團に、外の意氣地なしを統御する權限が附與せられるべきだといふ理窟が何處にあるのか。べらぼうな話である。

それはそれとして、自分が、このリーグの制服である灰色の服、灰色の帽子、青いシヤツといふ新しいクリミノロヂーの上衣を着けてゐると、このリーグのブレシデント（會長）は、自分に、「バケツ組」（bucket brigade）に入る氣はないか、と訊ねながら、小さい赤い表紙の帳簿を開いたものである。「バケツ組とは何です」と自分がたづねると、

「アヽ、お前はまだ知るまいが、錢のある人はみんなバケツ組に入るんだよ、この組に入るには、一ケ月七十五ダラかゝるが、その代りリーグから一日に三度肥つた牛の脊肉の入つたバケツトがお前のセル（居房）へ配つてもらへるのだ。お前は役人と同じものが喰へるのだ」との會長の語である。

「それや、すてきだ。バケツ組に入れて下さい」といつて、彼に七十五ダラを渡した。

「所で」、彼は小さな赤い帳簿をくりながら、「お前が奴處にゐる間 煉瓦工場で働く氣があるとは私は思はないが、どうだい、やる氣があるかね」と彼は追ひかけてたづねた。

「ノー、サー。ブリック・ヤードは御免です」自分は曰つたのである。

「オーケー（Okay）（よろしい）」、彼はやつぱり赤い帳簿をくりながら、「お前は煉瓦工場や鑄物工場で働くに

及ばない。私はブリズンの中に政事犯のための作業を設けてゐるが、一つはシヤツ工場で出來上つたシヤツを數へるので、一日二時間だ。もう一つは、靴の工場で、やつぱり靴の計算だ。一ケ月七十五ダラ出せば、お前はこの二つの作業の中でどつちか一つを撰べるのだ」と曰つた。

「シヤツ工場の仕事にします」と曰つて私はまた七十五ダラ渡したのである。

かくして、一と月百五十ダラで、自分は「バケツ組」のメムバーとなり、ポリチイカル・ヂオブ（政事犯の作業）を得たのである。毎日二時間働いた後は、かるた遊びをやつたり、厭きた時はハンドボールやベースボールをやつたりして骨の折れる仕事は何一つやつたことはないのである。で、このブリズンの中の生活には、過去の犯罪を悔ひしめ、將來犯罪に遠ざからしめるような作用をするものは、全然何もなかつたのである。而して、しかも此のブリズンは模範刑務所と呼ばれてゐたのである。それは、受刑者の側から見れば、たしかにそうであつたのである。ハンドボールをやる、ベースボールをやる、新聞紙が讀める、シガー（葉巻）もシガレツト（紙巻）も吸へる。それ樂隊、それ活動寫眞、しかも時々は

リキユールの小壜位は飲めるのである。かういふブリズンでの一ターム（刑期）が暗黒界のづう〳〵しい奴等を内省せしめ悔悟せしめ得ると思ふものがあつたら、まあ顔でも洗つて出直して來るがいゝのである。

玆處で、自分は、受刑者を考へさせ悔ひしめる一つのブリズンを心に描いてみる。先づ、ワーデン（所長）には現在のニューヨーク市の矯正局の長（Commissioner of Correction）をやつてゐるリチヤード・パツターズン（Richard Patterson）のような、品性の高い人で、ストロング（意志の鞏固）な、レソリユウト（果斷）で、ヂヤスト（公平）で、しかも眼先のきくインテリヂユント（聰明）な人をもつてくる。手取り早く言へば、自分の預つた受刑者の尊敬と服從とを收めてしまふことのできる人である。彼の管理のシステム（主義）には「悪に報ゆる善を以てする」（"do-good-for-evil"）といふようなまやさしい物は藥にしたくもないのである。といつてまた、ブルータル（無情）でもないのである。彼は凡ての受刑者を敎戒訓練の必要な人間だとして看るのである。彼は、受刑者が鍛錬自制の功を積まなければ、いつまでも受刑者でをかるべきものだ、といふことをよく

理解してゐるのである。彼はシング（歌ふ）するのん氣なヂエールバード（牢屋の鳥）（受刑者の事）は決してスインク（考ふ）しないといふことを知つてゐるのである。で、娯樂に代ふるにハード・レーバー（骨の折れる作業）を科するといふ至極簡單なやり方で、シンギング（歌ふこと）を止めさせて、スインキング（考ふること）を勵まさふとするのである。彼はブリズンの中にミユウチユアル・ウエルフエア・リーグ（共福會）なんどといふ自治團體などはこしらへまい。ベースボールも、活動寫眞も、樂隊も、みんな廢めてしまうかもしれない。強盜犯で入つて來た錢のある受刑者に特別のブリビレッヂ（特權）を與へるといふようなことは斷じてしないだらう。贅澤のできるブリズンは決してグッド・ブリズンではないといふことを、偏に信ずるがための故に、彼は一切の贅澤をブリズンより除き去るであらう。實際贅澤のできるブリズンは斷じて善いブリズンではないのである。一言にして之を蔽へば、ワイズ（賢明）なワーデンといふものは、自分の預かつてゐる受刑者のブリズンに於ける經驗を肝に銘じて忘れがたいものにするために努力するのである。自分のブリズンに於ける經驗を忘却することのできる受刑者は未だ眞に陶冶鍛練されてゐなかつたもので、かういふ者に限つて塀外の社會へ出ると直ぐに亦た犯罪を行ふものだといふことが、賢明な彼にはよく分明かつてゐるからである。

私がかういふと、自分の經驗から生れて、長い間の沈黙默想で養はれた私の考へをあざ笑ふ新しいクリミノロヂーの信者たる多くの男女の笑聲が聞えるような氣がするのである。世間一般に信ぜられてゐる主義信條を攻撃するものは常に嘲笑を以て報ひらるゝといふことを、自分は十分に知つてゐるのである。

しかし、刑罰は犯罪を防止するものでないといふ長い間の謬見に對して自分の答へんとする所は極めて簡單明瞭で、自分の犯意が常に刑罰によつて抑制されたといふ立派なる事實共者である。そして、更らに進んで、この合衆國のブリズンか又はリホーム・スクール（感化學園）で、其處で實際惡漢共のパニッシュ（罰）されてゐる處があつたら、二者いづれなりと一ケ處でもいゝから出して見せてくれるように、私は切に世のセンチメンタリスト連中に、お頼みするのである——尙ほ、此上に、自分は、新しいクリミノロヂーの唱へられてよりこの方二十一年、其結果が、わが歴史に未だ曾つて知られなかつたようなクライム・ウエーブを將來したといふ事實を、故意に改めて申し添へる必要があるだらうか。更らにまた自分は、ブリズンのマネーヂメント（管理）に關する氣違ひじみた方策を持つた新しいクリミノロヂーの二十一年、其結果が、三百二十七人の受刑者と六人の看守を殺し、五百萬ダラに相當するブリズンの財產を燒失せしめた、ニューヨーク、オハヨー、コロラドー、カンサス、ミツソーリ、並びにイリノイス諸州のブリズンに於て引きつゞき起つた野蠻な暴動であつたといふ事實を、玆處に附け加へる必要があるだらうか。刑罰は人を惡化せしめるといふが、ピストルや火把に訴へて暴動を起すような人間が更らに此上に惡化するだらうか。かういふ兇暴な人間を、やさしい言葉で背中をたゝいた位で、改心だの改善だのができると思ふのだらうか。

さて、そこで、精神病理學者であるが——自分も、多くのクリミナル（惡漢）がトリートメント（手當）を要する病人であることを承認するものである。余といへども、かんごくを出たり入つたりして、濟しくづしで終身刑を果たしてゐるような憐れむべき受刑者（ボーイズ）は變態性を有つてゐるものが多く、治療のために醫學其他の科學の力を要するものゝあることは、毫も疑はないのである。しかしながら、「ビツグ・ショット」（Big shot—大物）になると、その變態とか缺陷とかいふことについては、自分は立派に科學者達と爭つてみせるのである。自分は有名なシカゴのカポネとか、チヤツプマンとか、前にも言つたアンダーソンとか、ヂヤック・ダイヤモンドとか「ボストン・ビリー」と呼ばれるモナバンとかいふような「ビツグ・ショット」にして、彼等の甲狀腺や內分泌腺の何處かに惡い所があるといふようなものを未だ曾つて知らないのである。自分の知つてゐる「ビツグ・ショット」は悉く精神的にも肉體的にも極めて健全であつたのである。彼等は善く食らい、よく眠り、いざ仕事にかかつたとなると、まるで勤勉共者の權化といつてもいゝのである。只だ仕事のない時だけ、ぶら〳〵して日を暮してゐるのである。

自分の場合にしても、何處も腺の惡かつたことはなかつたのである。自分は病氣にかゝつたこともなければ、麻醉劑を取つたこともない。自分は昔しから精神的にも肉體的にも壯健であつたが、今も現に壯健である。自分や、自分の友人の「ビツグ・ショット」達は決して病人ではない。アドヴェンチユアラー（冒險を好むもの）なのである。若し、私が仕事にかゝつてゐる時に、科學者達

が自分を捕へたとしたら、彼等ははたして私をどう見るつもりだらう。ハーバート・スペンサー〔(Herbert Spencer (1820——1903) ——英國の哲學〕者の「第一原理」や、スキンバーン〔Charles Swinburne (1837——1909) ——英國の詩人〕の詩や、アナトール・フランス（數年前物故したフランスの有名な小説家にして批評家）の小説を論じながら、幾時間もぶつ通しで平氣で坐つてゐる私の友人のチャツプマンやアンダーソンを見たら、彼等科學者達は一體どうするつもりであらう。

また、私の古い友人である「フリスコ」（サンフランシスコ）のエツデイの場合の如き、ブラームス（1833——1897）やワーグナー（1813——1883）（二人共ドイツの大音樂家）を崇拜して、ワーグナーのタンホイゼルの序曲を聽いて小供のように泣き出すような男を、科學者達はどう診斷するであらうか、自分は常に訴ふかつて止まないのである。トリートメント（治療）を要する代物だとでも看たらうか。センチメンタリストが柔しい言葉をかけたり、背中をたゝいたりして、改心させることのできるような生やさしい人間だと思つたらうか。もしそう思ふなら、それは全くナンセンス（馬鹿な事）だ。

どうして、かういふ手合には、治療どころか、ロープ（笞）が必要なのだ。惡黨はみんなロード（笞）を怖れてゐるのだ。自分の事をいふのが一番早いが、私は、デラウエア州では未だ嘗つて一度もバンク（銀行）を襲つたことはなかつたのである。何故だ。この州にはホイピング・ポスト（笞刑）があつて、それが怖しいからだ。アラバマ州でもやつたことはない。何故だ。アラバマのかんごくの炭坑と聞いては、慄え上がらないものはないのである。私はキヤナダも避けた。外でもない。キヤナダは惡漢と見たら容赦なくとつちめるので有名だからだ。其上にホイピング・ポストがある。キヤナダの「ビツグ・ハウス」（かんごく）のスパルタ流のきびしい規律は私の掠奪の手を躊躇せしめたのである。合衆國でも、私は容赦なく峻烈に惡漢を取扱ふ州は避けてゐて、やさしく憐れみ深く取扱つてくれる州を撰んだのである。

犯人でクルツク（惡黨）と名のつくやつは、皆な若くても年寄りでも、いざとなれば人を殺すのである。法を維持しようとする人達は彼にとつては凡て敵である。彼を追ひつめてみろ、きつと彼は追ひつめた人を殺すのである。かういふ質の人間に對して、なぜそんなに心

遣ひをするのか、馬鹿々々しいことである。

かういふ人間にその惡事を思ひ止らせる唯一の方法がある。それは、かういふ奴は若い內につかまへて、ブリズンに入れて、そして、悔ひ改めるまで其處へ拘禁してをくのである。彼の仲間達の謂ふ「ブレーハウス」（芝居小屋）のような樂なブリズンに定まつた刑期で拘禁してをくといふ今迄のやり方は、彼を悔ひ改めしむるに全く失敗したのである。之に反して、パードン（赦免）の望みのないリアル（眞箇の）ブリズンに終身の刑期で入れてをくならば、たとへ悔ひ改めしむることはできないまでも、少くも彼をして畏れて跪つかしむることはできるのである。

（完）

Outlook, June 3, 1931

朝顏の花

大隈言道

あるじなき隣をかけてややもせばとさまに向ふ朝顏の花

けさはまたいろいろに花のところさへあやにがはれる朝顏の花

うれしくもとくおきにけり朝顏の花のおもさへねざめする時

ほどもなくかるるいとはず葬のかがやく日にもむかふ一時

あさがほのはかげの花のおもがくしはかなやがて移ふものを

海外時報

埃及に於ける刑餘者の復格に關する勅令

埃及に於ては、今年の三月五日付で、前科者の復格（レハビリタチオン）に關し、法律に代るべき國王の勅令（Das mit Gesetzeskraft ergangene Dekret des Königs von Aegypten über die Rehabilitation (R.) von Ve urteilten v. 5. März 19 1）が發布されたが(三月十一日より施行)、この勅令の趣旨は、長い期間の良好なる行狀によつて、改悛の意志を證據立てた前科者（Vorbestrafte）が、公民たるものの當然の權利たる自己の身分地位の恢復に努力する場合、これを助成するのは、社會の義務であつて同時に利益でもある、といふ近代的な行刑思想から出たものである。エジプト國の刑法には、前科者の社會的復活（リタチオン）に關しては、從來何等の規定も存してゐなかつたのであつて、この勅令の施行前までは、司法大臣が恩典として前科者に不利益な刑の宣告の結果を除去するに努めてゐたのである。然るに、今度出た新しい法律は、恩典ではなく、所謂「裁判上の復格」（die richterliche R.）を採用したのである。

この復格の恩典と異る所は、恩典は恩典を與ふる權限を有つてゐるものの自由の裁量に委ねらるるに反して、この法律が前科の抹消を要求する權利を前科者に與ふる點に存するのである。尙ほ、恩典によつては、累犯を構成すべき前科の効力とか、戸籍への記入とか、且つこれと結びついてゐる權利資格の喪失とかいふものは依然として除去せられないのであるが、この度の復格は、一切の法律上の結果と共に前科といふことを將來に向つて永久に抹殺してしまうのである。更らにまた、この裁判上の復格は「法律上の復格」（die gesetzliche R.）とも異るのである。法律上の復格は、前科者が新しい刑の宣告を受けなければ、刑の執行又は刑に對する時効の開始して以來一定の期間が經過すれば、當然一も二もなく之を得らるるのであるが、裁判上の復格は、前科者の行狀を試驗した後、裁判所の決定で初めて宣言せられるのである。この度の新しい法律で裁判上の復格を採用するに決

した理由は、裁判上の復格が前科者の一般行狀を改善するに適してゐるばかりでなく、法律上の復格の場合には前科者はその監視期間ただ〳〵新しい犯罪で檢事から告發されることを免れることばかりを考へてゐるのであるが、裁判上の復格となれば、前科者をして其行狀を愼ましむるに更らに大なる深い刺激が與へられるものと信じたからである。

重罪並びに輕罪に關する復格は、其管轄區域に前科者の住所の存する控訴院（Appellationshof）によりて宣言さるるのである。復格の條件には次の三つがある。

a 主刑（Hauptstrafe）が執行されたるか、時効にかかつたか、又は免除せられたるかしなければならないのである。

b 一定の期間の經過したことが必要なのである。この期間中前科者は行狀良好なる證據を示さなければならないのである。この期間は、重罪の場合（Verurteilung zu einer kriminellem Strafe）、微罪累犯のための場合（Verurteilung wegen Rückfullstat）、時効の場合（Verjährurg der Strafvollstreckung）にはいづれも十五年で、其他の場合には八年である。この期間は、刑罰の執行、時効、又は免除と共に開始するのである。前科者が警察の監視の下に在る場合には、この期間は監視の終了によつて初めて開始するもので、執行猶豫の場合に於ては、刑期に相當する時間の經過を以て初めて開始するのである。

c 前科者は罰金を支拂ひ、犯罪により生じた損害を賠償し、訴訟費用を納付してゐなければならないのである。しかし、若し、これ等の義務を履行することができない場合には、裁判所はこの條件の履行を不問に付することもできるのである。破産の宣告を受けたる場合に於ては復格請願者は營業能力を恢復したることを證據立てなければならないのである。

復格請願人が數個の刑の宣告を受けてゐる場合は、個々の刑の宣告について復格を受けることができるのである。この場合に於ては、箇々の刑の宣告に關しては一般の條件が適用せらるるもので、最後の刑の宣告に對し定められた期間が經過した後でなければ復格は許されないのである。

復格の請願は檢事總長（Generalstaatsanwalt）に向けて提出さるべきで、右願書中には、前科者の身分に關する詳細の報告の外に、刑の言渡を受けた日、及び其日以來住所を定めてゐた場所を記載しなければならない。檢

事總長は監視期間に於ける前科者の行狀の良否を定め、判決の正本、刑罰記錄、並びに本人の刑務所に於ける服役中の行狀報告とを申請書に添へて裁判所に廻付するのである。控訴院では檢事並びに申請人との審問を行つた後決定を下すのである。この裁判所の決定は取消し得ないものであるが、誤つたる法の適用又は解釋を理由として檢事並びに前科者より決定破毀の訴による場合はこの限りでない。復格の命令は裁判所並びに戸籍吏に送達せらるるのである。

復格といふことは、長く將來に向つて一旦下された刑の宣告を全く抹消してしまうのである。刑の宣告を受けたものが其宣告によりて失ひたる凡ての權利資格は、復格の命令によりて再び之を取り戻すのである。しかしながら、刑の宣告によりて生じたる第三者の權利、即ち損害賠償要求の權利は是れによりて固より毫も損はるるものではないのである。

Juristen-Zeitung, den 15. Juni 1931

カルメンの國に
女の行刑局長

日本にもお馴染なビゼーの「カルメン」の曲で世界に知られてゐた南歐常春の國イスパニアも、時勢の急テンポに促されては、もはや戀と鬪牛とばかりにうれしがつてはゐられず、今度の革命の結果、古いブールボン家のアルフオンソ十三世は國を逐はれて、新共和國が宣言せられたのであるが、國內に起つた變革のいかに目覺ましいものであるかは、今回新共和國の行刑制度が一箇の婦人の管理の下にをかるるに至つたといふ單なる事實によつても、明かに知られ得るのである。一婦人の身を以て一國の行刑組織の長となるといふのは、驚くべきニュースであるが、しかし、かかる變革がイスパニアのやうな國に起らなければならなかつたといふことは、アルフオンソ十三世の以前の王國が、スピーデイ（急速）な時代と足並をそろへて、多方面にいかに遙かに進出してゐたかを我々に語るものといへるのである。

彼女は、人殺しや其他の犯人が男よりは女の監視の下

に拘禁されてゐる方が、スペインの平和が一層たしかに維持せらるるものと思つて、女を行刑局長にしたものであるかどうか、それは分明からないが、この新局長のヴイクトリア・ケントといふ婦人は中々のしつかり者らしいのである。パリの「フイガロ」紙にルドヴイツク・フエル氏はこの婦人について次のやうなポートレート（描寫）を掲げてゐる。

「實は、この婦人はバスク族（註―スペインとフランスの國境たるピレニース山脈の近傍に住む種族）の女を娶つた英國士官の孫に當るのであるが、情に於ても、氣分でも、全くスペイン的で、あの情熱に燃えてゐたカルメンのやうに、彼女の輝く眼の中には冷たいものは毛程もないのである。精力滿々で、いざといへばダツガー（短劍）を拔きかねない女である。

惡黨共もおとなしくしてゐなければなるまいと思ふのである。其上に、彼女はこの國の法律に精通してゐて、現在マドリツド（スペインの首府）の辯護士協會の一員で、まだスペインが共和國にならない以前、現在の政府の閣員達が國事犯で起訴された時には、辯護に是れ

努めたのである。刑事の辯護に從事してゐる結果、自然プリズンに拘禁されてゐる人達と接するやうになつて、プリズンに於ける改良せらるべき多くの點を見出すに至つたのである。」

パリの「マタン」紙のマドリツド特派員との會談で、彼女は次のやうな意見を發表してゐる。

「婦人の立場から看ると、恐らくスペーンは世界中で一番遲れた國であらう。僅かに四人の女がマドリツドの辯護士協會へ加入することを許されたのみで、女の醫者といつても、殆んど言ふに足らないのである。

我々のプリズンに關する新しい法規を定むるのは議會の役であるが、自分は先づ差し當つて、物質的にも精神的にもプリズンをして一層健全なものたらしめやうと試みてゐる。自分は已に新聞紙と書籍とをかんごくに入れることを許可する命令を與へてをいたのである。尙ほ、また、何等宗教上の信仰を有つてゐない受刑者は宗教上の儀式に列なることを强制すべきでないといふ指令をも出してをいたのである（註—スペインは舊教の盛んな國で、中世には、宗教史上に有名なインクイヂョンと稱する宗教裁判が行はれて、天主教以外の異端者を迫害して暴虐殘忍を極めたのである）。一身上の自由は奪ふことができるかもしれないが、心の自由を奪ふことは決して許されないのである。」

Literary Digest, June 27, 1931

「プリズンの悲しむべきは、其處に在るものゝ心の碎かれるがためではない。その悲しむべきは、碎かれるためではなくして、却て人の心をして石の如くたらしむるに在る。」

オスカー・ワイルド
（下獄記中の一句）

行刑小話

（四）

玖波文一郎

義勇囚（二・續）

六

Mには當時婚約者があつた。しかし、變りものゝMは既に二年婚約を實現しようとはしなかつた。彼は今でも下宿にとぢこもつて放縱な生活をするかと思ふと日曜などはひるの十二時頃まで朝寢をする種類の放縱生活をして居たのである。

入監後一週間たち、十日たつと彼はそろそろあきが來た。毎日同じ顏面、靑面を見るのでうんざりした。神經がとてもたつて來て一つ表門のところでのびをして見たくなつた。しかしそれも出來ない。

どうしたらこのうんざりした氣持ちを醫し得るかを彼はしきりに考へて居た。

彼は愉快さうに居房で大笑した。よしこれに限ると彼はひとりごとを言つた。數分の後彼は誰も居ない事務室にこつそり立つて居た。

「モシ・モシ」

「どなた」

「わたしはMですが」

「アラ！どつから電話なんかかけてるの？　あんた刑務所に居なさるんぢやなくつて？」

「さうですよ。刑務所に居るんだがとても所在なくてたまらんから電話をかけたんです」

「さう！　刑務所はこわい？」

「こわくはないが淋しいですよ」

「しどい囚人だけだといふぢやないの？大丈夫、殺されやしない」

「そんなことあるもんですか」

「電話なんかかけていいの」

「よかあないがこつそりやつてるんですよ」

「誰れも居ない」

「役人も誰れも居ないんです」

「さう、ぢや蓄音器をかけてあげましようか」

Mは婚約者にかけるつもりであつたが、電話口に出た彼女は婚約者の姉であつた。いつも粗野に振舞ふこの姉は妹たちと電話口で笑ひ合つて

居た。さうしてとうとう蓄音器を始めた。

靜寂な夜の刑務所に、しかし彼の耳だけにリズムが送られた。何といふコンフオタブルなリズムよ。彼は靜かにそれを聞いた。聞かせてやりたい。若しこのリズムが全監に響き亙るときの囚人たちの感にたへた表情は。リズムは淋しき人をうき立たせ、沈める人を活かし、狂燥な人を平靜に導く唯一の慰安なることを彼はこのときに於て確信したのである。

「聞えた?」

「どうも有り難う」

「ではお休みなさい。囚人に殺されぬやうにね」

彼女等は罪なき配所人の物數奇として決して同情して居らぬ。

Mは音樂による慰めといふことをこの時に始めて胸の中に納めた。外國行刑では普通であるところの音樂も日本では容易に容れらるべきでないことをも彼は充分意識して居た。僕が若し主張し得る狀態になつたらうと確き決心をしたのであつた。

大正十三年、彼がそれを考へてから三年目の八月十六日の夕べ。當局が始めて意圖した蓄音器の試驗を彼は自らやらして貰ひ度いと申し出た。さうしてその夕べ彼は森のかぢや Forge in the forest とその他二三枚のレコードを携へてR刑務所に行つた。

「諸君窓際に出て下さい」

彼は病監の囚人たちに叫んだ。囚人たちはみんな庭に注視した。Mは庭の眞中に蓄音器を置いて先づ森のかぢやをかけた。原始的なこの曲、金槌をうつ音、鷄の鳴く音、馬啼のひびきそれらを交錯せる中から誰れでも聞きわけることの出來るこの原始曲がいかにナイーブに囚人たちの耳鼓をうつたことか。

前代未聞の出來ごとであることとリズムの美とに囚人たちは靜寂そのものであつた。

オーバーンの教誨堂にピアノが奏でられたそのタベ。囚人たちはどんなにショックを受けたことであつたかをオスボーンは手記して居る。それといいコントラストを持つこの出來ごとをMは今でも靜かに追想することがしばしばだと語つて居た。

七

和製マーフイは不良少年上りである。今は犯則常習者ではあるが入監

のお蔭でとにかく親鸞上人を渇仰する一人である。

彼は北海道の一富豪の子弟なのだが土地の商業學校の一年の時から酒と女の味を憶えて竟にその學校を追はれた。勝氣な彼は希望を抱いて上京したが事志と違ひ小石川の砲兵工廠の一職工に身を落した。職工生活に入ると彼の生活は更に荒んで來た。近所の居酒屋でお酒の一升も飲むと隨分亂暴を働いて居た。

勤當を受けて以來一錢の仕送りもない上に僅な給料で酒色にふけるので彼の生活は益々窮した。窮した擧句に彼は毎夜水道町あたりを放浪して弱さうな奴を脅迫して飲代をつくつて見た。脅迫がいつも成功するので彼の警官に對する警戒はおろそかになつて來た。

ある夜いつものやうに彼は水道橋のほとりにたたづんで居た。一人の老人が通りかかつた。右上りの肩を一層上に上げてその老人に迫つた。しかし、老人は一錢だつて呉れようとはしない。生活に窮して居る彼はその老人に最後の手段を講じにかかつた。哀れむべきこの一老人が將に危險に頻したときかねてにらんで居た警官が突如として現はれた。彼の逮捕は極めてあつけないものであつたから取物帳としては興味はさしてない。

彼は市ケ谷刑務所に收容された。彼の父がわざわざ北海道から會ひに來た。彼の後悔はその時に極に達したさうである。しかし、同房の人々からお前は重罪だなといはれると變な得意の色があらはれた。

「君にどうして重罪だといふことがわかるんだ」

「お前ははじめてだな。ここでは重罪の番號は若いときまつてゐるんだ」

「色か」

「僕のはそんなもんぢやない」

彼は强盜事件に輪をかけて話した。下らないことだが自分の强いことを吹聽した。

「それぢやへたをやると首かも知れんぞ」

その一言は急に彼の生に對する執着心を沸騰させた。それからといふもの今まですらすらと自白して居た彼が決してそれをしなくなつた。豫審がかなり長引いた。公判に移されてからも同じであつた。

「若いの、今日はどうだつたい」

「裁判長に怨られちやつた」

「どうして」

「お前は檢事にすつかり自白して

急に否認するのはどういふわけだといふんだ」

「お前は何んといつたい」

「だまつて居たよ」

「馬鹿だな、そんなときは検事がひつぱたいたとか、本當を言へば罪を輕くしてやるといはれましたといふもんだ」

その次の公判廷では彼の否認方法は更に上達した。公判が長引くと彼は新入の後輩囚人に自分がそれを傳授した。かやうにして彼の雜居房は恰も犯罪否認研究所の觀を呈した。彼はその時のことをMに語つて先生が改良なさるのはそれが先決問題だと思ひますと忠告した。

十二年の刑が確定すると彼は巢鴨の少年監に移された。謹嚴な坪井典獄の前に立たされたとき彼は自惰落な未決監の生活が戀しくなつて來た。巢鴨の二年は彼も相當眞面目に働いてほめられもした。二十一歳のときに看守につれられて綾瀬まで歩いたとき彼は流刑者がシベリヤの曠野を行く心細さを感じた。

「若いのに氣の毒だね」

有馬典獄の第一聲に彼は涙が流れた。謹嚴な坪井典獄に比べて之れは又母性愛に似たやさしさである。

「ここはお前さんの修養の場所だ。僕はお前さん達の親だから僕はお前さんの出世が見たい。一生懸命に修養して早く世の中に出るがいゝよ。お父さんはあるかね」

「はい、母は御座いませんが父は居ります」

「さうか、その御父さんを安心させてあげねばならんよ。一生懸命にやるがいい」

彼はその夜から獨居に心靜かに典獄の言葉を味つて見た。有馬典獄はなんといふやさしい方であらう。俺は幸福だとも感じた。

しかし、反面に於て看守は決してやさしいものではなかつた。有馬典獄がやさしき母なるに對し看守はいぢわるの繼母に比すべきものがあつた。感情的な而も強直なところのある彼は理窟ぽかつた。理窟が正しければ正しいほど看守はますます彼の看視を嚴にして一つびとつに小言をいつた。

この看守との感情のそかくは彼をして惡化せしめた。あるときは同囚の看守への反抗を援けてその看守に組付いて竟に重屏禁にぶち込まれた。刑務所の淫賣婦に艶書を送つて文書圖畫の閲讀禁止も喰つた。それらの回を重ねること十二回。今彼は十二回目を輕屏禁にかがんで居るのだ。誰れに聞いたのか、此の隔離室へもM檢事が泊り込んで居ることがわかつた。彼は事件以來恨みのある檢事に對する反感がむらむらと起つた。一つ奴を胴喝してやらう。このわれらの安住の地からいまわしい檢事を追立てねばならぬと決心して彼はMに會つた。しかし、その目的は反つてMに利用された。恰もアメリカの義勇囚オスボーンがジヤック・マーフイといふ囚人を捕りこにしてその助手にして了つたやうに彼はMのマーフイになり果てて了つたのである。

八

和製マーフイは極めてしばしばMに面接を申し込んで來た。彼は親鸞の御弟子ではあるがそれかといつてもまんざらキリストに色氣がないでもない。

「君、信仰は兩みちをかけては徹底しないぢやないか」

「しかし、先生この刑務所にはそんな人が澤山居りますよ」

「そりやーおかしいね」

「典獄さんがクリスチヤンでしよう。教誨師さんが眞宗でしよう。教誨師さんがまねば典獄さんにわバイブル位讀まねばいしバイブルを讀むと教誨師さんがいやな顏をなさるもんですからつい兩みちをかけるんです」。

「そいつは困つた。さうなると總囚教誨のときにざわつかないかい」

「えゝ、教誨師さんのお說教は度々聞くので、あいて所もあらうに教誨堂で妥協をする者も居ますよ」

「教誨師さんはそれを知つてるのかい」

「教誨師もここの教誨師さんはとても熱心ですからそんなことがあらうなんて少しもお知りにはならんだらうと思ひます」

「この刑務所には外部の人の講話があるさうだが、そんなときはどうだね」

「そのときはだいちめづらしいでせう。それにこの間本間さんといふ代議士のクリスチヤンの人が見えたときなぞはとても今迄に見たことのない感激の集りで御座いました」

「どんなお話があつたの」

「それが何んにもお話にはならなかつたのです」

「わからないな」

「本間さんが教誨堂にお上りにな

りますと「諸君」と一語仰言つたのですがそれつきりボロボロ涙を流して何んにも仰言らないでうつむきなさつたのです。なんでも十分か十五分ぢつと泣いていらつしやいました。さうすると教誨堂のあちらでもこちらでもはなをかむ音が聞えて來たのです。せきの音も聞えないで千人の囚人が感激して居るさまは木間さんをますます泣かしめたらしいのです。それで本間さんはとうとう「わたくしは話すことは出來ん。諸君が可愛想だ」と仰言つて歸つてお了ひになりました」

本間氏の信仰のかたきは社會周知の事實である。一土工から身を起し今日の地歩をかち得た堅忍不拔の精神を氏は今その信仰の傳道によつて衰れなる人々に植ゑんとしたのであつた。氏の無言の教誨は將に囚人たちに深い感銘を與へた。それからのK刑務所には更にクリストへの傾倒が多くなつた。

Mは宗教上の暗闘だとしてそれを見なかつた。むしろ、信仰の動機がいろいろの人から與へられことに教誨の意義があるのだとさへ思つた。

「先生、わたくしは本間先生のやうな人が時々お話をして下さると囚人はたしかに何かをつかむことが出來ると思ひますが今日の監獄法ではそんなことは出來ないのでせうか」

「それは出來るさ、しかし教誨の問題はなかなかやかましいからね」

「先生は何か信仰して居らつしやるのでせうか」

「僕は何にも信仰しては居ない。信仰したいと思ふが未だ出來ない。しかしね君、僕は自らを省みて恥しくない生活をすることが信仰の基調だとは考へて居るんだ」

「先生は囚人の改善なんてことが出來ると思つて居らつしやいますか」

「確信して居るよ。この間僕は武者小路さんの「幸福者」といふ小説を讀んだがあの中に「師」といふえらい人が出て來るがその師はとても人を愛する人なんだ。例へばだね或癩病患者が師の寺に宿めて呉れといつて來たことがあるんです。さうすると弟子の人が先生布團はどれにしましようかとたづねるとわたしの布團を敷いてあげて下さいといはれたさうです。師はくづれた手と握手も出來る人なのですがそれほどの愛があつたらいくら兇惡な奴でも感じるでせう」

「だけど先生役人にそれほどの愛のある方はありませんよ」

「むつかしいことです。だけど僕たちからさうなるやうに努力する外には仕方がないね」。

「先生は毎晩夜中にお廻りになりますね」。

「いつも起きてる奴があると思つたが君か」。

「何にしろ早くから寢かされるので二時頃になるともう寢あきてるのです。そこに衣づれの音がするので先生だなと思つてこの頃は毎晩待つて居るのです」

「みんな物數奇だといつてるだらう」

「いいえみんなこんな眞夜中にお廻りになるのでお有り難いといつて居ります」

「この頃は仕事はどうだね」

「お蔭さまでYさんと同じ工場に働けますし科程も出來るだけ多くやつて居ります」。

「懲罰を受けるなよ」

「お約束は決して破りません。先生は奥樣は御座いますか」

「未だないよ。だが、君の來る頃には家庭はあるでせう」

「わたくしが行くと奥樣が御困りでせう」。

「困らぬやうに仕込むさ」

「さうしたら、わたくしはお子供のいいやになります。どんな苦勞でもいたします」

「はやくそんな日が來るといいな」。

九

「おい、君はこの頃やつぱり飲んで居るかい」

「大きな聲ぢやいへないが俺はどうも止めることは出來ないよ」

「なにしろ大將があゝきらつちやこつそり飲まんと喉をかぎつけるからね」

「未だ、俺達看守は樂なものだよ。何しろ、看守長ときたら大弱りさ。この間ね大將がある看守長を呼びつけたのだとさ。ところが、病氣だといふものだから大將のこのこそこに出かけて行つたもんだ。看守長、あわてたのなんのつて壁に向いていきをハアハアやつてるんだ」

「隨分やられたらうな」

「ところが大將見舞をいつてそのまま歸つて了つたんだ。翌日みん

なの前で壁にハアハアやる病氣があると皮肉つたさうだ」

「ハハ……」

看守浴場の濛々たる中にぢつとつかつて居るMは驚いた。彼等は所長の禁酒主義に悲鳴を擧げてさわいで居るのだ。

「中々盛んですね」

「ヤア檢事殿ですか」

「中々元氣ぢやないか」

「檢事殿はやりますか」

「少しはやりますよ」

「ぢやこの頃はお困りでせう」

「さうでもないですよ」

「時に檢事殿は夜中にお廻りですつてね。みんな弱つてますよ」

「居睡りが出來んからか」

「さうです、若し戒護主任に知れると一本とられますからね」

「僕は告げ口なんかしないさ。君達に對する夜中慰安だよ。大いに睡るさ」

「いやどうして一時からこの頃はあぶなくて一時にかけては睡る奴はいませんよ。もうお廻りはお止めなさい」

「ぢやなんにもならんな。止めようか」

「檢事殿はKと仲が馬鹿にいいぢやありませんか」

「あ奴仲々面白い奴だね」

「どうして野郎とてもひどい奴ですよ。ときによると組付きやがるんですから」

「しかしね。君たちも噴嘩をしちや得はいかんよ。それよりおだてるんだね。おだてる方が得だよ」

「あ奴理窟つぽいから癪にさはつて來るんです」

「夜勤はつらいですか」

「つらいですとも。更代で休憩室に來て一寸寢たと思ふともう番が廻つて來るからやりきれませんね」

「非番の時に大に寢ればいいぢやないか」

「中々さうはいきませんよ。日の明るい中には寢付かれんし夜お客でも來るともう臺なしですよ」

「巡回は寒いでせうね」

「寒いのなんのつてここは特にひどいですよ。僕は懷爐を抱いてるんだが、ポカポカすると睡くなるし困つたもんですよ」

「家に歸つて一杯やつてぐつすり寢ることだね」

「ところが大將が禁酒ときてるのですから、大つぴらにはやれんし」

「囚人の儀表たるべき君たちだ酒に遠慮はいいね」

「ところが檢事殿飲めんとなると飲みたくなるもので此の間も看病夫が醫務でアルコールを窃んで飲みやがつてひどい目にあひましたよ」

「そんなにあこがれて居る囚人を扱ふ君たちはまあ禁酒する方が本當だね」

看守浴場の雀たちは種々雜多な話をして居る。上官の評判記、囚人の品定め、酒の話、女の話等々多くは罪のない世間ばなしに過ぎない。Mはその世間話の中に寶を見出すべく毎日その浴場へ看守の多く這入つて居るときをねらつて這入つた。

檢事殿といふ敬語がいつかMさんに下落した。その下落は看守たちから假面をはがしてしまつた。刑務所の裏面の生活はこの浴場からも沸き出て來る。

Mにとつては囚人も看守も一つの家族に考へられ出した。家庭のないMが志願して這入つた拘禁には何等の苦痛を伴はないが。ただ得らるるものは裏面生活が手に取るやうにわかることだ。しかし、それを解決することが自由刑の改善目的を達する前提ではあるまいか。

一〇

M氏は一ヶ月の監獄生活の後釋放されることとなつた。氏は眞先きに印刷工場でわかれを告げた。住めば都といふ俚言も監獄にだけはあてはまらぬ筈だが、やつぱり一緒に住めば名殘は殘る。

和製マーフイは泣いて居た。Y君は淋しさうにだまつて居た。

表門を出て千住新橋の上からM氏は振り返つて見た。高い壁が社會を壓して居る。あれだ、あれが行刑社會化を阻止する癌だと考へて深いためいきを吐いたといふことである。

行刑雑感

この短編は少年を目標としてゐるので幾分か矯激に走つてゐて、讀んで頂くことは少し遠慮しなければならぬかも知れぬ。しかし自分としては故意の皮肉や、殊更の彌次的氣分で書いたものではない。眞劍に受刑者の立場を憶ひ、行刑の眞生命を煩ふ心持から、自分自身が苦しんでゐることを告白したものでもある。があまりに理想に偏倚し過ぎてゐるやうでもある。兎に角行刑と云ふ立場を離れて自由に客觀した時に、こんな問題を考へさせられる、と云ふことを一寸氣儘に打明けさして頂いたのである。

1 接見

小田原 三 鼠生

判決愈々確定し終りて獨房に瞑目すれば、五月雨そぼ降りて朝既に夕暗の迫るが如し。越し方行末走馬燈の如く走り去り馳せ來るの苦惱……許されざる己を持ち厭ぐみ紆軫する時扉を排して入り來るは母なり。

○○やとんだことを仕ておくれたつたね！

と見よ共の瞳を。

許されざる己のすべてを愍み……爲す可からざる惡を作し乍ら、反りて自棄、反抗、呪、怨、の錯綜に悶ゆる我をいたはる愛の瞳——共に泣きつつ恁様な己をあくまで迄も見捨てられぬ……との慈の瞳よ、

この瞳の前に懺悔せざるもの非るべし。

最近接見の緩和は行刑一段の進歩にして慶賀に堪へざるも、更に少年の如きに對し、以上の如き『居房訪問接見』の許可は如何あるべきか。

2 教誨

獨房にありて罪に苦しむ時、彼を救ふものは諸惡莫作の道義に非ず、因果應報の道理にもあらず、此の世にありてはただ夫れ許されざる己を容るる慈愛あるのみ。罪あるものが救はるるは倫常の「掟」に非ず、許すべからざる惡さを宥す御親の大悲のみ、宥されて强情我慢を手放したる時初めて指導教養の先達に導かれ得るなり。教誨は倫常にもあらず、指導にも非ず倫常に眼覺めしめんとする靈の活力素なり。

近時教誨の振はざるを聞く、是れ教誨の意義を知らず、教誨に理解なき人士の說のみ然るに此等迂遠の說に或は迷ひ、或は迎合して教誨師自に或は迷ひ、或は迎合して教誨師自ら教誨の本義より遠からんとしつつあるには非るや。

3 教育

教育刑の完全なる遂行は先づ過去を捨て未來に生きんとする靈の覺醒に出發せざる可からず。而して教育刑の重心は教化指導にして、苟も過去を答むるの應報的精神の潛在を許すべからず。然るに近時教育刑の高調せらるるに拘らず行刑上教務の存在は尙一隅に在り、教師の地位又智的教育の上にのみ存在を認めらるるに過ぎざるの憾なきに非るなきか。

4 擔當看守

受刑者に常隨昵近教育刑の衝に當るものは擔當看守なり、受刑者の殆んど總てを一に擔當の鼻息を覗ふに汲々たるの觀あり、現在の行刑より擔當看守を除けば行刑大半の威力は喪失するに等しと云ふも過言に非るべし而も擔當は一人にして數十人、多きは百數十人を統理し、統ての點に於て其の責任を擔はしめらる。之を監督するものに部長あり看守長あり主任あり、所長あり、一から十迄重點の懸る所は擔當にあるが如し、あまりの重荷には非る無きか。少年刑務所工場の如きは、擔當看守は戒護の工場派出所の官吏として、駐在せしむるに止め、主として教師竝作業技手の活動場たらしむべき所に非るか。

5 規律

現在行刑の中心をなし教育の軸を握るものは擔當看守にあり。擔當の職責過重に失するの結果は、延て受刑者の起居動作に甚だしき制肘を加へざる可からず、玆に規律の概念は役人が統理に都合よきを以て規律と

なし、人間性は認められずして、事務上の都合職員の都合によりて規律不規律の定義を下さるるに至る、之をも規律と云ふべきか。

時に善行ありと雖も統理上都合惡しき時は之に不規律の名を冠して罰するの止むなきに至る場合なきに非るなきや。

6 行狀

以上の經緯に最も明るきものは受刑者より、殊に曾て集團生活に經驗ある眼先のきく受刑者はこの間に游弋するに最も巧なり、擔當の機嫌を見て意を迎ふるに妙を得るもの從つて行狀善良となり彼等の間に勢を振ふに至る正直にして誠意あるもの常に之に虐げられ當事者の善き指導は之等狡智の徒に蹂躙せられ教育刑の本質は惡教育に醸成せらるるに至る擔當必ずしも人を見るの明なきに非

されども隙なき生活には利便を第一とするは自然の生活法なり、之を明察するの遑なき又最と謂ふべし。かくして行狀善良の者果して再犯の虞なきを期し得らるるや。

7 雜談

雜談の嚴禁は統理上止むを得ざるに出でたるものなるべし、作業に熱心を强ふるも訓練の要契にして擔當又工場の成績を擧げ度き念願より來るものなるべし。乍然擔當の眠を窃み見しつつ語らざるを裝ひ乍ら私語し、或は擔當の眼の動きによりて作業努力の風を殊更に誇示するが如き見苦しき狀態を呈せしめ之を以て規律の成績擧れりと自負するが如き之をしも教育刑と稱し得べきや、之をしも規律と稱し得べきや、然り雜談は制し得たり、されど又より以上の醜情も亦養ひ得たりと言はんか。

語る時は堂々と語らしめ、よく遊びよく働く處に眞の規律の存在するに非るなきか。

8 作業

他の力の掣肘により「せしめらる」の行爲は精神抵抗の原則により作業能率に障碍あるは勿論心身を害するものなり。惟ふに人は總て安逸をのみ貪るるものに非ず、心身爽然たれば反りて勞作を欲するものなるべし。彼等は一二片の團子を以て釣らるる程蠻人に等しき人間性を有せざるものと見做す偏見より來る產物に非るなきか。

9 懲罰

無理ある處に抵抗の多きは原則なり、無理を押せば更に無理に擲かざる可からず。撲きて無理に牧る事もあるべし、乍然常道と云ふべからず。現在の懲罰事犯中眞に惡むべき人非人的行爲より來るもの幾何ありや、現在懲罰事犯の大多數は集團的變調生活の副產物に非んば又彼等に人間性を有せざるものと見做す偏見より來る產物に非るなきか。

10 輕屛禁

我が子の過失を責むるに數日或は十數日父母の怒りを續くる時ありや今叱られて一と時にして父母を呼ぶは愛兒なり、時に撲ち時に爪りても後を戒めつつ齊すは親の情なり。撲ちもせず叱りもせず月餘屛禁するは餘りに冷酷なる繼子扱ならずや、時には一二日の減食をなすも、軈て忘れてやるが寧ろ親心ならずや。

はた又我子ならざるに我が子の心を以て教育せよと云ふが無理なるにや。

結末

要するに行刑は罪ある人間を行刑場と稱する人生のトンネル——を刑期だけ通過せしむるの謂なるか。犯罪者の生命——人生五十年中の中間生命（刑期中）——の眞中に教育刑の清水を透過せしむるの謂なるや。行刑場は受刑者本位として之を教育する道場たらしむるが使命なるや。現在に於ては行刑場を本位として受刑者をして之に馴致せしむるがため腐心し居るには非るや。表に教育刑を叫びながら現在行刑の衝に當る人の胸底尙應報的概念よりの支配を脫する事を得ざるに非るなきか。

琉球の宗教

昔、琉球では聞得大君御殿の祭事には、隔年一回國王ちきぢき謂でて祭祀を行はせられたものであるといふ。享德元年に金福王といふ人が天照大神を勸請して神社を那覇に建立したと史籍にあり、これが今の那覇神社で、この地では一番古い神社である。

□

佛敎の傳はつたのは何時頃かと云ふと、文永の頃僧禪鑑が那覇に漂浪して、浦添城の西に極樂寺を開基せられたのが、そも〳〵の初りで其後繼重法印が薩摩から渡り波上山護國寺を、京都南禪寺の芥隱承琥が明應元年に圓覺寺を創建せられた。次いで檀溪、春蘆、黙山周雍、日秀上人など訪れたので、琉球と佛敎との關係は因緣深いものがある。

□

琉球でも矢張り殉死の風習があつたらしい。昔は儒葬が行はれたことがあるが、今は葬式と云へば佛葬である。個人の家宅には大なる位牌があつて祖先崇拜の念が篤いが、概して自然崇拜といつたものが此の地の特長であらう。

指紋研究に就て (二)

鳥取刑務支所　出口米吉

指紋と個性とは概ね否むことの出來ない關係を持ちて居るのではありますまいか。現に或刑務所に服役中の竊盜二犯懲役二年六月某は明治四十三年七月十五日生のものでありますが、今玆に本人の指紋を聞すると驚く可き兩手の指手の指紋全部が弓狀紋のもので、私の調べました收容者千六十七名の中他に類例のない指紋の持主でございます。寔に珍らしい指紋ではないでせうか。爭はれぬ性格が認め得られるのであります。此人は昭和五年三月二十五日午後十二時の晝頃、大阪市港區北境川町三丁目八十一番地某留守宅を狙ひ、同家の表戸の錠前を釘でこぢ明け屋內に忍入り、奥六疊の間に置いてあつた鏡臺に第一に目を付け、其の抽斗を拔出し其中より同人所有の現金七圓を竊取したる外、殆んど常習的同空巢狙ひ忍入り常習竊盜數々あるのであります。恰も生來性の不良少年ではありますまいか。生れは相當の家に生れ　不幸にして歳三歳の時實母に死に別れ　以來實父と繼母の手に據つて普通生計の裡に養育せられ、尋常小學校五年生迄通學したのでありますが、事故の爲め途中退校して專ら父の職業の鍛冶職を見習ひして就職することになりました。然るに案外技能巧にして、割合に習熟も早く進歩しつゝあるにも拘はらず、歳十五六歳の頃に至り早や花柳界に出入、女色に耽溺し、以て折角習熟中の鍛冶職を嫌ひ捨てゝ、諸所徘徊しては、或は處女に戯れ或は店頭に陳列品の萬引竊取する等の妙技を得て、或は大人の懷中物を掏り取り、これを被害者に發見せられれば忽ち假裝に泣伏しては虚詐悔いて以て叱かれ許さるゝと謂ふ。又警察に引かるゝことも數度ありますが、警官の前には如何にも溫和しき狀を以てするところから、警官も亦同情を以て直ちに放還處分を爲し、實父に引渡すといふ始末、其妙技如何にも凡人の智識にあらず惡辣手段實へ難きものではないでせうか。既往の性行來歷等赤裸々に遂一供述の事情左に記すれば、

一、當職に對する供述

私の惡事ですか、掏摸ばかりではありません。空巢狙ひもあります。私は常日も單獨で惡事をして居りましたが、團長の樣なものは有りません。女遊びですか、遊廓ばかりではありません。「カフエー」遊びと買喰が好きです。私の癖ですか。仕事嫌と竊盜と女郎買です。爲めに警察官の手を煩したることが約十四、五回もあると思ひます。又少年審判所の手を煩はしたる事五、六回もあります。橋本學園にも收容されました。初めの女郎買ですか。歳十六歳の正月大阪の松島遊廓に友達に誘はれて共に遊興してから不良の群れに這入りました。私は大阪市西區九條中通に生れ父母の中に、姉一人と私は長男で男子は私一人であります。三歳の時に實母に死に別れ夫れから原籍地山口縣の叔父の許に預けられまして、叔父の手で其後育てられましたが、九歳の時又實父の家に歸りました。其頃から買喰をする癖が出來て、菓子代が貰へない爲め叔父の金を五錢や拾錢位づゝ常日も盜んでは費つて居りました。近所の家でも時々少し宛金を盜みました爲め、仕方なく大阪に戻され、それから實父と一緒に居りましたが、父は鍛冶職で相當に暮して居り、繼母も又來て居ました。學校は山口縣で一年程行きましたが大阪へ來ても又一年の初めから學校に行きました。尋常五年の二、三月頃迄行きましたけれど、文字を習ふのが私は嫌ひで缺席ばかり致して居りました爲、遂に學校を止めさゝれました。又十四歳の時大阪西區の越知次郎吉と云ふ叔父の家へ大工の見習に行きまして、此處でも小遣を五十錢や壹圓位宛月に貰つて居たのでは足らないので、叔父の金を默て盜て費つて居りました爲、一年半程經てから其事實を叔父に見付けられ、嚴しく叱られて俄かに暇が出されました爲、又復た實父の許に歸ることになり、實父の許へ歸つても仕事をせずに遊んでばかり居りましたから、父に叱かられ仕方なく父の鍛冶職を見習て、仕事はしては居りましたけれども、矢張小遣錢がない爲、隣家の空巢狙ひをして金を盜た事件で警察に引かれまして、從來惡事を數回犯して居る爲、今度は警察から少年審判所へ廻はされ、而して橋本學園へも送られまして、約十一ケ月間程居りました。此處でも事故ありて、一昨年九月五日に實父に出迎へられて退園致しましても其後又復惡事をする樣になつて、父の許を無斷家出して諸所の宿屋などに泊つては、金に不足すると惡事をして居りました。友達は五六人ありましたが、皆惡事するものばかりで、私共と同樣に橋本學園へ這入つて居りました。私は不良少年園には這入つては居りません。友達とは何となく交際が嫌やで、隨て話が合ひませんから、何時でも惡事は一人で遣つて居りました。

二、犯罪の事實經路

惡い事を始めたのは歳八歳位の時分でしたと思ひます。山口縣に居るとき、叔父の隣家の金を盜り、近所の菓子店で菓子を買つたり又盜んだりして叔父の金を盜んだりしたので、遂に大阪の父の許へ戻されましてからも、父の金を盜み出しては買喰に費つたり、近所の菓子やの金を盜む樣になつて、忍込みや店先のものを盜む事を覺えまして、一番多く盜んだのは一昨年九月の末に大阪市天滿の市場で百五十圓程入つた財布を掏り盜りましたのです。惡事してから盜んだ金ですから皆で金額は約五千圓程でありました。其金ですか、皆女郎買と買喰と衣裳と宿賃に費つて仕舞ました。友人には與へた金はありません。最後に大阪市西區九條中通で、或素人の家に盜入の目的で這入つて居りましたが、遂に酒の氣を帶びて居た爲、同家の壁に恁れて家の樣子を考へ

る積で立つて居た處が、知らぬ間に立居眠りをして居た所を不幸にして家人に見付けられ、直ちに警察に連行されまして今回の刑を受けましたのであります。宜しく頼みます云々。

三、精神狀態及身體

私は幼少の時から、母に死に別かれて叔父の手で育てられ、學校も尋常五年迄行きましたが兎角學校が嫌ひで缺席ばかり致して居りました。子供の時分には菓子が喰ひたい爲に、叔父の金を盜んでは菓子を買喰して居りました。夫れは別に惡いとは思ひませんでした。後で叔父に叱られてから初めて惡い事と判りました。又復た欲しくて堪まらず、盜む樣になりました。私の父母や又親屬の者には刑務所へ這入たものは一人もありません。精神病や發狂したるもの、又傳染病に罹りたる者もありません。私は鼻目咽喉等が時々惡いので困つて居りますが、重病で寢た事はありません。最も嬉しかつた時は、子供の時分に家庭で家内揃つて正月を祝つた時で、最も悲しかつた事は犯罪をして初めて未決の拘置場に這入つた時であります。錠前の金具のかち〳〵といふ響きが何んとなく今に恐怖しく思ひ出され、頭に始て居ります。

四、惡癖及嗜好

私は食物では洋食や「澁し」等が一番好きで、酒も二、三合位は飲みます。煙草ですか、一日に朝日一個位は喫ひます其他玉撞きも少し位撞きますが、衣裳の良いものを著るのが好きで、活動ですか餘り好きではありませんが、時々見物には行きます。惡い事ですか、人の物を盜む事で犯罪も友達に誘はれたのでなく、私一人で遣つて居りましたから、仕事をせずに遊んで居たいのが私の惡癖であります。

五、意見

本人の供述する處綜合するに、如何にも指紋に現はるゝ性質兒暴惰弱にして、且つ遊惰に女色を兼ね不良のものではないでせうが。不幸幼にして實母を失ひ家庭の濕情をも知らず、從つて父母の慈愛をも受けぬ遂に放漫なる躾方に因つて、漸々放縱を助長し激烈となり惡性を形成する樣に爲つたのでありますまいか。先づ人の教育の任に在るものは、被教育者の個性と其惡癖を能く知悉して搦て加へて適當なる教育方針を定め積極的に其缺點を捉へ、矯正に努め以て精神感化の實を擧ぐることも亦難しとせず、刑務官に於ては須らく此處に留意し指紋研究の必要はないでせうか。

協議事項に關する委員の報告

全國會同所長協議會議長
市谷刑務所長　根本仙三郎

協議事項

一、思想犯人處遇の實際に鑒み思想犯人處遇對策如何

報告

本項に就ては各所長の受刑者に對する實驗の狀況及在記處遇の方策に對する意見を說明せるに止め議決するに至らず

一、思想犯人たるの故を以て特別取扱を爲さず言語の使用を愼み一般受刑者と同樣に處遇すること

二、處遇は一般に至公至平として反感を起す機會を與へざる樣留意すること

三、獨居拘禁に付し戒護を嚴肅にし反省の機運を作ること

四、思想に對しては思想を以て善導する方策を執ること。

五、國民精神の涵養に努力し至誠を以て思想を轉換せしむること。

六、情操教育を施し思想の轉換に努むること

七、國法遵奉の觀念を注入し唯物主義みによる觀念の非なることを反省せしむるに努力すること

八、權威ある學者の反マルクス思想に對する意見書又は書籍を閱讀せしむること

九、宗教に關する書籍を看讀せしむること

十、改悛したる思想犯人に懺悔錄又は感想錄を作成せしめ之を印刷して刑務所に配付し思想犯人に閱讀せしむること

十一、思想犯人に對しては所長に於て親しく講演訓諭を爲すの方法を採ること

十二、家庭との聯絡を圖り父兄と面會せしめ共同して訓諭するの方法を執ること

十三、適當なる思想家に依囑して面會訓話せしめて抱懷せる思想の非を悟らしむること

十四、判檢事の出張を請ひ所長教誨師列席して思想犯人に談話を爲すこと

十五、精密なる觀察を遂げたる上差支なき場合には雜居工場に就業せしむること

十六、適當なる方法を以て總集教誨に列席せしめ均しく教誨を聽聞せしむること

十七、信仰心あり又は危險思想を拋棄せんとする傾向あるものに對しては所長戒護主任列席し之を一定の場所に集會せしめ談話を許し思想交換を爲さしむること

十八、釋放後の保護を考慮し改悛者が外部の誘惑に罹らざる樣留意すること

二、接見室の設備及接見取扱の大綱

協定の件

本項は接見に關し監獄法施行取締規則改正の結果其協定の必要を認め其調査の爲め特別に吉田小菅、辻大阪、吉川廣島、江藤名古屋、谷内札幌、坂梨宮城、小橋川長崎の七名を委員として撰み熱議せしめ吉田委員長報告の通り議決したるを以て右報告書を添附して議決事項に代へたり

報　告

大阪刑務所長　辻　敬助
廣島刑務所長　吉川三雄司
名古屋刑務所長　江藤惣六
札幌刑務所長　谷内庄太郎
宮城刑務所長　坂梨森太郎
長崎刑務所長　小橋川昭慶
（委員長）小菅刑務所長　吉田　律

本件は受刑者たると其の他の在監者たるとを問はず且又監獄官吏の立會する場合と然らざる場合とを區別せず汎く一般在監者の接見に關する協定事項としての提案なるも特別委員會に於ては過般改正せられたる監獄法施行規則第百二十七條第二項の運用の適正を期する爲本提案を見るに至りたる精神竝總會に於ける各刑務所長の意見に徴し受刑者にして且つ監獄官吏の立會を爲さざる特別の場合に於ける接見のみに關し左の大綱を協定し置く要あり且該限度を以て充分なりと認め審議を同範圍内に限定し右以外の場合に於ける接見に關しては從前通にて支障なしとし之を除外したり

一、監獄官吏立會廢罷に關する認定

本認定は典獄に於て之を爲すべきは前示法條の明示する所なるも立會を廢罷するの要ありや否やに關する審査乃至考慮は接見者の家庭事情受刑者と接見者との心情關係等に通曉せる教誨師をして其の任に當らしむるを緊要とす

二、受刑者の範圍及時期

立會者廢罷に關する法規を適用すべき受刑者を短期刑者、長期刑者、無賞者、有賞者、獨居者、雜居者、累進處遇制に於ける上級者、下級者等に區分し若くは入所當時の者、釋放期の者等に類別し其の範圍又は時期を何れかに局限するが如きは妥當ならず敎化上其の必要ある場合に於ては官敷全般の受刑者に之を及ぼし其の活用範圍を廣汎的ならしむるを可とす

三、教誨師自身立會を要望する場合

教誨師が敎化上殊に受刑者釋放後に於ける保護の適否を認識し置く必要ありとし自己の立會を要望する場合等には之を容るゝを可とす

四、接見室の設備

接見室内に於て解消すべき性質の物品授受の豫防に備ふる爲室外より容易に接見狀態を望見し得らるゝ程度に設備するを要す此の要求を充たす爲而して談話の内容の漏洩を防ぐ爲窓又は戸扉等には透明の硝子を使用するを可とす但し監視の目的を以て同所より殊更に内部を透視し或は孔穴等より覗見するが如きは絶對に不可とす然れ共何れの場合と雖も戒護者は室外適當の場所に在りて終始間接戒護の任務に服すべきは勿論なり

右の他現狀以上に更改又は設備するの必要を認めず

五、物品授受の豫防

接見前後に於て檢身を嚴密にするは勿論接見用被服を備へ置き接見願出の都度受刑者に之を著用せしむるを可とす

六、接見者心得事項第二項の趣旨の徹底

其の趣旨を徹底せしむること困難且つ適當の對策なきが故に主務省に對し之が改正方を望むの要あり

七、接見簿中談話要領の記載方

右同斷

アイヌの宗教

アイヌの尊崇し信仰する神さまは數多い。例へば天の神、日の神、月の神、星の神、雷の神、地の神、森の……山の……水の……木の……火の神神といふやうに、頗る多い。

水の神は何處にゐるかといふと沖に、汀に、水汲場に、おのおの、場所におの〳〵の神がゐると信じてゐる。

家の中でも戸口、奥の間、枕頭、爐邊に神樣が在られる。舟そのものは神だが舟の各部分々々に又神々がゐられると考へられてゐる。

◇

さうした數多い神々の中でも、一番よく崇められるのは火の神樣であつて、火神は女神である。神々を祀る折にも火神を先づ祀つて、爐の火をたやさないやうにする。火の神樣は他の神々と人間との仲介の勞をとられると信じてゐる。それ故、アイヌには火の神に捧げる祈禱詞はとても多いのである。

◇

火の神に次ぐ神きまとすると、一家の神さまたる幣束で、火の神の夫と信じられてゐる。その他、森の神や、水の神が、あつく崇拜されてゐる或る部落では自分たちの祖先は、熊であると信じてゐるが、或る部落では狼とか、又は鷲の子孫であるなど、、考へてもゐる。さうして各部落、特有の紋章としてゐるところなど變つたものである。

矯正図書館

刑務所製作品審査概評

木檜東京工藝學校教授

今回の出品に對する審査は五名の審査員が携つてその審査に當つたのであります。審査は總て相互的に合議の制によつて決定したのであります。出品の大多數が家具竝に木製品が多かつたといふ關係からして、私に代つて審査概評をせよ、斯ういふ御話を承つたのであります。

私は確か第一回のこの展覽會の審査に於て同じく皆樣の御監督の下になる處の作品を親しく拜見する處の機會を與へて頂きました。而して數年後の今回同じくその作品を拜見致しまして、その間著しき進歩、寧ろ驚くべき處の改良進歩の作品を拜見することを得まして非常に驚いたのであります。殊に作品の全體を通じて第一回は昔ながらの籠筒、火鉢、煙草盆斯樣な作品が比較的多くを占めて居つたのでありました。今回は殆どそれが一掃され極めて少數なものが僅に昔の形として現れて居るので、その多くのものが新しい時代へと向つて來殆ど姿を隱し、たことであります。今回の作品を拜見致しまして只全國刑務所内の展覽會でなくして、全然實社會即ち社會的にその指導の位地に立つべき作品の見榮えあるものであるといふことを審査員各員とも深く感ぜしめられたことであります。從つてその審査の賞の如きは廣く社會一般の他の展覽會等を考慮し、極めて嚴格ではありましたけれども左樣な方針の下に審査を行つたといふことを特に改めて申上げて置きたいと思ひます。

既に作品の出品が左樣に姿を變へた新時代的のものが多かつたといふからには勢ひ自然の結果としてその作品の中には尚々幾多の缺陷がないとはいへない。從つて今回玆に概評を申上げることも何も偽りなく赤裸々の處を申上げまして、次回の展覽會に於ては更に〳〵一進歩を見せて頂くことを希望致します。

技術上の批評は姑く措きまして、先づ私は最初に出品その物に付て申上げます。今回出品された處の多くの各木製品を通覽致しまして、押しなべて努力の作である。而も極めて大作である、言ひ換れば經費の掛る手法の下に製作が行はたといふことが窺はれます。而もその向ふ處は大きな廣間、應接間或は書齋大體今日多くの展覽會等に於て有り觸れて居る處の部屋々々を狙つて、それに向つてかなり研究と努力と費用とを掛けて御三

品なされたやうに思ひます。私は既に時勢が斯の如き狀態になつた以上は、事必ずしも極く一小部分の人達のみがそれを求するといふだけのものを狙ふばかりでなくして、より以上の多數の人々に與へ得らるゝやうなものを狙ふといふことがより以上に必要と思ふのであります。私は專ら國民生活の實際に直面し、現在國民の持つて居る思想を呑込み、それに込むやうなものにして、それが僅かな小さな作品と雖もその現はれが窺はれるやうな大なる主義精神を以て作られたといふことをいふに苦しむのであります。

殊に頻々として論ぜられまする處の今日の住宅問題の如き、事實我々家具製作者が常に忘れてはならぬことでありまして、それ等の實際問題とよく結付いて、品物の善い物を安く製作する前に、何ものを製作すべきやといふことにもより以上力を盡して頂きたいと思ひます。殊に今回の作品を更に押詰めて、日本の將來の產業を進める上に於ての工藝品として見たならば甚だ物足らない點があるのであります。

次に私は技術員各位の出品の審査の結果に就て言を同じ方面から費して見たいと思ひます。出品されたもの丶内容そのものに付ては、どちらかと申しましたならば、寧ろ技術者、指導者といふものにはなか〳〵困難だらうと思ふ、私はその點からいへば寧ろ技術者、指導者としてはもつと大體技術上のことをよく呑込むで、さうして自ら優秀な技巧を揮ふといふことは出來ざるにせよ、よく行届いた深い注意、殊に一歩進むで、それ等の技術設計、創作等に對して指導の位地、即ちもつと頭の進むだ處の立場の人であらねばならぬ關係から、ずつと高い處に居つて、その頭を縱橫自在に働かせ、どし〳〵と圖案的考案を廻らし得るやうな人が特に望ましいのであります。從つてその將來に對する私の希望は、學術的な根柢を持つた皆樣方の本當の能力を煩はさなければならぬ事柄に對する研究の發表をこの機會に於てして頂きたいと思ふのであります。

そこで私はこの場合更に一言進めて申上げて置きたいことは、申す迄もなく、近來やかましく唱へらるゝ處の產業合理化即ち一口にいへば良い物を安く、優秀なる品質なるものを作り上げるといふことでありまして、それがもと〳〵根本でなければならぬけれども、我々は工藝家として又即ち指導者として考へるならば、その所謂良い物を安く作るといふ研究の前に、何を作るべきか、この時勢に何を作ることが最もよいか、展覽會の出品であるならば、その展覽會に何を出すことが有意義であるか、今日の時勢が最

も要求して居る物に向つて眞劍に研究が必要であらうと思ふ、私はどうしてもこれ等の工藝品としては實際そこに工藝品としての優秀なるスペシャル即ち特色といふものを持たねば、複雜なる實社會に於てその競爭に打克つことは困難であらうと思ふ。

今日は御承知のやうに何れの地方に於きましても、地方工業と申しますれば、直に指を屈すが如き、何れの地方に於ても木工の奬勵といふことに苦心されて居ります。今迄のやうに或る地方々々に限られた產業でなくして、實に全國に行渡つた工藝として行くのではなからうかと想像出來る。又一面世の需要といふ點から考へましても、家具その物は益々實擴めて、これ等の經營を有利に導いて、社會の產業を勸めるといふには餘りに無理なことではなからうかと思はれる、箪笥が幾ら賣れた處が日本の女一人に對して二ツ三ツ持つて居るとしても知れたものである。而も各地々々で作つて居るとすれば、一著しく產業的の發展をするといふことは豫想し難いのであります。

そこで私はこれ等の木製品と致しましては、殊に產業の立場から考へたならば實際日常それが見える。言ひ換れば今回出品された家具類よりも寧ろ私は小さい家具類、言ひ換ればテーブルがあればスモーキングセット、漆器のインキスタンド、更に進むで子供の玩具に至る迄、我々の生活になくてならぬ處の實用的小さな工藝品であります。勿論木製に限らない、金屬のやうな材料でも至極結構、要するに斯様な小さいものであるならば從つて家具類と違つて需要は多し、殊に流行を追ふて變はるべきものであります。今それがありまして、次の時代により以上新しいものが出來たならば、自らそれに向つて發達して行かなければならぬ、殊に流行を追ふといふ處に各地々々の共同したスペシアリチイを思ふ存分に發揮することが出來る。又發揮することによつてよく賣れる、言ひ換れば朝鮮臺灣或は內地に於ては北海道、大阪といふやうな各地々々の刑務所の政策の上にその土地のスペシアリチイを思ふ存分に發揮し得る處の工藝品であります。斯様な工藝品こそ實際一つ〳〵と作つて行くのでなくして、良い物を選定してサンプルが出來たならば、それを見本として多量製作して行くべきものであり、即ちどし〳〵これを製作して、一歩進めば海外にも賣出すものであります。今日やかましく唱へて居る處の外人を日本に迎へ、日本の土地の土產品としても小さなものであればこそその資格を備へるものであります。單に外國人の土產品といへば小さいやうであるが、これが容易なことでないのであります。斯様なものは今回の出品物を一覽したならば、朝鮮臺灣の一部分に見るその以外は極く少數な近代の彫刻的の方面、藝術的なものに過ぎない、これを總攬して次第に精確な工藝、將來日本の產業を支配する工藝品展覽會と稱するには餘りに規模が小さいと思ふのであります。希くば諸君は將來それ等の美術を練り研究して、受刑者に職を與へる上に於きましても、その受刑者が單に興味のある仕事と思ふのみならず、社會に出でゝ實際我生活の途を得るといふことから考へましても、斯様な製產品をオミットしてはならぬと思ふのであります、それが私の出品物全體に對する所感であります。

尙斯う申上げましても家具といふものは何んでもよいといふ譯でない、家具の進歩を退け、一時に小さい工藝品の發達を圖ることはむづかしいのであります。その意味に於て家具と小さな工藝の間には離るべからざる關係があるといふことを充分に御承知を願つて、さうして家具の上にも一段とその主義主張あり、國家の國策に相觸れるやうな意味の工藝品を出し、我々見る人をして實にピリツといはせるやうな作品を見せて頂きたいと思ふのであります。

次に技術上の問題でありますが、第一は意匠の問題であります。兎角東京邊りと違つた地方になれば、刑務所に限らず實業界に於きましても、意匠といふものが遲れ勝になることを免れない、然るに今回の出品を拜見しますと、地方といはず、都會といはず、著しくその意匠力に於ては新鮮さを發揮して居る。或は發揮せしむるの感があるのであります。尤も多い中には甚だこの思想から遠ざかつた類のものも多少混つて居ります。この意匠が新しいといふことは、いふ迄もなく工藝の精巧とそこに新鮮味がなかつたならば今日の工藝といふことは出來ない、昔のことを繰返して居つたならば過去の滑稽品である。我々は申す迄もなく新しい時代の人としての新しい生活を一歩進める上に於て我々の日常生活の上にも新鮮味を要求して居るのであります。併し多くの場合皆樣に申上げたいのは兎角新しいものは足りない、實際見るといふと今私の稍非難した處の古い物の方が賣れて、さうして新しいものゝ方が賣れぬ、斯ういふやうな現象が偶々ある。新しい物が賣れないといふのではない、新しい物で意匠の上に、創作の上に未熟の點があるから賣れない。今日の出品物はモダンの家具が多いが、その中に未熟なものがかなり多い、名前を擧げてよろしければ申しますが、實にあの應接用の椅子やテーブルが置かれてある上に美しい眼の覺めるやうなプロポーションを持つて居る柄でさへも、あの椅子には躊躇するだらうと思ふやうないかめしい頑固なものがある。左樣な所謂作品が新しいものの中に未熟なものとして出品されたことは將來餘程考慮して頂きたいと思ひます。兎に角新しいものを意匠する時には先づ以て科學的に考へて頂きたい、兎に角我々の家具類は飾つて置くといふよりも實際の實用品である。實用品であるからして先づ以て眞劍に科學的に用途の上から割出して、寸法はこれで間違ひないかどうか、木割れはどうか、撰擇はこれでよいか、構造はどうか、のり地はよいか、金具はどうか、總てに至る迄非難のないやうに合理的に、科學的に攻へることが必要である。そこには圖案が必要である。否最初から考案を練つて掛らなければならぬから、先づ以て科學的に攻へることを忘れてはならぬ、而して後に形の

問題、色の問題になつて來るのでありますが、本當に我々が實用といふ上から科學的に研究し盡した時には、最後の結論は立派なる藝術品となるのであります。形の上から研究してそれをぎり〳〵練つて行つても科學的になるのであります。要するに研究が不徹底であつては、この筆筒は良いと思つて見ると何んでもない、本當に能率を高めるといふやうな精神に觸れてゐないやうなものが多い、どうか外形に囚はれないで、實際研究をとし〳〵進めて頂きたいと思ふ。

總て意匠が斯様に改良され　新しくなつて來ますといふと、そこに最後の問題として技術といふものを自から改良することが必要になつて來るのであります。技術と意匠とは離るべからざる關係がある。意匠だけは新しいものを出して、製作する人が古い頭を持つてしたならば實に古いものが出て來ます、それでどうか兩者の關係を明かにして頂きたい、意匠が近來のやうに無視されず、我々の今日の複雜な生活をして眞に慰めて呉れるやうなものに改まつて來た時、我々は何を考へなければならぬかといふと、形が簡單になればなる程、我々は材料の堅固と發揮することが出來惡いのであります。いふことが必要になる。即ち意匠の上に於ける形が變遷して、そこに最後は堅固を要求して來る、それが子供の室であるか、書齋であるかによつて材料が違つて參ります。それ等を呑込むで意匠と形乃至形と材料の質の間に合理的の調和を保たせた時に我々はその作品を評して美術品と稱します。

今回の作品を見ますと、極端に惡口を申上げれば、あまりにチーク材にかぶれ過ぎて居る。チーク材で造つたならば間違ひないと思ふが、その材料が一般的には價値なきものと思はれましても、その本質に食ひ込むだやうな仕上げをしたならば、チークに優ること萬々であります。材料をもつとよく發揮して頂くやうに御苦心を願ひたいと思ひます。

第二に材料に就て斯の如き注意を要したとしても兎角我々が將來に向つてそんな材料のチークは兎に角として、日本的、國產的の物を頭に置いて頂きませぬと、材料の本質を發揮した美しい技巧を發揮することが出來惡いのであります。この材料を巧に使ふといふ時に至つてそこに先づ材料の選擇も必要であるし、殊に構想に非常な研究を要することになつて來る、セメント、コンクリートといふ特殊の物が建築に勢力を占めて來たと同樣に、我々の所謂木材を使用するといふ立場から考へても、構想の上に一大改革をしなければならぬし、又一面世の進歩に伴ふ新しい極く簡單な意匠といふ上から考へましても、これを構想的に研究を要するのであります。

要するに材料を合理的に使ひ、同時に構想を合理的に研究するといふことを御忘れにならぬやうにして頂きたいのであります。兎角狂ひ易いといふ材料に對しては薄くして貼り付けるといふ問題が起つて來るのでありますが、それ等に對してこそ膠の研究とか、或は薄板の改良品といふが如き技術の、御研究を御願ひしなければならぬのであります。（完）

海外異聞錄

◇囚人の戀文

有名な米國ニューヨーク州のシン・シン刑務所でのことであるが、囚人間にラブ・レターを書くことが流行し、相當重大な社會問題が起りつゝあるとのことである。生活の單調と淋しさとをまぎらすために囚人達は結婚媒介業者にあて手紙を書く、すると囚人ではないが淋しいことは彼等と大差ない獨身の婦人達の手にこれが入り、そこで次第にラヴ・レターの交換といふことになる。囚人達は勿論刑務所にゐるとは書かぬ、刑務所の番地だけを書き、窓から見えるハドソン河が如何にいい景色であるか、向ふ岸の新緑が如何に美しいかなどを並べ立てるのである。だから遠くの方にゐるオールド・ミス連は大金持か何かと文通でもしてゐるやうな氣持になつて了ふ。これで囚人達はだん〳〵文章がうまくなり、檢閲の官吏を感心させるまではいゝが同時に三人、五人乃至十五人の婦人とラヴ・レターの交換をする者が現れるに及び、出獄後どんなことになるかゞ遂に憂慮されるに至つた。

◇世界一の短い戲曲

フランスの詩人、トリスタン・ベルナアルは、從來まだ誰もが作つたことのないといふ短かい劇作を發表した。題は「亡命者」登場人物は二名ラヴオルダンといふのが亡命者で、メラノオが國境に近い高山の小屋の爐の側に坐つてゐる。戸を叩く者があるのでメラノオが立つて行つて開けると、亡命者が入つて來る。

ラヴオルダン——お前樣はどんな人か知らぬが助けて貰ひたい、俺はお尋ね者だ俺の首には賞金が懸けられてゐるんだ。

メラノオ——賞金はいくらだ、それから先にいふて貰はう？

亡命者が踵を返して出て行く、幕。——

これが全部なのである。

◇不景氣で繁昌する アメリカの刑務所

不景氣の爲め犯罪數が增加したのも事實であるが、近頃では食に困るルンペンで刑務所入りを志望するものもめつきり殖えて來た。最近ニューヨーク刑務所感化委員長の報告するところによると收容者數はアメリカ建國以來の最高レコードを示し、五月末現在の囚人は六千人の多數に上り此處のみは大した景氣で押すな押すなの大繁昌である。

◇ポケツトの精算

經濟開發五ヶ年計畫で躍起になつてゐる勞農ロシアでは今度は男子の服裝畫一を計畫し、誰でも同じ洋服を著せ、ポケツトを全然廢止して了はうといふ案を立てた。「そもそもポケツトなるものは洋服の型を毫なしにする——だから女の服にはポケツトがないのだ——許りでない、ポケツトこそはあらゆるバクテリアの培養所であり、手をポケツトの內に突ツ込む結果、そのバクテリアが食べ物や飲み物に入ることになるのだ。その上ポケツトがなければスリ（ポケツト・ピツキング）なる不埒な商賣が必然的にその對象を失ひ、且つ泥的もポケツトがなければとつたものをかくすところがなくなる」といふのである。

◇人殺し募集廣告

ニューヨークはブロンクスのセメント工場前に頗る變つた廣告が、しかも工場主によつて眞面目に貼り出された。それは如何に强盜や惡漢が横行するアメリカとは云へ、あまりに物凄いものである。廣告の内容に曰く、

「二千圓提供——當工場から泥棒したもの或は工場内へ闖入したもの又は工場の機械その他諸設備を破壞したものを殺した何人に對しても下名より報酬二千圓を提供する、但し斯る泥棒を生捕りにした事に對しては一文も支拂はない、工場主　スロップ」

ところで、どうして斯様な廣告を出したものか、よくは判らぬが工場主スロップは平生ニューヨーク中央公園附近に居住してゐたが、何故か一部の强盜連から深い怨みを買ひ危險極りないので、近頃は事務所でピストルを抱いて眠るといふ有樣であるといふことだ。

◇暗黒王の罪科五千件

アメリカに於ける暗黒街の大王として、最近映畫のモデルにまで引出されたシカゴ惡漢團の首魁、向ふ傷のアル・カポンとその一黨六十八名は今回アメリカ禁酒法違反の廉により、聯邦大陪審官から告訴を提起された。彼等は何れもシカゴの暗黒街に横行跋扈し酒類の密賣取引及び賭博、恐喝などを常習とするもので右告訴狀には彼等の罪科五千件が數へあげられてゐる。今度の犯罪は彼等が過去六ケ年間酒類取引によつて儲けた收益百三萬八千六百五十四ドルに對する稅金二十一萬五千八十ドルの納入義務を怠つたによるものである。しかしカポンは法廷侮辱罪で六ケ月の拘禁を宣告せられながら、未だその筋の手を遁れてゐるものであり、とにかく今度の公訴狀はシカゴ始まつて以來の大掛かりなもので、目下ニューヨークで無賴漢王ジャック・ダイヤモンドが再度射撃された事實に關聯して、發覺せる惡漢團の酒類秘密取引その他賣買が摘發されんとする折柄、兩々相俟つて全米の社會的センセーションを捲き起しつゝあると。

◇蜜蜂の酔つぱらひ

米國のマサチューセツツ州ロックランド市のケメルストランドといふ蜂蜜造りが警察を訪れ「私の飼つてゐる蜜蜂のうちに需要期に入つたこの頃、夜晝の區別なくグデングデンに酔つぱらつて仲間を妨害して困る、何か原因があるに違ひないからお調べを願ひたい」との珍妙至極な訴へに及んだ。そこで警察では早速八方に繩を張り捜索したところ、近所に米國で法度の酒を密造するものがあり、働きに出た蜂君、密造の麹ですつかり上機嫌になり、お花畑へ行く道も忘れ、巢にかへつて仲間を妨害するものと判明した。

◇「シカゴ惡漢」のトランプ大流行

シカゴは世界一の罪惡都市——何でも世界一でなければ承知しないアメリカ人も、これだけは有難迷惑に感じてゐるらしい、と云ふのは近頃物好き連中が「シカゴ惡漢」と稱するトランプを考案したので、ベルリンでは日本の麻雀以上に流行してゐると。

◇刑罰と行刑の教育化

仙臺支所　庄子生

創生の昔、神が遣した教訓の中で人類の忘れずに守つて來たものは「生めよ、殖えよ、地に滿てよ」と云ふ神の詞だけである。今日に至つては世界何れの國々も人口の過剩の爲に苦しみ、激烈なる生存競爭を生じ、弱肉强食の修羅場と化し人類の生活は絶えず危險と不安とにさらされてゐる現況である。我國のやうな小國でさへも年々七八十萬の人間が殖えつつありといはれてゐる、人口の過剩といふ問題は即ち生活問題であり住むに處なしといふことと食ふに困るといふ點に當着する、生活資料の算術的增加に反し人口は幾何級數的に增殖する事は已にマルサスに依り久しい以前に提唱された處であり、我國に於ても報酬漸減の法則に支配されて老衰しつゝある土地と日に月に增加する人口との間には已に圓滿なる調和を缺き、國民の主要食糧たる米の產額は全人口を養ふには足らず、生活難は深刻を極め失業者は巷に溢れ種々の忌べき悲劇が次々と展開され一抹の不安を包む世相となつた。

凡そ生きるものは食はなければならない、食ふ爲には働かなければならない、今は働きたくとも仕事がないのである、失業……就業難……貧困……病氣かくして飢に泣く彼等は現實の制度を呪ひつゝ罪に救ひを求むるに至るのである。

轉近文化の進展と社會事象の複雜化に伴ふて著しく犯罪增加の傾向が現れて來た、これは統計に見るも明である。からした犯罪增加の趨勢は個々の犯罪行爲は行爲者の自由なる意思決定に基くものではなくして、行爲者の生理的心理的遺傳的な性格に由來するものであり、且之が社會的經濟的環境によつて作り出されるものなることを物語るものである、學者は犯罪は生活の不安即ち社會組織の不合理性の中に發生すると言ふてゐるが至言である、故に吾々は犯罪の責任は社會にあるものと信じるが爲に彼等に科すべき刑罰は應報であつてはならない、社會が生んだ罪の子は當然社會の力によつて教育せねばならぬと思ふ、犯罪を一個の人格的抽象概念として、その道義的責任を追及し徒らに之を社會的に指彈し迫害せんとするの時代は最早過ぎ去つた。吾々は冷靜に犯罪の原因を極め犯罪人の本體を明かにしてそれに對する態度を決定しなければならない、そして彼等の生んだ社會の欠陷を考へ、彼等の性格發達の不都合な環境を考へて、一日も早く正常な社會人となる道を考へなくてはならない、そのためには全體を通じて刑罰は牧野博士の所謂一種の教育方法でなければならないし、行刑は教育化されなくてはならな

矯正図書館

い、カントは「人は敎育せられねばならぬ、唯一の生物である。」「人は敎育によってのみ人となり得る」と言ってゐる、

敎育とは人間性の陶冶であり文化價値の理解と創造へ至らしむる助成的活動である、換言すれば自然のまゝの人を文化の人に作り上げる事である、個人を唯の動物性から人間性にまで引き上げ進んでは人を超人にまで進める作用が敎育である。

行刑は之を敎育化する爲には幾多の事業があるがすべてはかゝる基礎の上に先づ「社會人たらしむる目的の爲に」は作業の社會化的敎育的强制即ち勞働訓育を施すこと、それはかのフェリーの言へるが如く「働かざれば食ふべからず」といふ標語を指導原理として銘記しなければならない、次に「人たるに値する存在の爲」には處遇方法の敎育化的實施といふが如きはそのおもなるものである　（完）

◇監獄法施行規則第七十條に對する偶見

青森　泉田巖鐵

行刑の目的は被等收容者をして他日社會に於て自立自存の觀念を養成し以て健全なる社會生活に復歸せしむるにある。即ち刑務所は社會の縮圖である以上些少たりとも一般社會に悖戾するところは改良すべきである。而して行刑員は國家に對する重大なる使命を負擔するところの敎育者であり又指導者たるのである。

故に吾人も又行刑員中最下級官吏の一人として元より淺學非才なものではあるけれど此處に多少の偶見を述べさして戴くことにする。

以下偶見の一端として監獄法施行規則第七十條に就き聊か論述し識者諸兄の御叱正を請ひたいと思ふ。

從來の刑務所は社會と絕對に隔離せられた別世界として殆んど社會的事象等は夢想だにせられなかつたのであるが其の後世の進運に伴ひさすが刑務所も幾多の變遷を經て遂に近來漸次それが見られるようになって來たことは周知のことで何人も否定することの出來ない事實である

而して斯る社會事象が多く取容れられるようになればなる程刑務所も亦社會に於ける方法と相近似して來なければならぬは理の當然である。然るに監獄法施行規則第七十條は如何であらうか、いふまでもなく依然として其の威力を發揚して居るのではあるまいか勿論それあるが故に不計算としたからとて別に不法でもなければ何んでもないけれど苟くも彼等收容者が社會復歸の曉に於て最も必要であるところの多くの社會事象が取容れられて來たる今日はたして當を得たるものであらうかこれほど社會的機構の埒外にあるものはない、時代錯誤の甚だしてものである。

何ぜならば今更いふまでもなく現代の行刑は人對人でありしかも勤勞に對しては報酬を伴ふが普通とする社會の實情に鑑みても決して當を得たるものでなく寧ろ其の威力を軟弱ならしめ或程度迄社會生活と同一步調で進まなければ現　の行刑の目的達成は覺束ないからである。

或收容者曰く「本月は釋放であるからいくら働いたとて作業賞與金を戴ける譯でない又吾々は刑期が短かいので到低釋放後の足しになる程の作業賞與金を戴ける譯でないから適當に其日を過ごさう」とこれは何を物語るものであらうか又一方作業賞與金に關し全然無智な短期刑者（六月未滿）であっても入所中各受持擔當の指導督勵の下に相當作業成績を舉げて居りながら釋放時には一錢だに自分の勤勞に對する報酬即ち現法の作業賞與金を戴くことは勿論のこと歸住旅費さへも得ることが出來ず保護會若しくは慈惠費から之が給與を受け又は郷里の父兄や家族から旅費を仰ぐに至りたる時の彼等の心理狀態に於ても察するに餘りあることであらう。

當地保護會の主事の談によっても斯くの如き給與は一年を通じて六十件位はあると話されて居る。

一體行刑の目的が前述の如く彼等をして他日社會に於て自立自存の觀念を養成し以て健全なる社會生活に復歸せしむるにあると又吾々刑務官吏も其の信念の下に晝夜の區別なく一人たりとも多く社會復歸性（自立自存の觀念）を注入すべく邁進して居るのである。それだのに釋放早々より人の惠を受け[illegible]はせねばならぬといふことは行刑の目的云々は那邊にあるか茲に於て短期刑者と雖も歸住旅費位は少くも自己の勤勞に依つて得たるもので支辨するといふ觀念を注入することは必要であるまいか、さりとて如何に作業成績劣等なる者に對しても作業賞與金を給與するといふことも當を得たものとは言へぬ、何んとなれば社會に於ても自己の生活費に足りない働き振りでは到底貯蓄の出來る筈がないからである。

此の意味に於て吾人は輓近大家に於て論述せられ居るところの所謂賃金制即ちその働くところに應じて報酬を得せしめさうしてその得たるところによって或は損害を賠償せしめ或は拘禁中の生活費を支辨せしめ而して殘餘は釋放後の足しに又歸住旅費の支辨に致したなら社會生活上に於て且又現代の行刑思潮からして必要であり尙且つ近代的敎化方法の重要な一つであるまいか

◇何故に刑務官は身を愼まねばならぬでせうか

巣鴨　上條畢士太郎

近代文化の趨勢に伴ひまして多々複雜を極むる今日であります、申すまでもなく行刑の目的は彼等收容者をして改化遷善せしむる趣旨に他ならないのであります。

然らば刑務官の日常の動作は彼等收容者に活模範を授くるものでありますので其の一擧一動皆然り一言一句たりとも迂濶に亘らんか其の與ふる影響たるや甚大であります。さすれば日常見聞實驗せる善事美行を指摘して彼等を訓諭し且つ正義を助長し邪道を斥けて其の戒護の充實を期すると同時に他日社會復歸の適格者たらしむる重大なる使命をも有するのであります。

換言すれば學校の敎師も知識的敎授の

みにあらざるとは人の知悉する處であります況や彼等收容者に於ては中等教育を受けたるもの僅かに一パーセントに過ぎませんので之れが教化の任に當る刑務官たるや重大な任務であります（豈官吏のみならず刑務職員皆然り）故に言語動作を愼み單に奉職それ自身にて足れりとするが如き輕卒な考を打破し奉公忠實の觀念を忘却せざる樣心懸けなば自己の擴張は或は上司の一助とも成り得べく延いては啓蒙の途を構ずると共に自己の人格を移植する覺悟を以て職務の執行に方り然かも戒護上最も公平に處遇するのであります。

然らざれば如何に彼等收容者に對し規律を强要し又法規を促すも刑務官自身が職務上道義上に於て體面を活すやうな事がありとすれば決して之れが行刑の目的を達する事は不可能のことであります。苟も刑務官吏としては常に人格の修養に注意し且つ又自身を愼み自身の品位を墜さないと云ふ意味に於て威嚴を保持すると同時に又一面彼等に對しては法規と正義に叶へる親切を以て臨み其の戒護宜敷を得なければならないでありませう。

斯樣な見地から解しますれば刑務官は最も嚴正愚實に且又自己から愼み職務の遂行を期する覺悟なくてはならぬと敢らしめざる樣努めなければならぬ。故に吾人は相當なる常識有らざるべからず、然らば常識とは如何なる事か諸賢の能く知る如く日常の事物に對して正確適當なる判斷をなす力の智識之なり不肖玆に述べるは刑務に携る上の常識即ち專門的常識を言ふなり之れ有らば日常の動作執務に何等滯なく夫れ々々適當なる處置を付け得べきものなり命令指揮無く共成さざる可からざる事職務上に多々有り其是非を辨ぜず躊躇してなさゞるが如きは即ち常識の足らざるなり、此常識の完備する人こそ斯界の人材有爲なる人と言はざるべからず然らば常識を修養し涵養するは如何にせば宜しかるべきか其輕捷を揚げんに先づ讀書に如くものあらじ我が行刑界に刑政を始め幾多の參考書あり其新しきに向ひ精讀し常規にはづれざる時代に適應したる識見又は思想を養はざるべからず凡そ職務に因む書籍を看讀するは一の義務ならんか、我が刑務所にては藤居所長殿着任以來刑政尙行刑法規を參考思料として綴るべき論文宿題として月一回提出命令的に答案を致さしむ之れ職員をして斯道の常識を涵養せしめ人格の向上を致さんとするに外ならず一般刑務職員は機關書籍を通讀し意の有る所を知悉し而して實際上の經驗と相俟つて此間の機微を捉へて之れを深く考慮し應用せん事に心懸くれば知ず〳〵の裡に常識は發達べすきや疑なし、然して衞生週間一等標語なる「强く明く健かに」して人格を向上し教育的行刑官吏として恥ぢざる資格を有し行刑の充實を致し良く感化指導に努め累進的スピード時代に伴ふ本來の使命を果されん事を。

終に臨んで「言ふは易く行ふ事難し」と右述する處自分としては實行伴はず一の空想の如きものなり諺に「萬事は活用するに依つて生く活用せざれば死物なりと」諸賢希くは活用以て生かされん事を强調して已まざるなり。

◇職務の生命は先づ常識

長野　和　魂

世の中の組織は累進的に復雜となり剩へ今や經濟の不況は世界を通じて亦累進的に深刻化し經濟狀態は複雜化し新聞紙上に見ても危機を孕んで街頭に徘徊する失業者は實に四十萬近くの多數に登るの生活戰狀態なりと斯くの如く組織に經濟に何等滯なく夫れ々々適當なる處置を付け得べきものなり命令指揮無く共成さざる可からざる事職務上に多々有り其是非を辨ぜず躊躇してなさゞるが如きは即ち常識の足らざるなり、此常識の完備する人こそ斯界の人材有爲なる人と言はざるべからず然らば常識を修養し涵養するは如何にせば宜しかるべきか其輕捷を揚げんに先づ讀書に如くものあらじ我が行刑界に刑政を始め幾多の參考書あり其新しきに向ひ精讀し常規にはづれざる時代に適應したる識見又は思想を養はざるべからず凡そ職務に因む書籍を看讀するは一の義務ならんか、我が刑務所にては藤居所長殿着任以來刑政尙行刑法規を參考思料として綴るべき論文宿題として月一回提出命令的に答案を致さしむ之れ職員をして斯道の常識を涵養せしめ人格の向上を致さんとするに外ならず一般刑務職員は機關書籍を通讀し意の有る所を知悉し而して實際上の經驗と相俟つて此間の機微を捉へて之れを深く考慮し應用せん事に心懸くれば知ず〳〵の裡に常識は發達べすきや疑なし、然して衞生週間一等標語なる「强く明く健かに」して人格を向上し教育的行刑官吏として恥ぢざる資格を有し行刑の充實を致し良く感化指導に努め累進的スピード時代に伴ふ本來の使命を果されん事を。

終に臨んで「言ふは易く行ふ事難し」と右述する處自分としては實行伴はず一の空想の如きものなり諺に「萬事は活用するに依つて生く活用せざれば死物なりと」諸賢希くは活用以て生かされん事を强調して已まざるなり。

◇禁煙と感謝

石巻　有馬日和生

自分は齡僅か十八歳にして喫煙を始め爾來今日まで「この君なからざるべからず」てふ切つても切れぬ仲となつて之れを愛好して來のであつた。

このシガーには强烈なニコチンてふ毒の含まれてるもので其の人體に及ぼす害も實に驚くべきものでこれにより夭折するとさへきかされてゐる。かゝる有害物を愛煙家は三度の食事よりももつと緣の深いものだとされることも經驗者の十八番的な言葉である。しかくいふ自分も實は其の一人であつたのだつた。

然るに玆に三省する處ありて斷然禁煙した。私を斯く導いてくれた正木先生と照井秋月兄に深く感謝をせねばならぬ。先生は云はれた「酒や煙草を恣に爲したときの精神狀態は錯覺するものであつて能率は昇るものでもなくよしそれによつて得た智識は其の判斷を時により誤ることは多い云々」と即ち同先生は我愛誌（刑政）五月號卷頭言で累進處遇と禁酒禁煙について以上の如きこの兩者を行刑にとり入れることを反對されて居りまた秋月兄も「親愛なる兄に神かけて御願致度い事は日頃兄の嗜好とするシガーの喫煙を斷念し夫れに要するタイムをこの戰線期（刑務官練習所入所試驗）を目睫に控えてゐる其の戰鬪準備に白熱的努力を拂ふて欲しいことである殊に向後の行刑には刑務官は其の當然の歸結として敎育者たる典型を彼等收容者に示さねばならぬ」云々と、日頃敬慕する正木先生の抱負といひ秋月兄の持論といふも畢竟行刑を淨化せんとするリズムであり其のユートピアへの步みである。

如上に大きな示唆としショックを享けた自分は倍々强き信念と精進を以て微力ながら天與の使命を達成し以上の兩氏に幾分でも酬ひむと更らに斯道の爲め微力を盡したい考へである。

○選句所感

流星君の「梅雨明け」の句、句柄の大きいところに先づ心を惹きつけられる。じめじめと降りつゞいて何時歇むとも見えぬ、まるで泣いてゐるやうな陰鬱な梅雨である。家の中は疊の表までが濕つて足の裏に貼り付くやうな氣持らわるさを感じる。戸外を見れば庭前には雜草が一杯になつて見る眼を慰むべくもない。何一つ心を明るくさせるものゝないのが梅雨の特徴である。しかし時期は來た、暗く重い雲の堆積も次第にほぐれ出して、夕方には久し振りに蒼空の色が望まれ、それだけでもうれしいのに夕燒は空一面を燃えるが如く紅く染め出した。長降りの後の夕燒の色の深さは實に目醒ましいものである。そして地上の物みなの上にもその色が映つて來る。それは確實に梅雨の明けたことを思はしめ、明日からは烈しい盛夏の日の照りを見せることを思はしめるのである。地上に映るこの大夕燒の中に染りながら立つてゐる心は、急に明るく晴々しく開いて來る。夏に向つて奮闘しやうとする活力が身内に溢れるのをも感じる。斯うした梅雨明けの情景が豐かに偲ばれる句である。

毎月募集 刑政俳壇

題當季隨意
〆切毎月十五日限
用紙官私製葉書

編輯部選

天　梅雨明けや大夕燒の華かに　咸興流星
地　梅雨明けや船底を燒く浦の人　大阪一岳
人　蘆の間に螢の消えて沼暗し　靜岡一心
　傘着せて野風呂立てたり梅雨の宿　大田雄心
秀逸
　梅雨晴れや船底を燒く浦の人　大阪一岳
　夏川に舟曳く人の裸かな　飯田葉柳子
　大釜に焚く麥飯や大家族　平壤龜友
　茄子拷ぐや足にこぼるゝ露涼し　晋州あらた
　石を切る音靜かたり青葉蔭　厨川章甫

作

　破れ小屋に月さし入れり瓜の番　金澤若水
　橋上に明るき月や夕涼み　大曲初歩
　屋根赤き官舎をつゝむ若葉哉　青森窓洲
　朝靄に人聲遠き青田かな　小菅雨城
　炎天や大煙突の薄煙り　西大門龍門
　打水や殘る隈なき石疊　尾道流石
　參道や玉砂利光り青嵐　前橋梅柳
　火取虫去つて靜けき留守居哉　名古屋双葉
　藻刈舟同じ方へと流れ刈る　京都月雫
　大墓の雜草分けて出でにけり　大阪牛歩
　汽車の煙雨に這ひ行く青田哉　前橋豊水
　梧桐に草庵の雨靜かなり　橘通とめ女
　夏つばめ二つ飛び交ひ暮るゝ川　同靈雪
　うしろより人來てかはる清水かな　札幌芳月
　雷晴れて一樹の夕日蟬の聲　四日市インキ壺
　灑近くなりたる山や青嵐　大曲船風
　鳴く蟬の聲揃ひたる暑さかな　札幌苗月
　朽舟を埋めて蘆の茂りけり　松江磨佐緒
　法を說く御座の燈や火取虫　新潟銀波
　青梅や草の伸びたる藥廂　福岡琴松
　子燕に軒打つ雨となりにけり　同虎溪
　煤ふかき梁の巢にあり乙鳥の子　同鹿聲
　夏帽を脫いで風ある木蔭かな　同閑一
　泊船の煤け行燈や灯取虫　三重五鈴山
　劃るまでの瞳集まる西瓜哉　京都巢山
　炎天の道眞直に埃りけり　松山秀多樓

一心君の「蘆の間に」の句は、これは五月闇の物侘しさを螢によつて深くしてゐる。宵の間を飛び亂れる螢火に美化されたのも一時、螢は次第に蘆の間に姿を消して終には一匹も見えぬやうになつてしまつた。その後には五月闇の底に潜まる沼の闇の色が急に深さを增して、何とも云へぬ無氣味さと物侘しさとを釀し出して來るやうに感じられるのである。螢を陳腐な取扱ひにしなかつたところが此の句のよきところである。

□

雄心君の「傘着せて」の句にも梅雨の侘しさが汲み取れる。夏になると風呂桶を軒下や庭先の木蔭や、或は小流れの岸までも運び出して立てるのを田舍ではよく見かける。夕闇の中にこの風呂の火の赤く燃えるのはいかにも野趣に充ちてゐるものである。そこでこれは梅雨の時期である。じめ〳〵と降りつゞくのに氣も腐る、一日雨に籠つてゐると退屈でもある。風呂でも立てて入らうといふ氣になる。しかし野天風呂であるから雨を避ける工風をしなければならぬので風呂桶には傘をさしかけた。火は雨に燃え濕る。それでも漸くものにして、

替り番に浴びて無聊を慰め、退屈を散じることが出來た。この野趣ある露天風呂と梅雨の侘しさとがよく合つて、素朴でいかにも鄙びた情景を眼前に思はしめるところがある。

□

模倣句は原句に優るが如きことは殆どないことを前月も言つた。盗句とも思はれるものに就いてもその時々に警めて來た。短詩型ではあるが、一字も違はず暗合するといふことは考へ得られぬ。最近も此の不思議な事實が三才句の中に起つて「新舊俳句の作り方」といふ書の中にあり、子規の句と一字も違はぬといふ注意を受けて驚いたのである。そこで此の忌はしさを絶滅するために、今後は斯うした事實の知れた場合にはその作者の名前を明かにすると共に以後はその人の句を採録しないことにしたいと思ふのである。從來は先人の作と同一句なることが知れた場合も、偶然の暗合と善意に解し、その投句者の名譽を尊重して名前もわざと明かにせず、穩かに反省を促して來たのであるが、これは結局姑息である。今後は此の姑息を全然捨てる。諸君もそのつもりで獨創味ある清新な句を大いに寄せて頂きたい。

夏草や埃のまゝにいきれけり　北文ふる
旱天や濱邊にくだる牛の群　柳町紫潤
短册も懸け古びたり蚊遣香　三重篝火
捨水に蚊の立つ裏の小藪哉　平壤旭水
麥秋の牛牽く島の女かな　群山苔洲
松原に更けて人あり夏の海　宇和島孤舟
夕涼み裸の人の交りけり　富山一水
風鈴に雨持つ風や緣の軒　小田原一峯
涼み舟水の面の月を碎きけり　三重英子
蠶褒醒めて耳にかしまし蟬の聲　市谷望山
夕立に濡れて來にけり集配人　三重愚河
泡ふきて野路行く牛や蟬時雨　同　指月
千仞の瀧振り仰ぐ飛沫哉　小田原一川
夏の月疊にさせり大廣間　大曲呑洋
夕立や柳の蔭のかゝり舟　三重鼓祥
青蘆に釣竿高くあがりけり　宮城久光
夕立や道にあがりし泥鰌あり　靜岡竹塵
そのまゝに雲行き過ぎぬ旱村　新義州如月
稻妻や夜の底にある伊勢の浦　四日市青崖
陽に映へて濱に亂れし日傘かな　大阪可々
白服の人通るなり夏木立　咸興窓子
黄昏るゝ青田に露の光りけり　安東奇星
水の面に映る納涼花火かな　大邱琴湖
見て通る危き崖の清水かな　四日市波笙
涼しさや魚跳ねて立つ水の音　八王子蕪菁

夏の床の間

涼味ある掛物を

三つの方法

畫の選らび方には

夏の床の間には、どんな掛物をかけたらよいでせう、元來、室内を涼しく見せるのと熱苦しく見せるのとは、ほんの少しの心づかひです、掛物がなければ、掛花入に河原撫子一枝さしても、十分涼しく感れぜられますし、有餘るほど名幅をもつてゐたところで一幅に人の數ばかり十數人も畫き込んだ、闌亭曲水だとか西園雅集、琴棋書畫なぞを掛けたのでは少しも涼しい氣持にはなれません、すべて夏の掛物には濃厚な山水とか、人物畫とか、彩色の細かいものを避け成るべく瀟洒なものを擇び書ならば隷書や眞楷の類を避けて、行書か草書のもの花鳥でも山水でも極筆數の少いものがよいのです、最も、室が書院風になつてゐたり、大きな床脇のある宅などでしたら、多少細かいものでも調和しますが、それにしても本表裝の羽織袴といふやうなものは非常に困くなります、幅の書畫は勿論季節に因むものを擇ぶのですが、これには三通りの方法があります、一つは唯季節にそのまゝ從ふもの例へば夏の山水で、樹木の蓊鬱と茂つた涼しさうなもの、瀑布か水に因むもの、夏の花鳥、山百合とか河蓙とか、蓮とか、鳥も鷺、水鷄といふやうな擇び方、いま一つは季節より少し前のものを擇ぶ方法で、八月の床なら九月のものを先んじてかける、之は今日の生花などがそれで、なるべく花の種類を早くするので、かうしないと自然の調和が取れなくなるのです、第三はまるで反對のもので夏の中に雪景の山水をかけるといふやうな方法を取るので、これは、暑い時に寒いといふ感じを驅想せしめる爲めで、いはゞ逆手を用ゐるのです、茶人などが一つの趣向として行つたのが、一つの型として殘つてゐるのであります、但し此の場合は、幅に準じて花とか置物とがいふやうなものに十分の注意を拂ひ矛盾のないやうにしないと妙なものになつてしまひます、序に表裝の方を申しますと、夏は本表裝や大和仕立より、袋仕立などの方が調和しますし、挿花は銅器などを避け、陶器もグツと碎けた物、竹籠などは細物でなく太編を用ゐ、筏板等を敷き、籠に入れた花は霧吹きで、霧を吹いてから床の間へ据ゑるやうに致します。

電燈の使ひ方

夏の注意

夏は夜がみぢかいため、注意の仕樣によつては、電燈が

刑政第44巻第8号
矯正図書館

非常に經濟的にあがるものですこの電燈の經濟的衞生的使用法も奥の家庭科學として是非主婦の心得ておかねばならぬ事でせう、殊に夏は電燈を消す時は必ずスイッチを捻る事で玉を廻すと電流が球から斷切する時抵抗が强くなり球の根本とソケットの中に差込んであるコードに猛烈なスパークが起つて、電球が損じ易い事になります　夏の夜は電燈をつけて置くと非常に暑さを感ずるものですが、あまり暗いのも衞生的でありません先づ四疊半に十六燭（廿ワット）六疊には廿四燭か廿二燭（三十ワット、四十ワット）八疊は三十二燭か五十燭が最も適當であります、電燈を蚊帳とすれ〳〵にさげて寢る事は危險であり、同時に不衞生でもあります、コードを直接釘へかける事等もまた注意すべきです、尚夏は扇風機を使用する家も多いですが、扇風機に電流の故障のある時等は素人が之れを修繕しやうとするのは危險で電燈會社に告げて出張を希ふべきであります

佃煮の榮養價

見分け方

佃煮の榮養價に就いては案外人々の關心外にあるやうですが元來佃煮は榮養食品として非常に良い副食物です。榮養上から此佃煮を見ますと原料の小魚類を頭尾も骨も臓物も餘す處なく全部を食ふ事に長所が認められます。是等小魚類を何等捨てる所なく、全部喰ふ事が何故良いかと云ふと、我々の、殊に發育盛りの人々の體質構成上に、當然必要な殆ど總ての部分がこれに含まれてゐるからです、普通十肉其他我々が食する肉類は精肉でありますが、小魚類になりますと、精肉以外に更に頭も骨も尾も鰭も鱗は臓腑も喰ふことになるので例へばかの農作物に完全肥料を與へたやうな働きをします、從つて發育盛りの青少年に食せしめる事が良い結果を奏するのです、頭尾も骨も全部食用になる小魚類は佃煮のみとはかぎらぬが貯藏の爲冷凍したもので乾燥たものは所詮榮養價が劣りますから、この點、河川や湖海から獲つた生きた小魚類を其儘調味液に投じ煮詰て作つた佃煮が斷然勝る所以です、佃煮の見分け方は第一形が崩れず、光澤のあるものをよしとします。

トマトを食ふこと

豐富な榮養價

がうすればうまく頂ける

苟くも庭と名の付くあらゆる處にはトマトが栽培されてゐる、近頃の郊外風景からトマトを取除くことは先づ出來ないそれ程にトマトの風味は近代日本人の嗜好に迎へられてゐるわけだがこれも遠い昔、明治初年の頃初めて栽培した時分には赤いツヤ〳〵しい實の色を喜ぶだけであの香のあの味はいかにも南蠻臭いと云つて嫌はれたものです、正に今昔の感があるわけですが、このトマトには第一に消化を助け、第二に利尿に特效があり、便秘には特によく、近頃流行のヴヰタミン類もA、B、Cは野菜類には稀に豐富に含有してゐるものであります、ではこのトマトを何うして喰べたら美味しく喰べられるか、といふならば何と云つてもハチキレさうによく熟したものを清水でよく洗つて深い鉢にでも入れ、上から熱い湯を注ぎ、一寸間を置いてから取り出して外皮を剝いで輪切にしたものに鹽、胡椒を輕くかけて滴る汁を落すまいとしながら喰べるに越したことはありません、お砂糖を掛て頂けば食後の果物ともなります、斯樣にトマトは生食が最も美味いがこれでは餘りに曲がないと云ふ方又はあの匂ひを嫌ふ方はトマトの皮を剝いて細かに切り、摺り鉢で摺り魚肉が纖詰の魚肉を一緒に摺り混ぜ、味噌汁に加へて、惠か何か實を入れて煮て食せば風變りな味噌汁となります、又皮を剝いて三四分の輪切りとし鍋にバターを少し敷き、煮立つた所へ先のトマトを入れ兩面をいため、砂糖醬油を加へ煮立つた所へ卵を流しこんで火が通つた所をみて下ろします、これでトマトの玉子とぢが出來たわけです、次に例によつて皮を剝き輪切りとし、鍋にバタを入れてこれを煮、溶けた所でトマトを入れて食鹽と胡椒とで好みの味をつけ二三十分間煮て用ひます食パンを燒いて皿にとり、その上にこれをのせて出すのが普通です、これはトマトのシチューです、とも角トマトがフンダンに喰べられる夏です榮養價の豐富なトマトを思ひ切り喰べて下さい。

とんど變りません。

新防腐法

食物の防腐をする

オキシフルで……

冷藏庫に入れておいた食物もとり出すとすぐ腐りやすいこれを防ぐためにも、あらかじめオキシフルを表面に塗つて入れておくと出しても容易に腐らない。

オキシフルは別に人體をそこなはぬからオキシフルのついた食物はイージイに味はふことが出來る、オキシフルは普通三パーセントになつてゐるが、そのまゝ水で薄めずに使ふ水で薄めて使ふと防腐力がにぶるからである。味はほカマボコ、ハンペン、魚肉、牛肉など至極腐りやすいものゝ腐敗にまでの時間を延長させるために、近頃ではそれらの食物の表面にオキシフルを筆でくまなくぬることが行はれる。

この新しい防腐法は、オキシフルの今までの殺菌防腐の作用を食物の領域にまで進出させたまでであるが、その方法も至つて簡單であるから夏向きにいゝ。

簡單な

水虫の家庭療法

夏の皮膚病として、水虫は最も治療困難な病氣で、醫家に於てもレントゲン以外には完全なる治療方法はないとさへ云はれてゐるものですが、それが手術をも用ひずまた高價の化學的藥品をも要せず極めて簡單に治療されます。

どうするかといふと、にんにくを用ひるのです。にんにくをおろしでおろして、それを患部に塗ればよいのです。この位ゐ簡單で、安價で、しかも效能の顯著なものはありません。たゞ少し臭氣を發散するといふ缺點はありますがこれは他の藥品を用ひても同じことですから、何かの場合には香水でも用ひてそれを消す方法をとればよろしいでせう。水虫に惱んで居られる方は是非一度試みて下さい。

矯正図書館

叙任辭令

死亡 典獄補 横田長右衞門（旭川支所長）
六級俸（願免） 保健技師 酒井代三男（小田原）
願免 同 龜井龍喜（熊本）
小田原轉勤 保健技師 桂榮三郎（前橋）
前橋轉勤 同 丸山郁雄（札幌）
四級俸札幌轉勤 同 向井淺三郎（豐多摩）
浦和支所勤務 同 三井文夫（前橋）
保健技師九級俸（前橋） 小倉廣志
佐賀支所勤務 看守長 岩本キン（福岡）
任典獄補高等官七等七級俸命旭川支所長 看守長 雨村信七（洲本支所長）
六級俸（願免） 敎誨師 嚴三乘（松江）
六級俸（願免） 敎誨師 石津蓮仁（熊本）
熊本轉勤 同 涌水玄痴（前橋）
前橋轉勤 同 吉田敎靈（姫路）
姫路轉勤 同 龍野常円（盛岡）
任敎誨師九級俸（松江） 同 山口龍乘（山口）
同 十級俸（盛岡） 同 河野義通（市谷）
願免 敎誨師 正木泰嵓（川越少年）
八王子少年轉勤五級俸 看守長 赤地馬之助（長野）
長野轉勤六級俸 同 飯田忠直（甲府）
甲府轉勤五級俸 同 高木銀重（八王子少年）
熊本轉勤 同 西久保淸（沖繩）
沖繩轉勤 同 永谷近（松江）
松江轉勤五級俸 同 牟田初太郎（佐賀支）
福岡轉勤 同 田口房吉（廣島）
函館轉勤 同 小泉强（北海少年）
北海少年轉勤 同 松山邦助（函館）
免本職高松勤務 同 林麗松（津山支所長）
命津山支所長 同 南松太郎（高松）
命田邊支所長 同 松田治郎七（大阪）
免本職大阪勤務 同 森田朋行（田邊支所長）
新潟轉勤 同 北村久則（金澤）
金澤轉勤 同 西郷民吉（岐阜）
甲府轉勤 同 渡邊淸次（長野）

長野轉勤 同 夏目善太郎（甲府）
命洲本支所長神戸兼務 同 齋藤信一（高知）
任看守長八級俸 高知轉勤 看守 小室利市（豐多摩）
任看守長七級俸 横濱轉勤 同 楠本順作（同）

叙位叙勲

正五位 元典獄 從五勳四 引野信夫
正七位 保健技師 從七 高田小兵衞
正八位 看守長 勳八 千野頌晴
從六位 典獄補 正七勳六 花村淸市
正八位 看守長 勳八 神俊三
從四位 元典獄 正五勳四 印南於莵吉
勳五等瑞寶章 典獄 正六勳六 長山始
同 同・從五勳六 江藤惣六
勳八等瑞寶章 看守長 辻多七

法曹會雜誌
第九卷（昭和六年八月一日發行）第八號
○犯罪豫防と犯罪原因……池永博
○丑の刻詣りと不能犯罪學說…飯塚敏夫
○入營者職業保障法に就て…奥野健一
○電氣事業法改正法律の說明（二・完）…關宏二郎
○米國に於ける法律扶助會（三・完）…池田寅二郎
○獨逸判事聯盟の本年度代表者會議…柴田健太郎
○獨逸議會に於ける最近の司法問題…野田虎七
○ドイツ判例新話……藥師寺志光
○ラ・ロンシエール事件…三浦義一
○最近に於ける我國民意識の潮流…岡田光隆
○戸籍取扱便覽……鹿沼明
○法曹會決議
○司法省訓令通牒回答
○戸籍及登記事務協議會決議
○判例要旨 ○新法令
○雜報 ○會報
財團法人 法曹會 司法省構內
振替東京七〇六五一番

矯正図書館

刑政改題十周年記念懸賞當選論文

第二部

刑務作業の合理化を論ず

●●● 三等當選 ●●●

鹿兒島刑務所　永田國雄

刑務作業は營利を目的とする一般工業に於ける作業とは趣きを異にし刑罰執行の主要部分を占むるものなり、然し乍ら實に行刑の目的職業の訓練にのみ猛進することは出來ない、矢張一般工業に於けるが如く收益の實を擧げ多少なりとも國庫が行刑遂行の爲めに支拂ふ負擔を輕減せしめ、又一歩進んで之れが收益に依つて總てを支辨して行くことが望ましいことであると思ふ、然し作業の成績並に收益の點にのみ重きを置き本末を顚倒し、又之が爲め民業を壓迫するが如きことを惹起する樣では望ましからぬ結果に到達するもので、此等の諸點を充分に考慮し且時勢に適應する作業を施行することが必要である、即ち是等の點が一般工業に於ける作業と相違し刑務作業の難しい處であると思ふ、今斯の如き見地より刑務作業に就て各種の條件、現在施行せられて居る作業の利害得失、今後進んで行くに適當と認めらるゝ基本方針に就て私見を披瀝して見やうと思ふ、先づ吾人が採用するに適當なりと信ずる作業方針を列擧すれば左の如くなるのである、(一)現在の行刑政策に適合すること、(二)受刑者保健の見地より可及的身體に有害ならざること、(三)受刑者の健康を積極的に增進せしむる性質の作業を撰擇すること、(四)受刑者をして作業に興味を生じ釋放後眞面目に斯業を生計として正業に復活することを可能ならしむるものなること、(五)民業に對しては可成壓迫を加へざる方法を以て施業すること、(六)能率の可及的優秀なる作業を撰擇すること(七)國庫に對し相當の收益を擧げ得る生産的作業たることと、(八)時代の趨勢に悖らざる實用的作業たること、斯かる原則を以て各種受刑者に對し賦課するに當りては各々の刑期の長短健康の良否技能の巧拙教育又は職業の有無將來の生計上等の關係を斟酌し行刑の目的並精神に合致せしむることを要す作業賦課の條件は此の位に止め次には現在施行せられて居る作業方式、其の利害得失及び今後合理化するに適當と認むる施設に就て述べて見やうと思ふ、現在採用せられて居る作業に(一)官司作業、(二)委託作業、(三)受負作業の三つの方法がある

(一)官司作業に就て、官司作業は刑務所自ら作業の經營及管理を行ふもので、即ち刑務所に於て自ら作業素品を購求し且作業用器具機械を設備し刑務作業技手其他作業指導者の指揮監督の下に製作を爲し一般市民或は官廳公共團體の需要に應ずるものを言ふのである、

(二)委託作業に就て、委託作業は刑務所自ら作業用器具機械を設備し需要者より素品を提供せしめて作業係員の指導の下に製作又は修繕を爲すものである、玆に一部分の素品は刑務所に於て補充することが出來るのである、

(三)受負作業に就て、受負作業は器具機械素品及び作業經費一切を負擔し作業指導者を傭ひ製作又は修繕を爲すものであつて、刑務所は單に受刑者の勞力を貸與して之れが勞力に酬ゆる賃金を得るものである、官司業は委託業、受負業に比して行刑の目的に充分に副はしむることを得る點に於て優れると共に適當と認むる業種の撰擇が自由であつて且つ職業訓練施行上最も適當なるものである、然し乍ら總ての點に於て會計法規の支配を受けるのであるから經濟上敏活にして適宜の措置を採ることが多少困難な所があるのである、委託業に於ては素品の購入、製品の販路に就ては官司業の夫れに反して刑務所は何等の心配をも要しない利點があるが、作業の統一及繼續と云ふことは得られない缺點があるのである。即ち絶えず委託者を求めなければならないし委託者の替る毎に製品の違ひ、製作方法の異同があり、職業訓練の施行上に多少の支障を生ずるのである。受負業に至つては、刑務所は作業經營に何等の困難なく唯受刑者の勞力を貸與すれば足るのであるから、受負契約を了すれば其作業には永續性が附與せられ、刑務所は手數を勞することなく受負賃金を確實に收め得るのである。然し乍ら受負業に於ては受刑者の個性に就て顧慮する遑なく就業せしむるのであるから、職業訓練の實を擧げることは不可能であり、且受負業に於ては其業種中に比較的職業訓練に不適當のものが多いのである。縱令適當のものであつても受負人が營利業者である以上能率のみ重きを置き受刑者の職業訓練に就て考慮を拂ふ餘裕は更にないのであ

矯正図書館

る、之れが爲め受刑者は其業種の一部分には相當に熟練するも他の部分には極めて拙劣であると言ふ結果、彼等が釋放後技術の一部分のみにて生計を保つことは非常に困難であり、又現在施行せられて居る受負業に於ては、分業的技術は何等價値のないものである、受負業に就ては尙一つの缺點がある、即ち財界の不況に依り左右せられ、賃金の値下、素品の缺乏に依つて刑務所は惱まされるのである彼等受負業者は財界好況の際は賃金値上を出來得る限り拒み、不況の聲を聞くや直ちに之を理由として賃金値下を强要し就業人員數の減員を請ひ、又作業素品の供給を遲滯して威嚇するのである、次に作業收益の見地より考察すれば受負業に於ては單に受負賃金を取得するに止まるものであるが、委託業に於ては一般原則として官司にて器具機械を設備し作業技手をして指導せしめるのであるから、受負業に於けるより能率は勢ひ上位にあり技術員給料、受刑者賃金、動力費、其他の經費を加算したる額に對し相當の利益加へたる金額を委託者より委託賃金として請取ることが出來るのであるから受負業に於けるより遙かに收益は優るものである、然し乍ら委託業に於ては素品の大部分は委託者の提供に係るのであるから官司業の如き廉價なる素品を高價なる製品に轉換せしむることに依つて來る差額の利潤を刑務所が取得することが出來ないのである、之の點は委託業に於ては依賴者の利益となるに反し、官司業に於ては上述の利潤を委託業に於ける收益に附加することを得るのであるから、官司業は作業三方式中最も優秀なるものたる所以であるのである、即ち官司業にあつては素品購入方法に依る利潤と作業全體を通じて最も合理的で且つ最善の方法を以て作業を施行し得るのであるから能率增進に關しては少くとも委託業と同等なるか然らずんば委託業の上に位するものであることは之れを等閑視すべからざる點であると思ふ、然し現在施行せられて居る官司業に就て見るに特種作業刑務所を除けば主として個人より注文を受け且つ個人の希望に任せて品種の一定せざる作業を爲すものであるから、規模は孰れも小さく一つの業種の內でも製作品の種類は多種多樣に亙り其の數量に至つては小數宛で、纒つた數量の製作は稀である故に之を作業成績の點より見れば、製品の不定である爲め能率は遞下し、素品及勞力に就ては非常な不經濟な仕事をすることゝなり、時勢の進展に從つて作業の擴張發展を爲すことは至難となるのである、故に今後に於ては受刑者の職業訓練上又は作業能率上、個人關係の注文を少なからしめ、官廳、公共團體より取纒め仕事を引受けると同時に一般販賣方法に於ける作業方式を之に併營することが最大急務であると思惟する所である、要するに以上を考察するに受負作業は受刑者の職業訓練上積極的に其の效果を擧げることは困難であるのみならず刑務作業の生產能率を增進せしめる見地よりしても最も消極的たることを免れないのである受負業は唯多數の受刑者に最も簡易に作業を課し得る一方法である、が行刑方法

の改善進步した今日に於ては此の消極的方法を捨て、之に更ふるに新時代に適合せる作業の施設方法即ち官司作業を擴張せざるべからざるなり、然し乍ら玆に官司業の擴張に就ても左の諸點に留意するを要するものと思ふ、(イ)民業に對する壓迫、(ロ)製品の販路關係(ハ)投下資本（就業費）の膨脹、(イ)民業壓迫に對する方策に就て、民業に對しては製品の價格と其の數量とに注意して壓迫を爲さゞる樣にすることが必要である、從來の如き製品の評價に於て賣價が市價に比して餘りに低廉に失するものを一般販賣に附する時は民業壓迫の非難を受くるに至るのであるから、賣價を決定するに當つて製品の出來榮を考慮に入れて市價に準ずる程度に引上げる時は何等の非難を受けることはないのである、即ち官司業製作品の標準規格を定め、製品の統一、並に賣價の市價に對する比率の統一を計るのである現在に於ける官司業の製品が非常に安價であるにも係らず民業壓迫の聲を聞かないのは、其の數量の餘りに少き爲めである、之を擴張し生產數量が多くなれば必ず逢著する問題である、次に製品の價格は相當の引上げを爲すも市場を攪亂するが如き大量販賣をする時は是亦非難の焦點を構成するものである、然るに刑務作業が進展するに於ては作業能率上勢ひ大量生產的となるものであるから、此際製品の販賣方法の宜しきを得ない時には集約的大量販賣となり民業壓迫の實を生ずるのである、故に此の點に就ては特殊販賣機關を設置して配分的、均霑的に販賣する方法を採るならば是亦何等の非難を受くることは無いのである、之を要するに官司業を擴張せば從來の如く製品の需要を官廳、學校其他の公共團體より之を求めると同時に一般市民の需要にも備へ之が販賣方法は前述の非難救濟策よりしても亦大量生產の作業方針よりしても、適當なる販賣機關を設置して各地方へ普遍的販賣を爲し、決して一地方に集約的大量販賣に依り民業に脅威を逞しうするが如き方法は避けなければならないのである、

(ロ)製品販賣方法に關する方策、官司業の擴張に伴ひ、其の販賣方法は之を委託賣機關の設置によることが最善の方策と思考するのである、其の方法に就て述ぶれば左の通りである、(1)最も手近な方法としては刑務協會を利用し同協會に刑務所製品販賣部なるものを設置して製品の販賣に關する一切事務を取扱はしめ、官廳、公共團體及一般市民に對し需要供給の斡旋を爲さしめる方法である、又就業費の都合上素品の購入に困難なる場合は該製品販賣部をして素品の購入に就ても取扱はしめ刑務協會の委託作業の形式を採らしむるも作業施設上の一方策であると思ふ、地方に在つては重要箇所に刑務協會支部を置き其等の事務を取扱はしめてもよいのである、(2)一般製品陳列販賣方法として各地に於て信用ある商人と契約の上之をして陳列販賣を爲さしむるのである、(3)半官的刑務所製品販賣會社を設置して素品製品に關する營業を行はしむる方法を採ることも出來やうと思ふ(4)各地方に在つては上述の特定販賣機關

刑政第44巻第8号
矯正図書館

支部を設置するか或は同販賣部をして各地の商品陳列館の如き公私立の商品販賣機關にお託販賣の契約を爲すことも一方法と思惟する所である。(5)國官公立商品販賣機關又は商業會議所等を利用するに於ては各地方の産業振興に資する所以であるから、寧ろ司法省に作業監督機關を置き各省と直接交渉を爲し、之が施行に際し相提携して諸種の便宜を得るとは一方策たるを失はないこと、思ふのである。(6)就業費の膨脹に對する方策、官司業を擴張せんには必然的に投下資本即ち刑務所に於ける就業費の大膨脹を來すのであるから、之が豫算は一般會計に依り他の振合上豫算査定の時或る制限を受けるのである、それが爲めに勢ひ刑務作業が多少の不利を忍んで委託業に偏倚しなければならない運命となるのである、故に之が缺陷を除いて職業訓練、生産能率、及作業收入の增進を計り國庫の負擔を貫徹せんが爲めには須らく刑務所特別會計法なるもの、設定せられんことが急務であることを思惟するのである、唯玆に考へなければならないことは特別會計を作業のみに就て行ふことゝする時は僅りに其の額が少ないので資金の運轉が滑らかに行かない缺點があるから、刑務所經費の全部を以て之を特別會計となし、作業の擴張を劃り其の收益を以て諸經費に充てることゝせば生産的部分は能く積極的經費を補ひて尙餘りあることゝなり國庫が行刑に關する負擔を大ひに輕減せしめ得ることが出來るのであると思ふ、最後に今後作業を合理化するに適當と認められる作業方針に就て今迄述べ來つた諸項を綜合して結論を下すこととする、刑務所製品は從來粗雜であつて且不體裁極まると の世評を往々耳にする所であるが、之は要するに作業指導者の適當なる者を得られざると其の指導機關の完全しない爲めであるから官司業の擴張に就ては、現在の狀況に鑑み堪能なる技術者を招聘し指導の任に當らしめると同時に、各刑務所に於ける作業に就て之を監督指導し、統一を計り、作業の配分、素品の補給、製品の販路並に作業の企劃等に關する事務を取扱ふ作業中央監督機關を司法省に設置し、作業をして時勢の進展に遲れざらしめ、製作品は精巧且つ斬新、常に社會の需用に應じ得るものとすることは刻下の急務である、而して官司業により積極的に行刑の目的を貫徹せしむると共に國家經濟上 生産能率の向上を計り、受刑者の職業訓練を充實せしむることを期し作業の性質及經濟上即ち、就業費の膨脹製品需要關係等の方面より官司業と爲し得ざるものは之を委託業として施行するを可とすべく、又販賣關係により擴張を期することを得なかつた地方にあつては委託販賣の特定機關に依るを可とすべく現今財界不況の爲めに受負業に依り受くる打撃は官司業の擴張に依り之を救濟する方針を採ることゝするのである、要するに、今後に於ける刑務作業を合理化せんには前述の條件の下に官司業を主要作業とし之に配するに委託業を以てし、受負作業は臨時作業として採るに止め、執れも技術的、組織的工業を施行し職業訓練の實を擧ぐると共に科學的神髓法を採ることを要するものである、

完

宮城 照井明次郎

緒論

行刑は教育である、從つてその內容たる刑務作業も刑の教育化といふことを除いては意義を爲さない。言葉を更へれば行刑は收容者に對する作業教育の徹底により初めて期待することが出來るであらう。さうして最近の行刑思潮はこの作業教育の徹底により監獄はその經營に於て國家の厄介になつてはならぬとする傾向(自給自足主義)が漸次高まつてきたことはわれわれ刑政子にとつて更に注目すべき事象といはねばならぬ。

右に述べた思想を明かにしたものに牧野博士がある。同氏は正木學士著(昭和四年版行刑上の諸問題)序文に寄與せられた行刑の三位一體といふことである。これによれば刑はさしあたり苦痛である。刑が理論上苦痛でなければならぬとの理論を承認し得ないと爲し實際に於てそれは苦痛であることは疑ひないさあれ刑は苦痛を以て終始すべきものでないのであると。其の趣旨は

(一)刑は受刑者を人として働かしめるものである。受刑者は一定の規律に從つて働かねばならぬこれが刑の第一義である。

(二)しかし刑はその働きによつて受刑者を更に人として修養せしめねばならぬのである。それで刑の內容たる作業は受刑者の能力と嗜好とに出來るだけ適合するものでなければならないそれで一方には受刑者の性能考査を全うし他方には適當なる作業教育を施すことにせねばならぬ。これに依て一方には受刑者をして作業に興味を持たしめることが出來る。作業に對する興味は精神修養の效果に於て數倍の比でないともいひ得るものであるそうして他方には受刑者をして釋放後に於ける生活の手段を全うせしめることになる。刑は受刑者をして適當な職業を習得せしめねばならぬものである。

(三)その上に刑はその働きと修養とによつて受刑者に人としての能率を發揮せしめねばならぬ。人の働きとしての適當な功程を全うするに於てはそれに對して適當な報酬があるべきである。この報酬によつて監獄は少くとも自給自足の途を全うせねばならぬのである。そのためには監獄內に於ては單に苦痛を與へることを趣旨とする無用な作業は撤廢されねばならぬし同時に作業の組織は出來るだけ現代的の工場裝置農場裝置を具備せねばならぬのである。さうしてそれによつて生する一種の結論として工場法に認められるやうな勞働者保護がすべて監獄の作業に關しても認められねばならぬといふことになるのである。

つまり人として働かしめ人として修養せしめ人として能率を發揮せしむることを稱して行刑の三位一體といふのだといはれて居る。

以上に述べた行刑の三位一體の中でわれわれ刑政子として刑務作業の合理化を

牧野博士の行刑の三位一體といひ正木學士の所論といひ何れもが右に縷述した自給自足主義が刑務作業の中軸としてゆかねばならぬことを指示するのであらう。

以下わたくしの本テーマに對する卑見も大部分の論點をこれに置き他へは補充的なる考察を加へやうと思ふ。

從來否現今の刑務作業には其の經營上否定することの出來得ない不合理があること。その他教育の點作業種目についても以上の諸欠點が因を爲して他工場のそれの如く單一なる業種にきめるわけにゆかぬ。

一、作業收入の點。大正十二年以降昭和二年までの決算に於て經常費大凡千四百餘萬圓の中收容費は常に七百十餘萬圓の間を上下して居るのに作業收入は五百九十餘萬圓の不足的開きをなくて其の間常に百萬圓の間に過ぎ見せて居る。そこで收容者達は自己の衣食を償ふだけの働をしてゐないことが明かであり刑務所ではそれだけの働きしかさせ得ないで居るといふ結論になる。

二、收容者の約一割は未決囚で全然仕事をしないこと。

三、受刑者の三割强若は四割弱は住所不定無職の經歷者であつて普通社會の落伍者なる事

四、全國受刑者總數の約四分の一は短期刑者であることより技術練達上困難なること。

五、年齡關係の不統一につき到底普通工場の職工達と對等に見難い關係にあること。

六、會計法の制縛、これは資本關係の欠陷として地方商工業家達の運轉資本制度の許されないこと。

右の缺陷を主因として到底民間の會社などゝ比較にならい貧弱な作業收入を擧すわけとなるのは否むべくもない。

右にあげた六つの缺陷を以つて行刑作業の全豹を推すわけにはゆかない。只通

常の考察からしてしかく考へるのが恰當だと思ふ。從つて以下にこれ等の缺陷防止方法（合理化）に移るのであるがこれも先づ現今刑務作業合理化上手近なところから述べたいと思ふ。そこで

Ⅰ、官用主義の徹底を期すること。監獄の生産作業は主として國家の機關及び公共團體の需要品を製作することを基本としなければならぬ。この思潮は單りわが行刑界にのみ要求せらるゝのではなく文化の歸趨を世界的に占めつゝある獨逸行刑それにアメリカ行刑には殊に際立つたものが多い（正木學士著行刑上の諸問題一三七頁以下參照）。

Ⅱ、刑務所間の共助及競業の方策のよろしきを得ること。

Ⅲ、共同展覽會の開設並に即賣會の開催。これは一面刑務作業の實際を一般社會に公にしその理解を索むるの便あるのみならず他面即賣會の開催によりその製品の價格と品質に關し公の贊否の何れかを得ることにより就業者に對する作業意慾の喚起と喜悅を與へる便あるのみならずそれによつて刑務所自體に於ても生産品についての緊要關係或は消費關係を知ることが出來此の催しのある都度それに刺戟をうけ刑務作業の進展を見ることが出來る

Ⅲ、科程並に優遇問題の統一、現今刑務作業の科程を見るに大凡二つの缺陷がある。その一つは科程甚だ低いことであり他は各所まち〳〵になつて居る。このに至るであらうことを期待して止まない。優遇問題は作業賞與金と並び併せて考慮に入れるときはじめて其の統一が期し得られやう。目下では食菜の增給や入浴度數の增加等がこの問題の基調を爲して居る關係上就業者に對し改善を根幹としてゆかねばならぬ行刑にとつてはあまり香しからぬもので寧ろ彼等就業者達が之により打算的なる仕事しかしないことになり亦食糧の多寡により人を使役せむるは一面奴隸視するの憾あるにあらずやと思はるゝので私の卑見としてはこの際率直にこの問題の改良策として作業賞與金制度の統一を爲したらんにはより合目した行刑が生れ眞摯に社會的に健闘の出來る人を造ることがこのシステムによつて具體化され得ることを疑はないものである。

Ⅳ、生産品に對する愛護觀念の扶植。これは恰度小賣商人が幾何かの商品を店頭に竝べ其の取扱ひについては全く良家の父の注意を以つて接するものでありそこに商品に對する眞面目な愛護の念と不知不識の間に該品の保存慾も生ずるのであらうしよき顧客を得る因ともなるのではあるまいか。されば當務者が自らこの觀念を以て就業者に之を扶植するとき其處に生産品の確保を見また作業の數化的使命をも果たし得て所謂一擧兩得てうことになるであらう。

Ⅵ、顧客に對するの態度。一枚の紙を賣らうとする場合一册の「ノート」を紹介する際に於ても一般商工界に於ける店員の花客に接するが如き態度であつて欲しい。兎角行刑事務に携つて居る者は陳腐であり官僚氣質を有するものなればこ

の點よろしく考慮を排ひ決して顧客の購入慾を殺くことのないやう注意すべきである。

更に刑務作業は尚ほ一種の生産業であるから以上に架說した私の管見的考察だけでは到底所期の目的（即ち刑務作業の合理化）を達成するに緣遠いものがある。そこで企業家としての刑務作業の合理化を考察するならば普通一般經濟學上唱へられてゐる產業合理化の科學的經營法が當然之にも考究せられねばなるまい。先づそれによる具體的方策としてA、企業の統制が叫ばれるのである。

B、製品の規格統一、C、基礎產業の確立、D、產業金融の改善等が此の方策の中軸を爲して居る。今これ等の方法について若干の考察を加へ而して一般識者の叱正鞭撻を乞はんとするものである。

A、企業の統制。產業の各部が雜然と存在するときは社會上國民經濟上大なる害惡を齎す特に獨占的企業にあつてはこの弊害が著しいのであるからこの統制の徹底を期するには一種の機關を設ける必要が起るであらう。江藤惣六氏の言を藉りるなら所謂作業管理局てゝネームを付しそれによつて各所の作業を管理せしめ其の經營を擔當せしむといふにある。

B、製品の規格統一、製品の種類が多くて歸趨に迷はしむるのみならず生產者側（刑務當局）より見るも大量生產による能率增進の利益を失はしめる。これによつて一般市場の信用をも墜すことゝなるからこの點より考へても製品を統一し成るべく之を單純化することにつとめねばならぬ。

C、基礎產業の確立、諸產業の中には國民經濟上重要なるものと然らざるものとがある。特に經濟學上高次材の生產を以て理想とせねばならぬ。是によつて見るも從來徒らに手數のみを要し而も割合社會的に需要を認められなかつた久留米絣等が漸次下火になつてゆくのもこの間の消息を如實に物語て居ることがわかる。

D、產業金融の改善。この方策に因んだことについては會計法の制縛のところで簡單な抱負を述べてあるが尚明確をかくの儲みがあるので玆に聊さか巨細に一考を加へて見たい。

それは現在の產業組織に於ては資金なくしては企業の勃興を期することの出來ぬのはもとよりであるが事實に於て企業經營の意思と能力を有し而も其の資金なき者に對しては低利にして十分なる資金を供給するに非らざれば到底產業の興隆を期することが出來得ない。それと同樣その縮圖と見るべき刑務作業經營に關しても早晩會計法の改正を俟つて刑務作業合理化の癌たるこの制を立直しせねばならならなぬものである。

右に述べた外更に刑務當局として注意すべきは刑務所は一種の企業家である點より一面產業の合理化を圖り、價格の低廉、品質の改良を促し仍て製作品に對する名價を博し、他面、其の消費經濟に當て、機械及作業材料の購入に關し外國品執着の偏見を去り常に國產品を以て之に充當するの用意が肝要である。而も國民

的活動を彼等收容者に反映することに努められなければならない。

結論

要するに刑務作業の合理化は行刑の合理化である。そこで前縷述した點より考察して刑務作業は其の經營に於て刑事政策の目的と合目して爲されねばならぬ。そこに不定期刑の問題が起り自由刑の單一が議案になり、累進制度の進展に伴ひ囚人自治制が牛歩ながらも我が少年行刑に採り入れられたことは先づこの刑務作業合理化運動の先驅を爲したものと言ひ得やう。

更に視野を投じれば刑務所內部には失業者があつてはならぬとしたパウールの思想はソヴイエトロシヤの勞働改善法、即ち監獄法（露國全邦民として働かざる者はまた須らく食ふべかず）として公にされたことやまた同國々法では資本家が刑餘者に對して授職義務ありとの規定が設けられたこと（正木學士著行刑上の諸問題）はやがて我行刑にも未決拘禁者に對する作業强制の思潮（行刑論集一五八頁以下）となつて表はれ人は其の完全なる身體を有する限り勞働の社會的義務を負擔せねばならぬとされたによつて見るも如上の思想の流れが我行刑の領域にまで漲つてきたことは無條件に讚えすには居られない。

ともかくわれわれは刑務所のみではなく人として活き得る限り自立自營ほど心强いものはあり得ないものである。もとより之を得んと欲すれば其處には自らなる努力が不斷に續けられねばならぬ。かくてわれわれはその生活戰線に勇往邁進することが出來るとき最も强し』の言を繰返すことが出來るものだと思ふ。

玆に於て刑務官をはじめ就業者一般の打算的態度を改め眞摯なる精進が要請されはじめて刑務作業合理化の具體化を見るに至るであらう（完）

○

我が國の刑罰制度では懲役に處せられた者は必ず定役に服さねばならぬ。そして今日では受刑者の大部分は懲役の受刑者であるから刑務所の主たる職務の一は受刑に作業を課することであります。

受刑者には何故に作業を課せなければならぬか、それはいふまでもなく腕に仕事を覺えさする事、より働く事、勤勉ならしむる事、即ち彼等に職業訓練をして釋放後の經濟生活の基礎を與へ社會復歸への手段とするものである、故に之を刑法上の立場より見れば刑の感化目的を盡す手段であり而して經濟的立場より見て刑務作業は又なるべく多くの收益を上げ得る實際的價値のあるものでなければならぬ、何となれば受刑者は釋放後に於て經濟的市場の共存者となるものであるからである、要するに今日の刑務作業は敎

青森刑務所　川村卓郎

矯正図書館

育的のみならず技術的能力を養成して經濟的復歸を全ふするのが目的でなければならぬ。

さて合理化なる語は今やあらゆる社會有識者の注目する所になつて居る、日々の新聞に雜誌に先づ眼を射る流行語の一はこの合理化なる語である、この語こそある意味に於て現代人の生活乃至理想を最も強く象徴せるものである、私は先づ此の流行語の意味を十分に味ひその社會的意義を明かにしたいと思ふ。

産業の合理化は今や世界の産業界に共通した一箇の旗じるしとなつたような觀がある、我國に於ても金解禁後の多難時に處する一つの重要手段として官民の間に實際的に研究される樣になつたのである、而して一九二七年五月ジュネーブに開かれたる國際經濟會議は産業合理化に次の如き一般的定義を與へて居るのである、合理化とは、「勞力及原料の浪費を最少ならしむべき技術上並に組織上の方法であつて其の中には勞働の科學的組織原料及製品の標準化並運送及販賣組織の簡單化並に改良を含む」即ち合理化とは工業上に於ける科學的組織のみでなく商業組織の問題をも含ませたものであるといふのである、斯く合理化の意味を廣義に解するならば其の内容極めて多岐にわたり、その結論に於ても種々の議論の生ずることは勢ひ已むを得ない所であらうが要するに合理化とは或る事項を最もよく道理に合したるものとせんとする努力及其の計畫を謂ふことゝ思料す、從つてその目的により具體的内容に種々の變化あることゝなる例へば一の事項は或る目的から言へば合理化運動の一方策であらうが他の目的から見れば却つて其の障害となることがあり得るのである、されば此の話は人の行爲に關するものであることは事實である、故に合理化の要諦は組織の改善と無駄を排除して能率の增進を期するにあると思ふ刑務作業も、やはり社會に於ける、一つの生産機關としての立場にある以上、如何に合理化せしめねばならぬか、につき研究することは我々刑務官の國家に對する當然の義務であらねばならぬ、刑務作業の合理化はいふまでもなく行刑の目的の範圍内に於て尙且つ生産機關として社會の同種企業に對抗出來得る方法であらねばならぬ、そこで合理化せしめんとするには第一に現在に於ける刑務作業に於て如何なる點が不合理であるか其の點を研究せねばならぬと思ふ。

抑々社會に於ける普通の人は一人前となれば自己の衣食住はもとより其の妻子家族を扶養するの義務があり、故に他の營利會社に於てはかゝる人達に對し賃金を支拂ひその上多くの經營費がかゝり法定の積立金をした上尙株主に對する相當の配當をなして居る、然るに刑務所に於ては受刑者自己の衣食を償ふだけの働きさへもして居ないことは統計上明かに示されて居るのである。

これは一體如何なる缺陷があるかそれについては大體次の如き缺陷が擧げられて居る、

(1) 受刑者の約一割は未決囚で全然作業を課せないこと、

(2) 受刑者の四分の一は短期刑の者にして假りに能力に缺陷なしとするも社會の職工とは技術練達の上に於て差異のあること。

(3) 受刑者の多くは住所不定無職で普通社會の落伍者なること。

(4) 民間會社の職工達は大抵志願者の中から其の作業に最も適當の年齡體格習能等を檢査して採用す多年職工教育を施されたるものなること。

(5) 作業種目に就いて他の社會工場の如く單一なる業種に決めること不可能なること即ち一つの工場に於て系統の異なる種々雜多なる業種を經營することは一般企業界に於ては最も下策なことで不合理なる經營である、然るに刑務所作業に於ては此の一般に不經濟とされる不合理的な作業が却つて合理的であつて即ち職業の不揃なる受刑者をなるべく其の適業に就かしめ得ることを合理的な作業として居るのである。

斯くの如く刑務作業の經營には一般社會のそれと同時に論じ難い已むを得ない種々なる缺陷があるのである。

近時刑務作業の合理化に就いては學者又は實務家等の間に漸次眞劍に論ぜられつゝある重要なる問題としてこれまでに論ぜられつゝある事項を左に大略列記せん。

(1) 作業管理機關の新設

全國を四區か五區に分ちて各一つの中間官廳を置き其の區内刑務所の作業を管理せしめ其の經營を擔當せしむるのである。

(2) 作業的分類拘禁刑務所を新設すること、

主なる作業種別を以て地方的に數ケ所に分類拘禁の施設を以てそれに適當なる受刑者を移送交換して執行を爲し以て職業訓練を爲さんとするものである

(3) 作業教育に關する事項

本省に作業指導專任職員を設け巡回指導せしむること及作業技師技手等をして就業者に智識的技術的教育を施すこと。

(4) 作業賞與金に關する事項

行狀及作業成績の優良なるものに對しては或程度の自辨物品の購入を許すること、

(5) 官用主義の徹底を期すること

官用主義の實行に就いては勿論相當の成績を擧げ年々增加の傾向あるも未だ各官廳に於て刑務所製作品に對し充分の理解あるとは思はれぬ、吾人は機會ある毎に國家經濟の立場から刑務作業を利用し相互の利益を圖るべきことを宣傳すること。

(6) 刑務作業の社會的進出を圖ること、

從來刑務所は社會一般の容易に近づき難い所恐るべき所であるかの樣に敬遠視して來たのは實際であるから出來得る限り社會と刑務作業と密接なる關係に置くことに努めること、即ち博覽會品評會商品陳列場等に出品し又即賣會を催して販賣の普及發達宣傳に利用すること。

(7) 販賣係又は注文係を設け官公衙其他顧客の接衝に當らしむること及都市に販賣所を設け尙社會に於けるが如く月

賦販賣等の途を拓くこと。

(8) 製品の規格統一

製品の種類が多く其の間に統一なき時は大量生産による能率増進の利益を失はしむるが故に製品の規格を統一し成るべく之を單純化すること。

(9) 刑務作業は行刑の本質に反せざること作業偏重の結果行刑の本質を害せらるゝが如き傾きあり刑務作業はどこまでも教育主義であり感化主義であらねばならぬ。

以上は刑務作業の合理化と密接の關係を有し既に論ぜられつゝある重要なる事項である。然し私は右以外に社會に於ける勞働者と刑務所に於ける就業者との間に大なる差異のあることを看過するわけにはいかぬ。それは社會に於ける勞働者は其の働きによりて自己及妻子家族を養育すべき責任を有し自ら其の職務に對する緊張味を有する。

然るに刑務所に於ける受刑者は衣食は官給にして何等心配なく恩惠的な作業賞與金給與の制ありと雖も彼等平素の勤行を刺戟するには餘りに物足らぬ、故に刑務作業を合理化せんとするには先づ作業賃金給與制を確立し進んで自給自足へ進まなければならぬ、その働き高による賞金に對する請求權を認め現在の如き一種の奴隷的作業を捨てゝ受刑者の人たるに價する存在を認めなければならぬと思ふ

勞働が人生最大の本務であり、生きんが爲に働くそれが人間本來の正しい面目なのである、働いた結果に附隨して來る報酬を求むる事は決して不當でもなければ卑しむべきものでもない、受刑者と雖も同じく人間である、やはり自らの糧は自ら働くことによりて求めて行かねばならぬ、むしろ働いて糧を得ることは人間として最も尊い誇である、然るに今日の受刑者には既に働かぬ以前に於て其の糧は保證が與へられて居る、勿論拘禁と謂ふことが多少なりとも彼等の意思に反して行はれて居る以上その期間中彼等の生活を絶對保證してやることは蓋し國家としては當然であるかも知れない、然しさうした糧の保證が徒らに彼等に依頼心を助長せしめ、生きんが爲めに何等の不安がない事がひいては其の獨立奮起の精神を腐蝕せしむるの虞があるのである、故に刑務作業賃金給與制を確立し進んで自給自足へ進まなければならぬ、その働き高による賞金に對する請求權を認め現在の如き一種の奴隷的作業を捨てゝ受刑者の人たるに價する存在を認めなければならぬと思ふ

勞働が人生最大の本務であり、生きんが爲に働くそれが人間本來の正しい面目なのである、働いた結果に附隨して來る報酬を求むる事は決して不當でもなければ卑しむべきものでもない、受刑者と雖も同じく人間である、やはり自らの糧は自ら働くことによりて求めて行かねばならぬ、むしろ働いて糧を得ることは人間として最も尊い誇である、然るに今日の受刑者には既に働かぬ以前に於て其の糧は保證が與へられて居る、勿論拘禁と謂ふことが多少なりとも彼等の意思に反して行はれて居る以上その期間中彼等の生活を絶對保證してやることは蓋し國家としては當然であるかも知れない、然しさうした糧の保證が徒らに彼等に依頼心を助長せしめ、生きんが爲めに何等の不安がない事がひいては其の獨立奮起の精神を腐蝕せしむるの虞があるのである、故に刑務作業賃金給與制を確立し進んで自給自足へ進まなければならぬ、その働き高による賞金に對する請求權を認め現在の如き一種の奴隷的作業を捨てゝ受刑者の人たるに價する存在を認めなければならぬと思ふ

働く上に於ける不斷の緊張さや、人に知られぬ苦痛を味ひつゝある社會の勞働者と比較したとき受刑者は、さうした苦痛や生活に對する不安は毫も味はずに過して行かれる、失業の憂も糧の不安もあらゆる生活上の戰鬪は全く休戰狀態になつて居る、生きんが爲めに働くのだとの眞劍さは、その片鱗をも見出す事は出來得ない、かゝる雰圍氣の裡に養成せられて居る受刑者が時來り激甚なる生活場裡に送り出された時は果して自ら働き自ら食つて行くとの正しい强い意志の下に能く荒浪が乘り切れるであらうか、彼等に働くことの價値の尊さや、勞働に對する趣味を涵養するには、どうしても働くことを高めてやらねばならぬ、只時間から時間まで働いて居るなら動物と何等異る處がない、

社會の勞働者が働くことによつて賃金を得、それによつて生活して行く以上又受刑者に作業を課する所以は社會復歸といふ大なる目的がある以上は、やはり受刑者にも自らの糧を自らによつて稼ぎ出さしむるが爲めに作業賃金給與制が最も合理的でなければならぬ、

彼等をして釋放後自ら生計を支へしむる爲め飽くまで勞働せんとするの意志を鼓舞するには勞働の價値の如何なるものなるかを敎へ込まねばならぬ、即ち勞働に對する報酬を與へる奮發心を刺戟せなければならぬ、かくして勞働の趣味を得意志を奮起せしめ然る後最後の努力として釋放後直ちに就くべき職業を訓練してやつたならば玆に至つて始めて刑務作業を合理化せしむることが出來得るのであらう、

以上の如く產業の要素たる勞働者そのものに已むなき種々の缺陷を有する刑務作業の現在が民間の營利會社と比較にならないのは或る程度までは必然性のものといはねばならぬ、

刑務作業に於ては企業の要素たる資本關係に於ても、又一大缺陷を有して居るそれは會計法の制約である民間の商工業家達は一つの資本を數十回も運轉せしむる、それだけの運轉が出來なければ企業家として到底引き合はない、例へば一萬圓の資本とすれば數十萬圓の働きをさせることが出來得る、假りに一割の利益としても年數萬圓の利益を得る勘定となるわけである、然るに刑務所の資本は其の都度國庫へ納入しなければならぬから一萬圓の就業費に對し一割の利益とすれば只の千圓の收益しかならない、思ふに官廳と雖も苟も作業を營ませる以上は社會の企業家と大差ないだけの資金の運用を爲さしむるのが合理でなくてはならない、故に私は將來刑務作業をして發展せしむるにはどうしても就業費は之を特別會計制度とし、其の運用は英斷を以つて刑務所長に一任せられたならば刑務作業の經營事業の遂行を容易ならしめ常に資金の流動を圓滑ならしむるを以つて刑務作業の敎育眼からして受負作業の如きを

刑務作業に於ては企業の要素たる資本關係に於ても、又一大缺陷を有して居るそれは會計法の制約である民間の商工業家達は一つの資本を數十回も運轉せしむる、それだけの運轉が出來なければ企業家として到底引き合はない、例へば一萬圓の資本とすれば數十萬圓の働きをさせることが出來得る、假りに一割の利益としても年數萬圓の利益を得る勘定となるわけである、然るに刑務所の資本は其の都度國庫へ納入しなければならぬから一萬圓の就業費に對し一割の利益とすれば只の千圓の收益しかならない、思ふに官廳と雖も苟も作業を營ませる以上は社會の企業家と大差ないだけの資金の運用を爲さしむるのが合理でなくてはならない、故に私は將來刑務作業をして發展せしむるにはどうしても就業費は之を特別會計制度とし、其の運用は英斷を以つて刑務所長に一任せられたならば刑務作業の經營事業の遂行を容易ならしめ常に資金の流動を圓滑ならしむるを以つて刑務作業の敎育眼からして受負作業の如きを

廢して、官司作業や委託作業に全力を盡したならば、刑務作業の合理化は期して待つべく進んでは行刑の合理化となるのである、

以上の如く企業の二大要素に於ける缺陷が主因として上述せる如く民間の會社などゝ比較にならぬ貧弱な作業收入をなすわけと思ふが然し如何にしても作業能率を上げたいよりよき作業收入を擧げたい以て刑務作業本來の目的を達したいとの事は刑務官として當然の心理であらねばならぬが私は以上の二つの問題が根本的に解決せざる內は到底眞の刑務作業の合理化は望まれぬと思ふ。

終りに私は現在に於ける夜業廢止の斷行を叫びたいのである、

人の勞働は身體と精神の健否により自ら左右せらるゝもので疲勞しきつた人間には如何に喧しく鞭韃しても決して能率はあがらない、完全な働きは適度の休息を與へてこそ絕えず身體も精神も肝快に元氣よく勞働に從事することが出來得る、隨つて作業能率も增進せらるゝので

ある、要はその作業に趣味を持たしめ全力を注ぎ込んで始めて能率は增進せらるゝに至るのである人の能力には自ら制限がある、無制限な機械力でも種々の故障が起る試みに今日の受刑者の夜業狀態を見るに不充分な電光の下で活氣なき作業狀態では只時間を過すの慮なき能はずではなからうか、殊に極寒の際に於ける夜業の如き能率の上がらざる事は實驗に徵して明なことでしかも此の夜業に對する電燈料や極寒地帶刑務所に於ける工場採暖に要する莫大な經費等と夜業により得る收入とを對照したならば其の收支の償はざること、又官吏の疲勞及刑務作業の感化敎育主義との點等を考慮する時誰かこの不合理なるに驚かざるものあらんや故に私は夜業制度の廢止せられんことを絕叫するものである。

私は更に一言申述たい、彼等受刑者には常に希望と責任とを持たせたい、犯罪の多くは自暴自棄の結果である希望に燃え前途に光明を見つむるとき人生は向上の一路に進むのであるましてや一度常規を踏み外したる彼等を救ふには希望と責任を與へ以て責任を自覺して希望に輝くとき、そこに始めて能率は增進せらるべく行刑の目的は達せられ眞の刑務作業の合理化を期せらるべし。

○

1 はしがき
2 作業大刑務所
3 適性檢査
4 勞働時間及課程
5 賃金制度の是認と遺族扶助
6 累進制度の運用と作業强制
の普遍化
7 けつろん

小菅刑務所　横山和義

(一) 刑務作業は所謂刑法上の定役である。刑罰が犯罪に對する應報なりと目せられた時代に於ける定役は囚人に對する苦痛そのものであつた。然るに、刑罰は教育であり、總ての教育は勤勞の礎石にのみ是認し得るものとせられてから、定役は囚人に對する唯一無二の敎材と化し玆に刑務作業は長足の進歩を示した、然へ、社會のそれに對比すれば等差の餘りにも甚だしいことを痛感せずにおられない。勿論、社會一般の工業界が其の目的を營利に置くに反し、刑務作業が刑事政策上の目的達成を唯一のものとして是認せられ作業收入の如きは寧ろ附屬的な利得として餘り重要視されなかつたことに其原因が胚胎しておると見ることが出來得やう。從つて國家が每年多額の行刑費を支出することが寧ろ當然視されて來たのである。乍然、刑務所が多數の勞働者を擁し、幾多職員が指導の任に該つて尙斯くて私は此の二つの問題の解決によつて刑務作業の合理化を期待せらるべきものなることを切言するものである、

(終り)

且つ國家の補助を仰がねばならぬとは如何に國家財政や國民經濟が刑事政策の目的に從屬的關係にありとは謂へ、社會の通念に照して誰か之を妥當視され得やうぞ。元より多くの利益を擧ぐることが刑務作業の目的ではない、だが少くとも刑務所が一つの小社會をなす以上、他の補助を受くることなく自給自足し得る樣經營されて行かねばならぬ、それが刑務作業をより隆昌進展せしむる所以であると共に、受刑者をして自立獨行の精神を養成せしむる唯一の手段と謂ふべきではなからうか、又刑務所が自給自足し得るやう作業を經營し得た曉に於てこそ受刑者は社會の諒解を得べけれ、國家から多額の補助を受けつゝ、如何して諒解など期待し得ることが出來得やうか。殊に經濟國難の憂深刻なる秋に於てをやである。

玆に於て刑務作業は自給自足を目標として經營されて行かねばならなくなる、そして又、受刑者に對しては憂然飽食せしめないやう計畫を樹てゝ行かねばならない、而して斯く合理化せしむることが私達刑務官に與へられた重大な責務と謂ふべきではなからうか。以下作業合理化に就き愚說を述て諸賢の叱正を乞はんとするのである。

(二) 抑々吾國に於ける刑務作業の狀態を見るに、規模の大小はあれ何れも官司、委託、受負の三經營方法により行はれておる。而して甲刑務所に於て木工、洋裁印刷、靴工等の業種が行はると見れば、乙刑務所も亦丙刑務所にも之を見るの狀態である。如斯復式的經營方法は、經濟的に又生產的の無駄が多く、之を合理的な經營と謂ふことは出來ない、要之するに刑務作業は人を高價に物を安價にする經濟の目的に乖反するものと謂はねばならない、人を高價にし物を安價にすることが經濟の目的であるならば此原理は刑務作業にも當然是認されねばならぬのである。玆に於て私は現在の作業經營に最も便とする二三の刑務所を作業大刑務所とし、他を作業普通刑務所とす、而して各作業區に於ては註文、販賣及素品の購入其他一切の外部との交涉の圓滑を圖り、迅速を期する爲作業委員會を設置す、而して作業大刑務所には職業訓練所を併置し、新進有能の士をして指導の任に該らしめ、優秀な技能者を養成しそして優良確實な製品を生產せんとするのである。

而して作業大刑務所と然らざる刑務所との間には必要に應じ技能受刑者の移送及機械器具の保管轉換を行ひ、以て作業經營上協力共助の下に圓滑を期し、能率の增進を圖らねばならぬ。乍然作業大刑務所がかく技能受刑者を集中し、機械器具は勿論有爲な作業種目を獨占することは反面に於て作業普通刑務所の職業訓練的作業施設力の缺乏を來し數化上由々しき問題を誘起するに至らずやの掛念なきに非ざるも、之を大局より觀察する時は毫も斯る弊害なく、寧ろ作業大刑務所が官司及委託の二方法を採用する結果は自ら受負業の縮小となり官司業の監督を

調る所以となる。又作業を統一して經營する時は即ち生産率を高からしむることゝなる。然し教養を主とする少年受刑者に對し本制度は適用すべきでない。

(三) 而して大量生産すべく作業經營を合理化する時は、作業種目の減少せらるゝ弊は免かれぬ、從つて業種の選擇賦課に該つては從來より以上の努力こそ必要である。若し一度之を誤る時は行刑全體の破壞を招來するものと謂はねばならない。玆に於て監獄法第二十四條の所謂、衞生、經濟、刑期、健康、技能、職業、將來の生計の斟酌のみでは足れりとすることは出來ぬ。元來作業に對する適否は人の天稟に俟つもの甚だ多く、其天稟の作業に適すると否とは其能率に甚大なる影響を及ぼすからである。然るに業を求むる者の多くは自己能力が如何なる作業に適するか知らない、作業適否の選擇より處遇上受くる物資の多からんことを目標とするのである玆に於て作業の選擇賦課に該つては其適否を科學的に考査し、尙監獄法上の條件を斟酌して各々適應する業種に就かしめねばならぬ。其者に適應する業種が與へられた時、作業意慾が喚起され能率の增進が期待さるゝのである。

(四) 又刑務作業の數化的威力を發揮し生産率を多からしめんには玆に適度な勞働時間が是認されねばならぬ、牧種遞減の原則により時間の延長のみを以て能率の增進を期待し得べきでない。然らば其の時間を如何程とすべきかは刑務作業の合理化上最も重要な問題である、已にアメリカ聯邦社會局は、十時間勞働より八時間勞働が能率上優良なることを立證しておる。然らば刑務所勞働も亦八時間制を採用することによつてよりよき結果を見ることが出來得やうか。元より受刑者は將來社會の勞働時間の支配を受くるものなれば、民間の勞働時間を以て刑務所勞働に是認することは之を妥當視することは出來ない、然し現在に於ける平均十二時間半の勞働は、決して彼等の勞働意慾を喚起し、精一ぱい働かしめ得るものとは考へられない。私は徒らに其心身を困憊せしめ、其の生氣を枯渇し、作業に對する嫌厭の情を惹起せしむるものではなからうかと疑ふのである。若し然りとせば刑務作業による教養訓育的效果を收むる能はざるは勿論、能率の增進など期待し得べくもない。徒らにソヴイエトロシヤやチエムスキーの監獄制度を模倣するにあらねど、作業時間の短縮を主張して止まぬのである。而して其の時間は最長十時間を限度とし、土地と人とを對照として刑務所長の裁量に委ぬべきである。

又作業時間と共に作業合理化上考慮せねばならぬことは科程の問題である。科程高きに失する時は勞働に對する嫌厭を起し、或は與へられた料程の完了を急ぐ結果は粗製濫造に流れ、又は料程の貸借となり玆に行刑紀律の紊亂を來し、虛僞の心情を惹起し、低きに失する時は徒らに自尊心を高からしむることゝなる、不當に堵はれた彼等の自尊心はやがて勞働社會に復歸する時必ず使害を受くるのである。こゝに彼等は失望の淵に奈落し遂に再犯に至るのである。從つて科程は常に自由勞働に於ける一日一人の勞働科程を標準として、適度な裁量を與へ以て斯る弊害を除き、且能率の增進を圖らねばならぬ。

(五) 而して上述せる如き適度な勞働時間や科程が定められても、人の本能として誰か只働を喜ぶであらうか、只働を强うる處に感情反抗が起り、不注意及懈勞が始まるのである。其結果として能率增進など期待し得べくもなく又彼等の社會適應性は望まれなくなる。之れ賞與金制度が是認された所以である。而し相當全く彼等の權利の如きも法規上恩惠的給與の域を脫し得ない。從つて收容中之を本人の財產の一部と見ることを得ない、其結果として自ら處分し得ないことは云ふまでもない。從つて現在の勞務提供に對する效果は釋放と云ふ遠き將來にあらねば見ることを得ないのである。從つて賞與金の齎す效果は餘りにも薄弱と云ふべきではなからうか、殊に無期又は十年以上の長期受刑者に於てをやである。勿論收容中と雖も例外的に交付し得るも、其範圍極めて狹く、且つ嚴格な制限に支配されておるが故に、いとしい妻子から窮狀を訴へられても法定の計算高に滿たさしむることが出來ない。玆に萌芽した道義的觀念も二葉の芽生で摘み取られねばならなくなる。これ等の敎化上及ぼす弊害は勿論、能率上に及ぼす影響や實に大なりと云ふべきである。玆にグレノブスの所謂賃金制度が是認せられねばならなくなる。そして彼等の働き高に相應した賃金を與へ、其中より生活費や遺族の扶助料其他必要と認むる場合に於ける支出は彼等の任意とし、以つて人としての勞働をなさしめねばならぬ。人として勞働せしむる時人としての心情が湧出し、人としての努力が生れ、働かざれば喰ふべからずてふ標語なくして自ら働き、敎養訓育の主旨に叶ひ而して能率の增進は疑ふべくもない。

私は更に受刑者の家族に對して、力强い救濟の途を開くことが刑務作業の合理化上、最も重要なるものと信ずるのである。一家の主柱たるべき夫が家庭から奪はれた時、家族は忽ち路頭に迷はねばならなくなる。玆に國家は一犯人改善の爲更に數人の無辜な國民を犧牲否苦しめつゝあると云ふも蓋し過言でない。之れ其罪九族に及ぶと謂ふ昔日の刑罰と何等異る處あらんやだ。受刑者を改悛せしむるも作業の能率を擧ぐるも、其者から後顧の憂を除いた後でなければ期待さるゝものではない。已に正木先生は刑事補償法に對應して、犯罪人の家族に對する救護法を叫ばれておる。私は其の暖かな法の出現を期待して止まないのである。

(六) 又刑務作業の合理化は自由刑の彈力性を核心とせる、累進制度の埒外に於て是認し得るものではない。即ち其者の日常生活上に於て受ける種々なる特權を一に其者の作業の勉否と、能率と、行狀

の如何によつて與奪することになつておるから、彼等は自ら自己を制し、作業意慾を喚起し、勞働の快樂を味ひ、ともすれば勃發せんとする嬉勞を抑へ、玆に堅忍不拔の精神が養はれ自力的改善が期待され、而して能率の增進を見ることは疑ふべくもない。從つて階級の等差は成るべく與ふる特權の差を大ならしめねばならぬ、そして如何に鈍感なる者と雖も、自己の現在級に晏如として止まること能はざらしめねばならない。乍然苟も人として必要なる對照、即ち糧食及慰安は總ての者に公平でなくてはならない。所謂オダンゴ式の累進法は是認すべきでない。彼の勞働改善法が金錢受贈及計算高の處分權を其內容とし、糧食及慰安を除外せるも之等は人として凡ての者に公平にせねばならぬ生活條件であるからである。こゝに於て監獄施行規則第百五十四條即ち、賞遇中に於ける特別なる糧食及飮料を給與する旨の規定は之を妥當視することは出來ない。要之するに累進制度は勤勞を礎石とする社會生活への順應作用である以上、上級者に對しては更に接見及信書の授受に關する人と度數との制限を撤廢し、尙外出制度の是認を主張して、止まない。何となればかく人としての生活を營ましむるに非ざれば、彼等は人としての修養が出來ず、又人として働きそして能率を發揮することが出來ぬからである。所謂行刑の三位一體は累進制を採用することに依てのみ期待さるゝからである。刑務所の自給自足も、受刑者に對する働かざれば喰ふべからずてふ觀念も、亦累進制度の埒外に於て是認せらるべきでないことが明かになるのである。

從つて禁錮及拘留受刑者をして晏如として飽食せしむることの不合理なることは述ぶる迄もない。之等は勞働を賤視し作業强制の有無を以て刑罰輕重の標準とされた應報時代の遺物にして、刑罰は敎育であり總ての敎育は勤勞の礎石にのみ是認し得るものとせる現代の思潮に鑑み、其差別を撤廢し等しく受刑者に作業强制を是認することは、焦眉の急と謂はねばならない。刑務作業の合理化は、懲役たると禁錮たるとを問はず、更に刑期の長短、男女の性別、年齡、地位、敎育の程度如何に不拘、作業强制の原則を採用せねば期待されない。殊に釋放後の活社會は惡戰苦鬪、以て一家眷族を扶養し得る者のみを迎へてをるではないか。其大なる試練の前に尙且つ打勝つべき鞏固なる精神と、肉體とは作業强制によつてのみ與へ得らるゝのである。已にドイツ行刑法草案は行刑界に於けるこの暗黑面に大なる光明を與へた、これ全く行刑の一進化として大いに讃美せねばならぬと共に、吾行刑にも亦之を是認されんことを切望するのである。

(七) 而して刑務作業の合理化に伴ひ、之と不可分的に起る問題は民業壓迫の非難である。刑務作業は須らく經營合理化の原則に從つて統制せねばならぬことは國家財政、國民經濟及刑事政策の三觀察點より見て、其何れもが一致する處である。然し民業を壓迫すべからずとの相乘

反する條件の下には、刑務作業の合理化は期待し得べくもなく、又刑務作業として爲すべき業種なく、玆に刑務作業は根底から覆されねばならなくなる。作業經營の癌はこゝに胚胎しておると見ることが出來やう、(勞働改善法は監獄作業を經營上一私人と見做し同樣の權能を與へそして此非難から逃れてをる。)

乍然、自由刑本來の目的は作業を離れて是認することを得べきでないから、斯る非難に拘泥することなく、飽くまでも其目的に向つて勇往邁進せねばならぬのである。然し刑務作業が犯人を改善する爲善良なる個人の生業を奪ふことが苟にもありとせば舊犯人を改善して更に新犯人を造るものと謂はねばならない。玆に刑務作業は社會の同業者と競業せずして、作業能率を高からしめねばならぬとされ官用主義が是認された。そして其要を國家機關及公共團體に求むることゝしこの非難に對する唯一の安全辨とされた。然し刑務所に對する交涉、註文簡易ならず、大量註文に際し製品の不揃、粗製濫造、或は納期を遲延し、至急の調達をなし得ざる等の非難の下に官用主義は未だ徹底されずして、交涉に簡易なそして大量註文に際し、均一された優良品を速に調達し得る社會にと其供給を求むるに至つた。然し官用主義は刑務作業の合理化と不可分的關係にあるを以て、私達は最善の努力を以て其徹底を圖り、而して自給自足へと邁進せねばならぬのである。

終り

○

若松刑務支所　佐藤宗助

(一) 歐洲大戰亂を一大轉機として色々の方面から世界に對して改造運動の行はれたことは言ふまでもない。殊に經濟界を風靡した產業合理化運動は今や我國にも輸入せられ朝野等しく其の重要性を認められる樣になつた。而して生產及び分配に關する中世時代の家內工業手工業的經營の傳統を棄てゝ工場經營の近代工業の確立したことを產業革命と稱するならば戰後全世界を風靡した產業合理化運動は第二の產業革命を來しつゝあると言つても差支ないであらう。かくて產業の自由主義の生んだ放漫無秩序無統制の戰後の世界の產業界は、漸次精算されて將に總決算時代を現出しつゝあるのである。讓て我が刑務作業の現狀を展望する時最近の深刻なる經濟界の沈滯期の影響を受けて恐慌のどん底に悲鳴を擧げつゝある有樣である。この瀕死の窮境にある刑務作業を如何にして蘇生せしむ可きかと云ふ事は現下に於ける刑務作業問題の癌となつたのである。此の難局に直面して取る可き對策について消極的と積極的の二方法がある、然しながら前者の姑息的な彌縫策は營養不良より萎縮遂に枯死へと導く危險がある。故に先づ合理化と云ふ輸血方法を行ひ起死回生せしむると云ふ後者の積極的の對策を必要とするのである。

刑務作業が社會の經濟狀態と呼吸を同じくする以上經濟上の鐵則を無視して其の更生は望まれない、こゝに眞摯なる研究と實行とを期さなければならぬ所以があるのである。

(二)

ドイツ合理化局はその定款の冒頭に於て合理化とは技術及計畫的秩序によつて經濟性を向上せしめ從つて又之によつて財貨の代償の低下その供給の增加並にその品質を向上せしむる凡ての技術を云ふ。この目的を達するためにはこれに關係ある凡ての人々の協力一致の行動に俟たざる可からず。ドイツ合理化局はかゝる關係者の協力一致を誘致しこれを後援せんとするものであると定義して居る此の定義に於て吾人は二つの事項を發見するのである。

第一合理化とは人の勞働の效果を出來る限り向上せしむる凡ての技術的及組織上の手段を應用することを云ふのである。

第二此のためには凡ての關係者の協力一致を必要とするのである。

この二つの觀念は合理化運動の指導原理であると共に人の勞働力と云ふものが如何に重要視せられつゝあるかゞ認識されるのである。

十九世紀時代は機械の時代と稱らせた丈けあつて殆んど勞働力と云ふものは顧みられなかつた故に生産の要素は(一)建物(二)設備(三)機械にあるとせられた。然しながら十九世紀の終末より機械の發達が大體に於て飽和點に達するや煩悶なる工業經營の要素は(一)原料(二)機械(三)勞働の內勞働が最重要なりとしこの方面に注意を集中する樣になつた。即ち昔は單に肉體の力のみで機械的に働いて居れば事足れりとせられたが今日では人間の精神力即ち性能理習意慾等の働きを肉體の力と結合せしめて人間の能率を遺憾なく發揮せしめると云ふ樣になつた。勞働の原理は刑法の範圍に於ても漸く最近重要視されやうとして居る、行刑に於て受刑者は第一に凡て人として働かねばならぬ。第二は凡て其の勞働によつて修養せねばならぬ。第三に凡てその勞働に於て經濟上の能率を發揮せねばならぬ。「勞働が先づ人の責務とされその責務を果すためにそれが權利とされさうしてその作用が完ふされるといふことを受刑者の最後の一人までそれを認めるといふこと」それが刑法の改革の最後の標的と考へられねばならぬのである。即ち勞働の中に人としての責務が自覺され人としての修養の手段が發見されさうして人としての經濟的社會的能率が工夫されねばならぬ。勞働はかくて行刑上の原理として新たに把握されねばならぬのであると學者から叫ばれるやうになつたのである。これらの事實を綜合して刑務作業の合理化の問題を考察するならば(一)受刑者の改善を目的とすること二これがためには出來るだけ受刑者の勞働力を向上せしめなければならぬと云ふことに歸結せられると思ふものである。

(三)

働かざる者は須く食ふ可からず。刑務作業の合理化は先づこの原理を基本として考察されねばならぬ。働くと云ふことは社會に必要有益なるものを作ることである客觀的に云へば貢獻であり主觀的に云へば創造である。故に收容者に與へらるゝ作業の目的は勞働を通じて人間の創造力を發揮せしめ勞働を通じて協同生活に對する自治と責任の自覺を促すことであらねばならぬ。

人間は個性によつて其の働きを異にするから個性に適應した作業を賦課することが大切である。適材適所の配置と云ふことは作業合理化の基礎的工事である。故に保健技手教誨師作業技師等は各自專門的な立場から愼重なる考査の上に作業の指定を爲さねばならない。そして人間の精神力たる個性を出來るだけ肉體の力を通じて物的被造物の上に表現せしめる樣にせねばならぬ。次に個性に適應した作業を與へたのみで拋り放ちで指導奬勵することなき限りは何等の效果を擧げ得ない。昔の職業には見習と呼んで永い間見習せるだけで指導奬勵すると云ふことがなかつたがために適材者はその技能も早いけれど不適材者は何年經つても一人前になり得ないと云ふ譯で如何に職業敎育の不振が產業の發達の障碍となつたかゞ推察されるのである。故に個性に適應した作業を與へたなら作業に對する趣味を持たせる樣に導くと共にこれが自己の生活に直接必要なる業であると共に其の職業の社會的關係の重大さを認識させて勞働の習慣職業の訓練を奬勵するやうに心掛けねばならぬ。現今各刑務所共收容者の勞働力を向上せしむるためにイ麥湯及茶の給與(ロ)入浴度數の增加(ハ)特種の食菜の給與(ニ)圖書室の書籍の看讀許可等其の他種々なる作業の督勵規程を設けて其の方法に腐心して居るが何れも大同小異で、お圈子式のやりかたである。もつと根本的に收容者の自覺的活動を促すやうな方法を講じなければ完全でない。從來は如何にして彼等を作業に勉勵せしむるやうに「騙すか」と言ふ所謂的な方法のみを考へて居たが今日の作業は少くとも如何にして彼等を「目覺めさせるか」の能動的な方法へと轉向すべきである。これが解決には先づ休憩時間又は休業日曜等を利用して社會の有識の士を招聘して職業敎育に關する講演を依頼するとか又は作業技師作業技手敎誨師等が率先して職業敎育を實施するとか工場內の適當の場所へ職業敎育の參考になる統計圖模樣圖等のポスターを貼るとか又は各控訴院管內に受刑者職業訓練所を設置するとかによつて收容者の創造力を養成せしむると共に一方には自治と責任に對する訓練を講じて人格の向上化を圖らなければ決して適當な效果は擧げ得られないと思ふものである。

(四)

刑務作業に對して最も重大なる利害を及ぼすものは作業時間作業科程及作業賞與金の問題である。

(イ)作業時間。に就いては生理的心理的社會的方面から科學的に研究して標準を立てなければならぬ。殊に作業時間中に於ける疲勞狀態を研究して合理的休息方法を設けて作業時間を標準化し就業者をして精神的にも肉體的にも酷使と過勞に陷

らざるやう保護することが大切である。

餘りに長時間に亙る作業の繼續は人間をして機械の奴隷たらしめることになると共に勞働力の搾取となる虞れがある。又危險なる事故の發生は概してこの緊張力の弛緩するところに胚胎するものであるから常に元氣で喜びを感じながら勞働に從事せしめるやうにすることが大切である。

(ロ)作業科程。作業科程とは人の働を標準化することである。一定の標準まで導き寄せることである。故に餘りに作業科程を高きに失する時は就業者をして作業を嫌忌せしむることになり又餘りに作業科程の低いことは自己の能力を過信せしむる虞れがあり何れも刑務作業の教化的價値を削弱されることになるから最も合理的研究の上に設定することが大切である。殊に作業科程は仕事の質と量とをその人の働きの中に蓄積する手段であるから正しき作業訓練は常にこの作業科程を目標として講ぜられなければならぬ。

(ハ)作業賞與金。作業賞與金の給與に就いては恩惠說權利說の二つの學說があるが法理的の論爭は如何なるものであろうとも吾々は實際的な立場から檢討するならば作業賞與金の使途については受刑者に對する教化的價値の有無を標準としてその範圍を決定することを提唱するものである。今日の行刑は自主獨立の善良なる社會人をつくるのが目的だとよく言はれるけれ共社會に對する接觸面の餘りにも僅少な現行制度の許に於ては無理な注文である。漸く二月に一回の書信の往復と接見とによつてどうして社會の脈膊に自己の精神を觸れしむることが出來やうぞ。社會の中に眞の社會の姿を發見せしむることが出來るのである。行刑によつて苦しむものは受刑者自身よりも殘された家族であると言はれて居る。故に家族への送金等によつて自治と責任の觀念を發起せしめ本人と家族との融和親睦を圖り或ひは犯罪に依る損害を賠償せしむる事等によつて隣保共助の精神を助長し改悛自新の拍車たらしむることが肝要である。かくてこそ刑務作業は凌辱的價値としての存在が否定され教化的價値としての存在が肯定されるのである。かくの如く作業時間、作業科程、及作業賞與金、の問題のみでも行刑に及ぼす影響は甚大であり。その他作業經營の方法、作業の賦課、職業訓練、能率增進等、幾多大小の問題が或は縱糸となり或は橫糸となり互に作業組織の中に織込まれ更に行刑と云ふ彪大な織物をなしてゐるのである。しかく複雜多岐にして殆んど自由刑の死活を支配する程の重要性を帶びつゝある刑務作業に對し從來の研究機關の設置のなかつたと云ふことは法治國としての大なる恥辱である。如何に善美なる刑事法典と如何に完備せる刑務所とが存在しても自由刑の本質とも云ふべき刑務作業の問題の等閑に付せられて居る限り健全なる刑政の發達は到底望むことは出來得ない。故にこれが解決策として中央に刑務作業研究所、若しくは作業合理化研究所といやうな機關を設置して作業を中心とする凡ゆる研究と調査即ち心理學生

理學、社會學、刑事學、發明の審査、工場管理、勞働運動等、其の他凡ゆる方面との關係を科學的に實驗的に調査研究して刑務作業の行政的作用と相提携して常に正しき行刑制度の方針の確立と發展とを期するが爲めに是非この機關の設立せられん事を望んで止まぬものである。

(五)

社會文化の歷史を見ると科學でも經濟でも政治でも法律でも凡て發達するに從ひ其の研究は一方には非常に精緻に分析化せらるゝと共に一方には莊嚴に雄大に綜合化されて行く傾向がある。これを卑近な經濟上の例に見ても田舍の雜貨店などに比較すると東京の三越や松屋といふやうな大デパートになると凡ゆる專門の部門は精密になり其の綜合力もずつと優れて其の經濟組織に於ても非常に大規模である。其れと同じやうに刑務作業も如何に個別的又は局部的な方面の色々な調査と研究が積まれ又は改善が行はれても大局的全體的な方面が閑却されて居る間は眞の發展は期し難い。合理化と云ふこともこの全體性を有する處に眞體が存するのである。戰後の獨逸は米國から合理化の本體を輸入し之に體系と組織とを與へ擧國一致して合理化運動を起したがためによく其の特色が發揮されたのであるが、故にドイツ合理化局も『この目的を達するためにはこれに關係あるすべての人々の協力一致の行動に俟たざるべからずドイツ合理化局はかゝる關係者の協力一致を誘致しこれを後援せんとするものである』と言つて居る即ちすべての人の經驗と智識を交換し衆智力すべての人が利用しすべての人の協力を集めた粹をすべての人が利益し全體としての力を强くすると云ふのであらねばならない。故に一騎打ちの功名は絕對に許されない。其處には非常な犧牲心共同心の發揮が必要とされるのである。個々の作業の合理化から企業全體へ、企業全體から產業全體への合理化へと進展するところに合理化の特色があるのである。故に刑務作業の合理化も先づ協力一致の精神にその基調を置かなければならない。戒護と保健と敎化と作業とが局部的地位に立籠つて統觀反目するやうなことであつてはならぬ。互に其の職務を尊重し其の地位を理解しつゝ大局的全體的立場から協力一致して作業の合理化を圖るのでなければ決して效果は擧げることは出來得ない。又如何に役人のみが一生懸命に努力しても收容者が無自覺で惡事の年貢納めの氣分で働かれては何もならない。收容者が如何に勤勉努力しても役人が是を認めて熱心に監督指導してやらねば駄目である。故に作業を合理化するためには外部から內部へ働く企劃監督奬勵といふやうな作用と收容者自らの內部から外部へ働きかける創造自治責任といふやうな作用とを融和一致せしめることが肝要である。又上は典獄より下は受刑者の末に至るまで異體同心となつて目的のために精進するところがなければならぬ。このためには『是』を確立することにしたい。例へば村是又は縣是國是とが云ふやうに刑務作業に對する『是』を樹てこの『是』の爲めに職員も收容者も協力一致して意識的な活動を起すことである。此のためには週間制度のやうなものを設けて時々實行すると

云ふやうなことは最も機宜に適したやりかただと思ふものである。次に各刑務所の群雄割據的な企業組織には其の技術の上に其の經營の上に非常に無駄が多いから全國の刑務所が斷然協力一致して縱にも橫にも企業の集中化を圖り以て鞏固なる基礎の上に大同團結して世界の經濟戰に對むと云ふ覺悟が必要だと思ふものである。これが具體的方法に就いては昨年十二月の刑政の誌上に江藤典獄殿の作業經營の合理化と題する中に作業管理機關の設置について詳細に共研究を發表されて居るが該機關のやうな制度を刑務作業の確立と經濟的發展の爲めに一日も早く實現せらる可きことを望んで擱筆するものである。

松江刑務所　山崎正治

○

(一)　總說

近時社會に於て、曰く產業合理化、曰く農業合理化等と、非常に喧ましく論議されだした事は注目に價する、抑此の合理化なる言葉は初め獨逸の產業界に於て唱導せられたものであつた、併し米國に於ては古くから唱へられてゐたものである、合理化とは冗費を節減することである、言換れば少額の經費を以て多額の利益をあげることである、然れ共刑務作業の合理化は產業合理化とは全然其手段方法に於て根本的に異ならなければならぬ。尤も刑務作業を唯營利的なるものでありとすれば或は產業合理化の如く其方法手段に於て同一なればよいかも知れないが刑務作業が單に營利を目的とせざる以上同一に論ずべきものではない、乍併刑務作業に於て全く國家の經濟的立場を沒却することは出來ないがそれよりも犯人の改善職業訓練に重きを於かなければならぬことを忘れてはならぬ。

(二)　刑務作業の目的

刑法第拾二條に「懲役ハ監獄ニ拘置シ定役ニ服ス」と規定せられてゐる、而し禁錮其他の刑には定役が認められてゐない、唯監獄法上任意作業が認められてゐる「監法第廿六條」從つて懲役受刑者には作業を强制せなければならないが其他の者は本人の自由意思に任ずべきである、何が故に法律は懲役にのみ定役を科し其他の刑に定役が科せられないか、それは前者は破廉恥罪であり後者は非破廉恥罪なるが故である又前者の多くは人生最大の本務たる勞働を嫌忌し安逸を欲せんが爲遂に犯罪を爲したる產物であるからである要するに懲役に定役が法律上規定せられたる根本觀念は全く應報威嚇の觀念に立脚してゐることは何人も否定することの出來ない事實であるけれ共作業に從事することは必ず苦痛であるといふことは謂へない反つて作業に就かず無爲閑散の境に置かれる方がより苦痛であるといふことは何人も肯定するところである。從つて實際に於て刑罰苦は作業を科せられたる懲役よりも作業を科せられない刑

の方がより一層苦痛である。ラテンの詩人は「人間に對する最も陰慘な極刑は人を無爲の境に追込むことである」といひカーライルも「人が働かんとして職を得ざるは天下に於て運命の不權衡な最も悲慘な狀態である。」といつた。然らば作業に就くことが苦痛でなく人生最大の本務であり、勞働は神聖にして何人も働かなければならぬ以上作業は何れの刑を問はず科せらるべきものである、定役は最早威嚇制裁の手段たる苦痛を與ふるものではない、彼等を眞人間に覺醒せしめる爲のものである、即ち道德的法律的合法的社會生活に一致せしめるためである。刑務作業が全く應報威嚇の思想より脫し目的改善主義の思想に立脚してゐることは何人も否定し得ざるところである。彼等の多くは勞働の本義を解せず之を嫉忌した結果の產物であるが故に作業を科し、勞働の神聖を覺知せしめ以つて勤勞の良習を授け職業技能なきものには技能を敎へ技能未成熟なるものには熟練せしめ以つて釋放後一個の產業的市民たらしめなければならぬ然れ共作業の目的はそれのみではない國家の經濟的立場をも老慮せねばならぬ、何となれば國家は犯罪の爲に或は刑罰を執行するが爲に或は多大の損害を被り或は莫大の經費を要するからこれを支辨するの方策を講ぜなければならぬ、彼等を國家の費用を以つて憂然徒食せしめることは社會的にも道德的にも許さるべきものではない、故に彼等に此の費用の一部又は全部を負擔せしむべきである、然れ共彼等の多くが無資力であり行刑は彼等が好んで受けるものでなく、國家が進んでなすものであるから之を彼等に負擔せしむることは多少穩當を缺く嫌があるから彼等に賦課する作業に依つて其の費用の幾分を負擔せしむることは誠に穩當である、刑務作業の目的も種々なる方面より考察することが出來るけれども其最も主要なる地位を占むるものは國家經濟の緩和ではない實に行刑有終の美である、犯人の改善社會的復歸でなければならぬ何となれば行刑の目的に反する刑務作業は全く無意義であり無價値に終るからである。刑務作業の合理化も又玆に着眼せねばならぬと私は深く信じて疑はないものである。犯人の改善は不能であるから刑務作業は國家經濟の緩和の點に重きを置かなければならぬと謂ふ人がありとすれば其人は刑罰の本質を應報なりと肯定するものにして斷然私の反對するところである。要するに刑務作業合理化の問題は刑罰の目的を改善であると見る人と應報であると謂ふ人と其折衷說を採る人とに依り論說又異なるところである、私は全く前者の立場を以つて論ぜんとするものである。

(三)　行刑より見たる合理的作業

私は刑務作業の合理化は彼等が受刑中習ひ得たる職業に依り釋放後生業として役立たしめそれに因つて倫理的道德的合法的社會生活を爲し得ることによつて初めて刑務作業の意義あり、價値あること、信ずる、故に國家經濟の立場を老慮せ

なければならぬが彼等の改善目的の爲には第二義的のものでなければならぬ、若し刑務作業の合理化は國家經濟及改善目的の兩方面から見て合致したるものでなければならぬと說く人ありとすれば其人は恰も二兎を追ふ者一兎を得ずの類である、成程理想論としては首肯すべき論なれども實際論から見たら空想論なりと謂はなければならぬ。然らば刑務作業が彼等の改善目的の爲になさる、ものでありとすれば如何なる作業でなければならぬか私は刑務作業として合理的なるものは先づ社會的衞生的敎育的なるものでなければならぬと思ふものである。

(一)社會的なるもの、彼等收容者の中の死刑無期刑等の刑罰を受けたるものを除くの外裁判上判決言渡を受けたる一定の刑期終了すればどうせ一度は社會に釋放せらるべきものである、又彼等受刑者を刑務所に收容することは彼等を威嚇膺懲し苦痛を與ふることを目的とせない社會生活に一致せしむるが爲である換言すれば彼等を敎化善導し再び犯罪を爲さしめない樣に釋放後生計の安定を與へ善良なる産業的市民たらしめるにある故に刑務作業は彼等が在所中習得したる作業に依り釋放後生計の安定に資せしむるに足るものでなければならぬ、若し受刑中の作業にして非社會的のものであると假定せんか彼等は長い間の拘禁生活に依り釋放後忽ちパンを得るに窮するに至る彼等が精神的に改善されてゐても其日のパンを得ることが出來ないとき彼等は背に腹はかへられぬ結果多くの者は或は犯罪の道に逃げ込むであらう、故に刑務作業は社會的のものでなければならぬ。

(二)衞生的なること行刑が應報的なものでなく改善目的の上に立つ以上彼等收容者の身體精神をしてより健全なものとせなければならないことは謂ふ迄もないことである、從つて入所前に比して健康狀態が良好になることは悅ばしい現象である。若し收容者の健康狀態が入所後に比しより健康となることを以つて刑罰の効果を減殺ならしめるものであると謂ふ人は行刑を應報視せんとする人である、私は此の說に對して絶對反對である。故に刑務作業は衞生的なものでなければならぬ。構外作業は此點に於て最もふさはしいものである、けれども何れの收容者に對しても是に就かしめるといふことは出來ないのである、室內作業は多くは非衞生的活なものであり非衞生になり勝である、けれ共作業經營上室內作業を廢することは出來ない故に室內作業に付ては可及的衞生施設が講ぜられなければならぬ、それには一般社會に於ける如く工場法案を設け工場施設の改善を計り就業者の健康保持增進に努めなければならぬと思ふものである。

(三)敎育的なること、行刑が敎育であるといふ說は斯界の學者も實際家も一致するところである、行刑が敎育であるといふことは敎誨敎育を施したり或は書籍其他の新聞雜誌を看讀させたりすることのみが敎育ではない正木學士も收容者の精神的改善を掌る敎誨師や敎育を授ける敎化官のみが敎育者であり改善者であつてはならない、作業技師も技手も保健技師も戒護官吏も皆敎育者であり、敎誨師でなければならぬといつて居られる。行刑が敎育でなければならぬ以上行刑の構成要素である作業も又敎育でなければならぬ、といふ所以である。元來刑務作業は所謂法に規定する定役である故に作業は懲役刑に對する應報威嚇の制裁の範圍を脫せない、從つて苦痛であるかも知れない、けれども刑務作業のみならず社會に於ける勞働と雖も長い間作業を强制せられることは苦痛である。行刑の目的を達成せしむるには威嚇應報の思想を排斥せねならぬ以上行刑に於ける作業も同樣威嚇應報の手段であつてはならない、敎育的なものでなければならぬ。

(イ)勤勞精神の養成、彼等の多くは神聖なるべき勞働を嫌忌し安逸を欲せんがため遂に犯罪を爲したるものであるからして彼等を社會に復歸せしめ再犯を防遏せんとするには犯罪の原因である勞働の神聖なるべきことを覺醒せしめ、以つて自ら勞働にいそしみ勵ましめる樣にせねばならぬ、即ち勤勞精神の養成にある。

(ロ)職業訓練彼等の多くは職業的技能に乏しく技能未熟なるものである 故に職業的技能を授け又は円熟せしめることは彼等釋放後の生計を安定せしめる所以である。彼等の釋放後の生計を安定せしむることは彼等をして社會に伍せしめることは最も望ましいことである。何となれば社會に伍せしめることは改善目的と一致することであるからである。

(四) 作業賦課

刑務作業は社會的敎育的のものでなければならぬことを述べた、しかし是を以つて作業の合理化成れりと謂ふことは出來ない、何となれば作業賦課の方法其宜しきを得なければならないからである。監獄法第二十四條第一項に作業は衞生經濟及び在監者の刑期健康技能將來の生計を斟酌して課すと規定してある如く行刑が收容者の改善にある以上作業も又此點に重きを於かなければならぬ。

(イ)刑期作業賦課に就ては刑期の長短を考慮しなければならぬ、例へば長期刑者には可及的釋放後の生計を安定せしむる樣な作業を賦課せねばならぬ何となれば長期間の拘禁生活に依り職業的技能を失ふとき彼等は釋放後生業を失ひ忽ち生計に窮する虞がある、短期刑者に於ても職業的訓練を施すことは望ましいことであるけれども短期間に於ては到底訓練の徹底を期することが出來ないからである。

(ロ)健康狀態の如何は作業賦課上最も重きを置かなければならぬ、如何に本人に於て釋放後有利なる作業であつても本人の健康狀態を害ふ樣なものであつてはならない、例へば身體虛弱なる者には强力を要する作業は最も不適當である從つて本人の健康狀態の如何を考慮精査して作業を賦課すべきことは肝要である。而して之を遑惶なからしむるには醫學的智識に乏しい作業主任のみの判斷にては不可である、故に專門家である保健技師の精密なる健康診斷の結果を俟つて作業主任は

作業の單一化にあると思ふものである。

(一)刑務所制度の改善、玆に刑務所制度の改善の一端として個性鑑査所なる機關を設置したいと思ふものである、この個性鑑査所なるものを全國控訴院管内に一個所設け其控訴院管内の裁判所に於て判決言渡を受けたる確定受刑者を(但し刑期六月又一年以上の者)この個性鑑査所なる場所に集禁し以つて精神病學的醫學的心理學的見地より各人の個性的鑑査を行ひ性格境遇知能教育犯罪原因其他微細の點に至る迄調査研究を遂げ然る後適當なる刑務所に移送拘禁する様にしたいと思ふ私はそうすることによつて各刑務所間の連絡統一を計り行刑の個別化をより一層徹底せしめ延いて作業賦課の適正を期する所以であると思ふものである。

(二)刑務作業の單一化、刑務作業の單一化といふことは私の獨創語であつて或は當らないかも知れない、刑務作業の單一化といふことは作業種類を少なくするとである、現今吾が國に於ては、一種乃至二種の作業を經營してゐる刑務所がないではないが數種乃至拾數種の作業を經營してゐる刑務所が頗る多い。しかしこれは己むを得ない事であるかも知れないけれども、一刑務所に斯の如く多數多様の作業を經營するといふ事は、經費其他收容者の職業訓練上余り面白くないことであると思ふ、故に私は少なくも二種乃至三種の作業に限定したいと思ふ、何となれば私の謂ふ刑務作業の單一化は經費其他職業訓練上最も有利であるからである、從來刑務所製品の廉價は社會的に好評せられ刑務所の製品といへば廉價でしかも品質優良で飛ぶ程賣行が良かつた様である、然るに近時刑務所製品の廉價が急激に下落して來た、其原因は一般社會が不景氣の爲需要者の減少の爲でもあらう、又一面刑務所製作品が社會のそれに比べて高價であるといふ事も何人も否定し得ざる事實である。當局に於ては是の事實に鑑み收容者の工賃と製品價格の値下を斷行したけれども悲しい事には刑務所の多くが大量生産主義を採らない、即ち澤山の材料を安く買入れてそれで以つて澤山の製品を産出しない結果製品價格が高くならざるを得ないのである、故に一般社會の製品に壓迫され對抗して行くことが出來ないといふ悲しい結果を得なければならないのである。玆に刑務作業(官司業經營の行詰を生ずる理である。私が刑務作業單一化を高調する所以又玆にある、而して刑務所が大量生産主義を採るとき民業壓迫の虞があるけれども其弊は販賣方法の宜しきを得ることに依り緩和することが出來る、又刑務所の單一化の結果はそれのみではない、刑務作業の最も骨子とする收容者の職業訓練の徹底を期する上に極めて有利である、何となれば專任作業技師及技手を置き學理と實地の兩方面より指導訓練を施すことが出來又同一職工を多數收容する結果製品の規格統一を計り職工は自發的に技術の研究向上に努むるに至るのである。職業訓練の徹底を期し生産費の低下を計るとは刑務作業合理化の根本の一である。私は在監者の改善の爲には國家經濟は多少犧牲を拂はなければならぬと思ふ、在監者の改善目的を第二義に置き國家經濟目的を重視するとき刑務所は何時迄經つても社會の落伍者を收容する國家の扶養所であり累犯者を製造する國家機關に終るものであると信じて疑はざるものである。

(五)結論

刑務作業の合理化は刑務作業をして教育的社會的衞生的なものにし且作業賦課の方法宜しきを得るにあると謂つた、私は以上の結論として作業の合理化をより徹底せしむるには刑務制度の改善と刑務保健技師の意見を尊重して作業賦課の決定を爲すべきである。

(六)技能、受刑者の多くは職業的技能なきもの或は職業的技能未成熟なる者であるが故に職業的技能なきものには技能を授け技能未成熟なるものには職業訓練を施して以て一個の産業的市民たらしめなければならぬといふことは前述の通りである從つ職業訓練を施すに於ては技能の有無及其程度等を斟酌して爲すべきは當然である。作業賦課に就ては本人の希望を參酌して爲すべきは勿論なれども其他個性犯罪原因等をも考査せねばならぬ、殊に特殊の技能を有するものには其技能の發揮及向上を計らしめ以つて釋放後役立たしめなければならぬ。

凡そ宇宙間のすべてのものは、ライプニッツがその哲學に於て表明せる如く、決して無意味に存在してゐるものではなく、みな夫々の存在理由と使命とを有つてゐるのである。しかもその永遠に流轉して已まざる萬象の姿の中にも、恰も、廻る轍の中に廻らざる車軸を發見し得るが如く、流轉せざる悠久の理法を發見することが出來る。そして一切のものはその理法を中心として、相互に微妙なる調和とリズミカルな諧調とを保ちつゝ悠遠から悠遠へと流轉し成生して行く。私たちはそこに、近時唯物哲學者たちによつて拒否せられてゐた、自然科學と宗教との一致點を見出すことが出來ると思ふ。更に、眼を轉じて私共のうちなる生命現象に向けるとき私共はそこに、縮小された宇宙を見るのである。宇宙の法則は、その儘に小さい宇宙である。私共の生命現象をも支配してゐるのを見て、自然の靈妙なる作用に驚異の眼を瞠らずにはゐられないのである。まことに生命現象こそは、自然界に於ける運動現象中最も不可思議にして最も高級なる運動である。生命の世界は、いたるところ、調和と諧調と統制との世界である。私は世の中の百般の事件は、生命を中心として運行する所の遊星であると考へてゐる。生命なきところに、法律も、藝術も、宗教も、すべての文化現象は存在しないと考へてゐる。

(醫學博士　永井　潜)

刑政第44巻第8号
矯正図書館

法律新報

第貳百六拾號
昭和六年七月十五日發行
（毎月三回五の日發行）

〔法律新報〕▲裁判官の民衆化（下の二）
〔論　說〕▲陪審裁判を如何にすべきや（辯護士今村力三郎）
▲法律と近代思潮（三、東京商科大學教授常盤敏太外三氏）
▲市疑獄事件の法廷雜感二（辯護士安東正臣）
〔雜　報〕▲大審院事實審理決定竝判決
▲違警罪即決例改正實施期
▲囚人の待遇統一
▲蚊渦錄（三七、辯護士森轂）
▲酒漫談（辯護士秋山高三郎氏談）
〔司法省訓令通牒回答〕▲戸籍事務取扱方に關する件外數件
〔判　例〕▲例により大審院以下各裁判所判決滿載

發行所
東京丸の内仲通三號館
法律新報社
（定價一部金貳十錢　送料五厘）

法學志林

第三十三卷　第八號
昭和六年八月一日發行

法律における文化及び價値……牧野英一
□法律普遍史の規範的意義
ドイツに於ける國法學の近況……ゲー・ライプホルツ
犯罪の被害者に對する損害賠償問題……常盤敏太
人事判例研究……中川善之助
□協議離婚後に於ける婚姻的事實
□親子間に出生したる私生子の認知
エッセンに於けるIKV會議……木村龜二
新刊批評及思潮概觀
□令集解の校訂と註釋
□激情犯に關する新研究
判例　民事七件　刑事一〇件　行政四件　歐文
□我國における刑罰の個別化……（牧野）

發行所
東京大學（東京）
法政大學發行

編輯餘錄

□

アシヤツフエンブルグが犯罪闘爭論を公にして之をエミル・クレペリンに捧げたのは今から恰度二十五年前の一九〇六年のことであつた。

□

氏は今年六十五歳の誕生を祝はれることになつて居るから當時は將に恰度四十歳　而も、二十世紀初頭に於ける刑事學界に偉大なるセンセイションを起されたのであつた。

□

編輯子は今年恰度四十歳恰もアシヤツフエンブルグの犯罪闘爭論を公にされたその年齡と同じであるが而も碌々として僞すこと更にない。四十にしてたつと孔夫子はいつたが編輯子にはアシヤツフエンブルグの如く世をひきつける力もなく孔夫子の如く立ち得る元氣もないのが甚だ悲しい。

□

最近刑務官吏の中にいまはしい事件が續發して居る。洵に悲しい出來ごとである。刑務官はたとひ一看守に至るまでも大衆の師表たるべき地位を有することを各人は意識して居なければならぬにそれを裏切る者の續出はひとり刑務界の不祥事として看過し得べきことであらうか。

□

いよいよ夏休暇が來た。われわれは更に半日の慰安をむさぼり得る特權を與へられるのだ。涼風を滿喫しながら頁から頁へ兩眼をうつす愉快は海水にひたるよりも山に登るよりも編輯子には無上の快樂である。

昭和六年七月十八日夜
あき羅

定價　一冊（稅共）金二十五錢
　　六冊（稅共）金一圓五十錢
　　十二冊（稅共）金三圓
廣告料　一頁　金五十圓
　　二等一頁　金四十圓
　　普通一頁　金三十圓

註文規定

●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は舊住所を御届下されたし。

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和六年七月廿八日印刷納本
昭和六年八月一日發行

東京市麹町區西日比谷町一番地
編輯發行人　佳江敬義
東京府南葛飾郡南綾瀬町小菅三四番地
印刷人　竹田益平
東京府南葛飾郡南綾瀬町小菅三四番地
印刷所　刑務協會印刷部
東京市麹町區西口比谷町一番地
發行所　刑務協會
電話銀座　二三四四、三八二五番
振替口座　東京二五〇五九番

刑政第44巻第8号

矯正図書館

44e Année n° 8 Août 1931

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Masaki, A. — Des problèmes fondamentaux de la réforme de la loi concernant l'exécution des peines.

Kimura, K. — Des idées nouvelles aux Etats-Unis en matière de délinquance juvénile.

Sawada, J. — De l'étiologie criminelle.

Mouvement des idées à l'étranger :

J. Callaham, College for crooks.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)
près le Ministère de la Justice
Tokio